

平成 11 年度環境庁委託
持続可能な開発支援基盤整備事業

国際協力における環境アセスメント

国際協力に関係する人々が環境影響評価制度の理解を深めるために

平成 12 年 3 月

社団法人 海外環境協力センター

序

環境影響評価（環境アセスメント、EIA）は、開発事業による環境への影響を把握し、これらの影響を防止するための施策を導入することによって、持続可能な開発を実現するための制度である。持続可能な開発(Sustainable Development)とは、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境と開発会議において提唱されたものだが、「環境と開発に関するリオ宣言」の第4原則には、「持続可能な開発を達成するため、環境保全は開発過程の不可分の部分とならなければならない、それから分離しては考えられないものである」とし、第17原則において「環境影響評価は国の手段として環境に重大な悪影響を及ぼすかもしれず、かつ権限のある国家機関の決定に服す活動に対して実施されなければならない」と宣言している。すなわち、開発に環境配慮を統合することが求められており、環境影響評価がそれを実現するための制度ということが出来る。このため、今日ますます環境影響評価の重要性が増大している。

開発途上国が直面している環境問題の特徴としては、我が国が高度成長期に経験したような深刻な公害の発生や自然環境の破壊と地球規模の環境破壊の顕在化が同時に起こっているにもかかわらず、貧困から抜け出すために急速な経済開発を求める圧力が極めて大きいことにある。先進国や国際援助機関では、開発途上国に開発援助を行うに当たって環境配慮を求めていることもあり、多くの開発途上国において環境影響評価制度が既に導入されている。経済開発を推し進める途上国にとって持続可能な開発を推進するために環境影響評価制度の整備及び実行能力の向上は急務となっている。

環境影響評価制度は、1969年に米国の国家環境政策法（NEPA）が成立したのがその起源であり、我が国においても、1970年代前半に同制度が導入され、OECD加盟国で最後となったが1997年6月には環境影響評価法が公布された。同法の国会審議における衆参両院の付帯決議では、我が国の事業者が海外で実施する事業や政府開発援助に係わる事業など、海外における事業について環境影響評価を実施し、適正な環境配慮がなされるように努めることが求められた。我が国の環境保全分野の国際協力において、専門家を途上国に派遣して技術移転を行ういわゆる専門家派遣は重要な柱である。しかし、我が国の環境分野の専門家は、国内の環境影響評価についてはある程度の知識や経験を有していても、開発途上国における環境影響評価についてはあまり知る機会がないのが実状である。

このような背景を受けて、本書は、環境分野の技術協力や開発援助に関わる者が開発途上国における環境影響評価制度への理解を支援することを目的として、開発援助に伴う環境影響評価についての概要を紹介している。

大規模な経済開発は、世界銀行、アジア開発銀行や我が国のJICAやJBIC(旧OECF)のような先進国援助機関による融資などの協力を受けて事業化される案件が多く、途上国で行われている環境影響評

価とこれらの援助機関の環境影響評価に関するガイドラインは非常に密接な関係にあるといえる。特に世界銀行の環境影響評価は、環境に重大な影響を及ぼす可能性のある全てのプロジェクトに義務付けられているため、貸付けを求める借入国の中には環境報告書準備のために新たに環境アセスメント制度の導入を図った国も少なくない。これら援助機関の取組みによって、事業の形成・実施・評価等、各段階における地域社会の人々の参加を重要視する参加型開発が主流になりつつある。また、評価の範囲を環境項目にとどまらず、経済、社会、文化的側面も対象にするなど、我が国の取組みとは異なる特徴を有している。

以上の事を踏まえつつ、本書においては、今後とも途上国の開発援助に対する環境影響評価制度において先導的な役割を演じていくものと考えられる世界銀行をベースとする開発援助における環境影響評価制度について紹介することとした。

目次

序

1	環境アセスメントとは	1
2	環境アセスメント制度の発展経緯と国際的な対応状況	3
2.1	環境アセスメントの歴史的発展	3
2.2	各国の環境法にみるアセスメントの対応状況	8
3	環境アセスメントのプロセス	12
3.1	環境アセスメントの流れ	12
3.2	環境アセスメントの主なステップ	12
4	開発援助と環境アセスメント	18
4.1	開発と環境アセスメントの関係	18
4.2	プロジェクトサイクルへの環境アセスメントの導入	20
4.3	開発計画決定過程におけるアウトプット	23
5	援助機関での対応	25
5.1	世界銀行における環境アセスメントのプロセス	25
5.1.1	プロジェクト案の確定	25
5.1.2	準備	27
5.1.3	審査	27
5.1.4	実施	28
5.1.5	評価	29
5.2	国際協力事業団（JICA）の環境配慮	31
5.3	国際協力銀行（JBIC）における環境配慮（ODA 関連）	35
6	補論(日本語版のみ)	40
資料編		
1	スコーピングの手法	59
2	世界銀行の環境政策の略歴	63
3	新しい世界銀行の環境アセスメント指令	69
4	JICA における環境影響評価	115
5	JBIC（ODA 関連）における環境影響評価	121
6	日本の環境アセスメント法	137

平成 10 年度執筆委員会委員名簿

委員	所 属
大村 卓	環境庁地球環境部環境協力室 室長補佐
田中 研一	国際協力事業団国際協力総合研修所 国際協力専門員
内藤 克彦	環境庁企画調整局環境影響審査課環境影響審査室 室長補佐
柳 憲一郎	明海大学不動産学部 教授
和田 篤也	海外経済協力基金環境社会開発室環境社会開発課 課長代理

(五十音順)

平成 11 年度執筆委員会委員名簿

委員	所 属
大村 卓	環境庁地球環境部環境協力室 室長補佐
志々目 友博	環境庁企画調整局環境影響審査課環境影響審査室 室長補佐
田中 研一	国際協力事業団国際協力総合研修所 国際協力専門員
柳 憲一郎	明海大学不動産学部 教授
和田 篤也	国際協力銀行環境社会開発室環境第 2 班 副参事役

(五十音順)

【事務局】

中澤 圭一 環境庁地球環境部環境協力室 環境協力専門官
 山本 充弘 社団法人海外環境協力センター 業務部長
 岩上 尚子 社団法人海外環境協力センター 研究員
 大原 聰子 社団法人海外環境協力センター 調査員

国際協力における環境アセスメント

国際協力に関係する人々が環境影響評価制度の理解を深めるために

1. 環境アセスメントとは

開発援助における環境アセスメント制度は、まずアメリカの国際開発庁 (USAID) が国家環境政策法 (NEPA) の改正 (1981) の際、開発援助プロジェクトに対しても環境アセスメントを義務付けたのが最初である。本書では、今後とも途上国の開発援助に対する環境アセスメント制度において先導的な役割を演じていくものと考えられる世界銀行やアジア開発銀行などの国際金融機関の手法をベースとする環境アセスメント制度を紹介する。

目的

環境アセスメントの目的は、新規のプロジェクトやプログラム、計画及び政策に関する決定を下した結果生じるであろう事柄についての情報を意思決定者に提供することである。環境アセスメントは、潜在的に重要な事柄に関する情報をインプットした上で決定を導き出すとともに、提案者と一般住民双方の良好な利益に結びつかなければならない。また、環境アセスメントは、プロジェクトが環境にもたらす影響に関する専門的な評価を系統的な方法で示し、予測される影響の重要性を把握して提示し、その結果、修正またはミティゲーションするための範囲を提示する技法であり、決定が下される以前に関連主務省庁にそのプロジェクトがもたらす結果を適切に評価させるためのものである。環境配慮に対して責任を有するプロジェクト開発者と行政機関は、起こり得る影響を初期段階で見極め、それによりプロジェクト計画と意思決定の両方の質を改善するために、環境アセスメント技法を役立てることができる。環境アセスメント制度の目的とする具体的内容は次の通りである。

- i) 案件の重大な環境影響を意思決定者と住民に公開する。
- ii) 環境被害を軽減・回避する方法を決定する。
- iii) 実行可能な代替案やミティゲーション対策の実施を要求することで環境への悪影響を防ぐ。
- iv) 重大な環境影響のあるプロジェクトに対する許認可理由を公衆に公開する。
- v) 関係省庁間の調整を促進する。
- vi) 住民参加を強化する。

意義

環境アセスメントは、重大な環境影響をもたらすプロジェクト活動の実施を妨げるための手続きではない。むしろプロジェクトがもたらす環境への影響を認識した上でプロジェクト活動を許可することである。環境アセスメントには政治的配慮が働くことがある。多くの場面において経済、社会及び政治的要素が環境より重要になってしまうことは避けられないことである。だからこそミティゲーション対策が環境アセスメントの中心となるのである。ミティゲーション対策がなされなかったプロジェクトに比べれば、悪影響が緩和されたプロジェクトの提案を決定することや正当とみることの方がはるかに良い選択である。環境アセスメントの意義として次の事項が挙げられる。

- 1) 技術報告書の枠を超えて、より大きな目的である生活の環境面の質を保護し、改善するための手段である。
- 2) 主として人間の活動が自然及び社会環境に与える影響を解明・評価するための手順である。また、環境アセスメントは単なる特定の分析方法や技法ではなく、ある問題に適する数多くのアプローチを試みるものである。
- 3) 環境アセスメントとは科学そのものではないが、数多くの科学を学際的に統合し、実社会における事象、関係を科学的に評価するものである。
- 4) プロジェクトに伴う追加や付加として扱うべきものではなく、プロジェクト計画の不可分な一部と見なすべきものである。環境アセスメントのための費用は適切な計画の一部として計上すべきであり、その他の雑費と見るべきではない。
- 5) 環境アセスメントは決定を下すものではなく、政策決定と意思決定において検討されるべきものであり、最終的な選択に反映されるべきものである。従って、意思決定過程の一部でなければならない。

環境アセスメントでは、重要なあるいは本質的な問題に焦点を合わせ、政策決定の根拠となりうるだけの重要性と予測の妥当性を十分に説明しなければならない。

2. 環境アセスメント制度の発展経緯と国際的な対応状況

2.1 環境アセスメントの歴史的発展

環境アセスメントはアメリカで導入されて以来、多くの国々で対応が図られるとともに開発途上国への持続可能な開発支援において国際的な取組みが進められている。また近年では、政策立案等に環境アセスメントの思想を導入する戦略的環境アセスメントの実施例が見られ始めている。

制度の始まり

環境アセスメント(EIA)制度を最も早く導入した国はアメリカである。1962年、レイチェル・カーソン女史による「沈黙の春」が出版された頃からアメリカ国内では環境問題に対する社会的関心が高まり、1960年代後半には環境保護運動が盛んになった。このような社会背景を反映して、1969年に国家環境政策法(NEPA)が制定され、大規模プロジェクトにおける環境配慮を求める環境アセスメント制度が法制度として世界で初めて導入された。NEPAに基づく制度は米国外にも影響を与え、ヨーロッパやアジア諸国における環境アセスメント制度導入へと波及していった。アメリカに続いて環境アセスメント制度を整備した国として、オーストラリア(1974年)、タイ(1975年)、フランス(1976年)、フィリピン(1978年)、イスラエル(1981年)、パキスタン(1983年)などが挙げられる。

環境アセスメントは、その実施時期が政策段階やプロジェクト計画段階等早ければ早いほど好ましいと一般に言われている。しかし実際には、実施時期や対象範囲及び手続きなどは、アセスメント制度を導入している国々や機関によって異なり、各々特色を有している。

国際的な取組み

国際的な取組みについては、次の4区分がある。

- 1) 国際条約・議定書等、法的な拘束力を有する国際文書、
- 2) 国際機関の決定・勧告・宣言等、法的な拘束力を有しない国際文書、
- 3) 開発援助に際するガイドライン等、
- 4) 海外でのプロジェクト活動に際してのガイドライン。

1980年代は経済協力開発機構(OECD)、欧州共同体(EU)を始めとする国際機関がとりまとめた各種勧告に先導される形で環境アセスメントが広く世界に定着していった。

【条約】

環境アセスメントに関する規定を有する国際条約・議定書としては、国連海洋法条約(1982)以外は1990年代に締結されたものが多く、越境環境アセスメント条約(1991)、環境保護に関する南極条約議定書(1991)、生物多様性条約(1992)、気候変動枠組み条約(1992)などが挙げられる。

国連の対応

【UNEPの対応】

国連の活動としては、まず1982年に「世界自然憲章」が国連総会で決議され、その中で自然に対する悪影響を最小化するために環境アセスメントが確保されるべきこと、全ての計画の基本的要素のなかに自然に対するアセスメントを含むべきこと及び公衆に公開し協議すべきことが述べられた。これを受けて国連環境計画(UNEP)は、1984年に環境アセスメント専門家会合を設立し、環境アセスメント推進を図るための共通のガイドライン、基準及びモデル法制度等の検討を行い、1987年に「環境アセスメントの目標と原則」を採択した。ここでは、各国における環境アセスメント制度手続きの導入と促進、及び計画活動が他国へ重大な越境影響をもたらすおそれのある場合における国家間の手続きの開発の促進を目標として、13の原則が定められた。

国際機関の 取組み

【OECD の対応】

1974 年の OECD の「環境政策に関する宣言」は、環境アセスメントを取り上げた国際的文書の中では最も初期のものとされる。これは、1972 年の国連人間環境会議を受けて、OECD 加盟国政府が各国の環境政策の方向性を示したものであり、宣言の第 9 項目において、公共及び民間の重要な活動が環境に与える影響を事前に評価することは不可欠であるとした。環境アセスメントの手続きに係る事項に触れている勧告・宣言等の中で最も古いものは、1979 年の OECD の「環境に重大な影響を及ぼすプロジェクトのアセスメントに関する勧告」であり、ここで、加盟国における環境アセスメント手続きの内容を 8 項目にわたって勧告した。

また、1983 年に環境委員会の下に「環境アセスメント開発援助」特別グループが発足し、開発援助委員会(DAC)との密接な連携を図りながら EIA 手続き、方法及び実施体制のあり方等の検討が行われた。1985 年には、開発援助プロジェクトやプログラムについて環境アセスメントを実施すること及びその対象となる例を掲げる「開発援助プロジェクト及びプログラムに関する理事会勧告」が採択され、1986 年には、環境アセスメントの手続きと組織体制等について「開発援助プロジェクト及びプログラムに係わる環境アセスメントの促進に必要な措置に関する理事会勧告」が採択された。更に、1989 年には、二国間及び多国間援助機関におけるハイレベルの意思決定者のためのチェックリストが作成され、理事会勧告として出された。これら 3 つの勧告を踏まえ、DAC は、1991 年に「国別環境調査及び戦略のための実施規範」、「開発プロジェクトに係る環境アセスメント実施規範」、「開発プロジェクトに伴う立ち退き及び開発援助機関のためのガイドライン」及び「地球環境問題に関する援助機関のためのガイドライン」を採択した。

【EU の対応】

1985 年、環境アセスメントに関する EC 指令が採択された。この EC 指令は、環境に対して重大な影響をもたらすおそれのあるプロジェクトの実施については、公的に同意する前に一定の環境アセスメントを行うことを定め、その実現のために環境アセスメント制度を 1988 年までに導入することを加盟国に求めた。これを受けて、1985 年以降は EU 加盟国を中心としてヨーロッパ諸国での環境アセスメント制度の整備が進んだ。

その後、各国においてバラバラな対応が進行したため、1995 年 12 月に EU 環境大臣会合で改正案が合意に達し、1998 年 1 月に施行されている。

また、1993 年に策定された「第 5 次環境行動計画 持続可能性の実現に向け

て」の中で、開発許可の決定の枠組みとなる基本計画及び実施計画を採用する以前の段階で、すなわち政策立案の最初から政策実施の段階に至るまで環境配慮を確実にすることにより、環境保護をこれまで以上に高いレベルで実施する、いわゆる戦略的環境アセスメントの導入が検討されている。1997年には「環境における計画段階での影響評価に関する指令のための委員会提案」が提出され、現在採択にむけての協議が続いている。

開発援助機関 の取組み

【WB】

開発援助機関の取組みとして代表的なものは、途上国の開発プロジェクトに対して貸付け・融資等を行う世界銀行である。1984年に採択された世界銀行の「環境に関する政策及び手続き」では、プロジェクトの特定及び準備という初期段階で環境に関する考慮が取り入れることが述べられている。また、計画されたプロジェクトに係る環境アセスメントを実施するための方針と手続きを世界銀行の職員に示すため、1989年に環境アセスメントに関する業務指令書(Operation Directive : OD)を作成するとともに、そのガイドライン(Environmental Assessment Source Book)を定め、セクター別のマニュアル化をはかった。同指令書は、1991年に独立の業務指令書4.01となり、さらに1998年に改定された。1999年1月には、これまでのODの集大成として「運用政策(Operational policies 4.01, OP)」「銀行手続(Bank Procedures 4.01, BP)」「よき実践(Good practices 4.01, GP)」の3種類の業務指令を発行した。(資料3参照)

【JICA】

先のOECD勧告を受けて、我が国の国際協力事業団(JICA)では、海外経済協力基金(OECF)と協力しつつ、1988年に「分野別(環境)援助研究会報告書を取りまとめた。その後、本報告書を踏まえて、開発調査に係わる20分野にわたるガイドラインを作成している。(5.2節及び資料4参照)

【JBIC】

前身である海外経済協力基金(OECF)時代の1989年に「環境配慮のためのOECFガイドライン」を作成している。このガイドラインは1995年に改定され、1997年より第2版が適用されている。なお、OECFは、1999年10月1日に日本輸出入銀行と統合して国際協力銀行(JBIC)となったことから、新たな環境ガイドラインの策定に取り組むこととしている。(5.3節及び資料5参照)

地球環境問題 の顕在化と 日本の対応

1990年代に入ると、オゾン層破壊、地球温暖化、酸性雨等、地球環境問題に関する認識の高まりを背景として、1992年にブラジル、リオデジャネイロにおいて国連環境開発会議が開催され、持続可能な開発の実現に向けてアジェンダ21が採択された。これを受けて、我が国においても1993年に従来の公害対策基本法に代わって環境基本法が制定され、1997年に環境アセスメント法が成立した。

開発途上国の 取組み

開発途上国では、アジア諸国の取組みが早くから進み、多くの国々で1980年代に制度化を終えている。一方、中南米諸国は、1980年代の後半から法制化の動きが始まった。アフリカの開発途上国では、法制化の動きはまだ広がっていない。1996年の環境庁調査によれば、現在50ヶ国以上が環境アセスメント関連法制を備えていることが確認されている。

戦略的環境ア セスメント(SEA)への 流れ

近年、カナダ、オランダ、デンマーク等の諸国では、政府機関が行う各種の政策立案、計画策定等についての環境アセスメントの重要性が認識されつつあり、戦略的環境アセスメント(Strategic Environmental Assessment)の概念のもとで、その実施例が見られ始めている。EUは、「第5次環境行動計画 持続可能性の実現に向けて」(1993)において、欧州共同体の政策、立案に環境への配慮あるいはアセスメントを組み込むという方針を示し、1996年に「基本計画及び実施計画の環境へのアセスメントに係わる指令案」を提案し、現在検討が行われている。

また、我が国においても環境アセスメント法の国会決議の際に附帯決議の1つとして「上位計画や政策における環境配慮を徹底するため、戦略的環境アセスメントについての調査・研究を推進し、国際的動向や我が国での現状を踏まえて、制度化に向けて早急に具体的な検討を進めること。」が付された。

2.2 各国の環境法にみるアセスメントの対応状況

先進国

【アメリカ】

国家環境政策法(NEPA, 1969)において、環境アセスメント制度が導入された。NEPAには、基本的事項のみが定められ、詳細な制度の内容は1978年に策定された国家環境政策法施行規則に規定されている。NEPAの手続きは、プロジェクトの決定のみではなく、法案の提出などの行為についても、EIAの対象となりうること(SEA)、環境アセスメント書の作成主体が連邦機関であることなど、他の主要諸国の制度にみられない特徴を有している。

【カナダ】

1973年に閣議決定によって導入された。その後1992年に「カナダ環境影響法」(CEAA)が成立し、1995年1月から施行されている。CEAAの手続きでは、あらかじめ指定された既存の評価書を活用して簡易な評価を行うクラス・スクリーニング手続、評価書の内容を第三者たる調停人や委員会のもとで検討する公開審査(public review)手続、評価書等の関連文書・情報を公開する公開登録台帳の設置、公衆参加を促進するための基金創設などに特色がある。

【イギリス】

地域の土地利用計画の策定、それに基づく開発規制等の事務は、都市・農村計画法により、地方自治体が行っており、同法の規則にEIA手続が定められている。一方、幹線道路、発電所等のプロジェクトについては、幹線道路法、電力法等のそれぞれの法律に基づき、中央政府が自ら許認可事務をおこなっており、これらのプロジェクトに係るEIAの手続きは、それぞれの法の規制に位置づけられている。これは、国と地方にまたがる許認可の体系を維持する観点から、それぞれの個別法においてEC指令に対応することとされたためである。最も実施件数の多い都市・農村計画法規則に基づくEIA手続では、開発規制に携わる地方計画庁としての地方自治体の役割が大きく、プロジェクトを実施する者と地方計画庁が初期段階から柔軟に連携を図りつつ手続を進める点が特徴である。

【オランダ】

EC指令を受けて、環境政策に関する許認可等の規定を集成する形で作成されている「環境管理法」の一部としてEIA制度が規定された。1987年には、対象プロジェクト・許認可等を定める環境アセスメント令が制定され、同年から運用が開始されている。オランダの制度では、各プロジェクトごとに調査等の範囲を示すスコーピング・ガイドラインが公衆の関与のもとに作成されること、評価書の情報の十分性を審査するために独立のEIA委員会がおかれていること等に特徴がみられる。1994年には、環境管理法、環境アセスメント令が改正され、対象プロジェクトの絞り込みを行うスクリーニングの手続きが導入されている。

【フランス】

1976年の「自然保護法」及び1977年の同法施行令によって初めてEIA制度が導入された。これはヨーロッパで初めての環境アセスメントに関する法制度である。フランスの制度では、公共プロジェクト、公共機関の許認可が必要となる民間プロジェクト及び都市計画を対象とし、手続きを免除するもの、簡易な環境アセスメントを求めるもの及び詳細な環境アセスメントを求めるものに分類されている。

【イタリア】

EC指令を受け、「環境省設置法」(1986)にEIAが規定され、1988年に一定のプロジェクトに対しEIAを義務づける「環境適合性規則」が整備された。イタリアの制度では、調査実施についてのプロジェクトを実施する者からの通知をもとに初期的な調整が行われること及び環境アセスメント書の技術的な事項を審査するための独立した委員会が置かれていることが特徴的である。

【ドイツ】

1975年に「連邦の公の措置の環境アセスメント原則に関する閣議決定」が行われ、各種計画確定手続き及び個別の許可手続きにおいて環境影響が考慮された。その後、EC指令に対応するために法律が必要となり、1990年に「環境アセスメント法」が制定された。この法では、対象プロジェクトとEIA手続きが規定されているとともに、それらを個別法の許認可手続きに組み込むことが規定されている。

出典：環境アセスメント制度総合研究会 「環境アセスメント制度の現状と課題について」(1995)

開発途上国

【中国】

1979年に公布された「環境保護法（試行）」において、すべての建設プロジェクトについて環境アセスメントを行われなければならないことが規定されている。1981年には「基本建設項目環境保護管理弁法」が制定され、EIA手続きが具体的に規定されることとなった。中国の制度では、公衆関与の仕組みが法制度上に設けられていないこと、資格を有する環境アセスメント実施組織が環境アセスメントの作業を行うこと、小規模なプロジェクトについては簡易な環境影響報告書の記入で足りることなどに特徴が見られる。

【フィリピン】

環境管理局(EMB)と環境自然資源省(DENR)の地方支部が第一に責任を有する。環境的に重要なプロジェクトや、環境的にセンシティブな地域で実施されるプロジェクトが評価の対象となる。EMBによる許認可を得ないでプロジェクトを実施することはできない。EIAプロセスの一部としてプロジェクト概要と環境影響報告書の2種類の文書が作成される。プロジェクトの代替計画は重視されない。プロジェクトが大規模であったり、その場所が特にセンシティブな地域である場合は、公聴会が実施される。プロジェクトが認可されると、EIAの提言の遵守状況をDENRの地方部局のチーム(プロジェクト計画者、地域共同体及びNGOの混成)がモニタリングを行う。

【インドネシア】

環境アセスメント制度は、AMDAL-Analisis Mengenai Dampak Lingkungan - として知られ、その全体的な管理は環境影響管理庁(BAPEDAL)によって行われている。1993年に環境アセスメント手続きは簡略化され、新法規のもと、AMDAL委員会には多くのNGOの代表が加わり、地方の計画プロジェクトにも調査範囲を広げ、手続きもスピードアップした。また、EIA手続きを監督するBAPEDALの責任も増大し、1987年以降に実施されたすべてのプロジェクトに対して調査することが必要となっている。委員会の裁量において一般市民の参加がEIAのどの段階でも認められており、政府機関は一般市民に対して情報を公開するよう求められている。

【スリランカ】

1988年に国家環境法が修正され、環境アセスメントに関する法規を規定が加えられた。環境庁は、ガイドライン、プロジェクトの選択及びアセスメントに関わる様々なプロジェクト認可機関の調整について責任を有している。手続きには、公聴会、認可の公告、成功しなかったプロジェクトに対する訴えについての規定が含まれている。

【タイ】

1975年国家環境質法が制定され、1978年の改正により環境アセスメント制度が定められた。また、1987年に科学技術エネルギー省告示により、対象プロジェクトが定められた。1992年には新しい国家環境質法が制定され、環境アセスメントのプロセスが詳細に規定されるとともに完了までの期間が短縮された。政府のプロジェクトで内閣の承認を必要とするものについては、提案者が環境アセスメント報告書を作成し、国家環境委員会に提出する。報告書は同委員会及び環境政策計画局が審査を行い、プロジェクトの承認に係る意思決定を行う。内閣の承認を必要としない公共もしくは民間のプロジェクトについては、提案者は環境アセスメント書を環境政策計画局に提出し、同局の審査を経て国家環境委員会に提出される。

【パキスタン】

1983年に制定された環境保護法にEIA手続きが定められた。しかし実際には同法は実施されていない。1992年になって、法律を実施するための行政機構が整備され始めた。

環境に悪影響を及ぼすようなプロジェクトを計画している全ての者は、そのプロジェクトの計画段階で次の内容を含む詳細な環境アセスメント書を環境保護庁に提出することが義務づけられている。

- A) 計画されている産業活動が環境に及ぼす影響
 - B) 計画されているプロジェクトの環境対策
 - C) 計画されているプロジェクトにおいて不可避な環境への悪影響
- 環境への悪影響を最小限にするためのプロジェクト計画書が講ずる対策

出典：アジア経済研究所「開発と環境シリーズ6 発展途上国の環境法 東南・東アジア」(1994)

3 環境アセスメントのプロセス

3.1 環境アセスメントの流れ

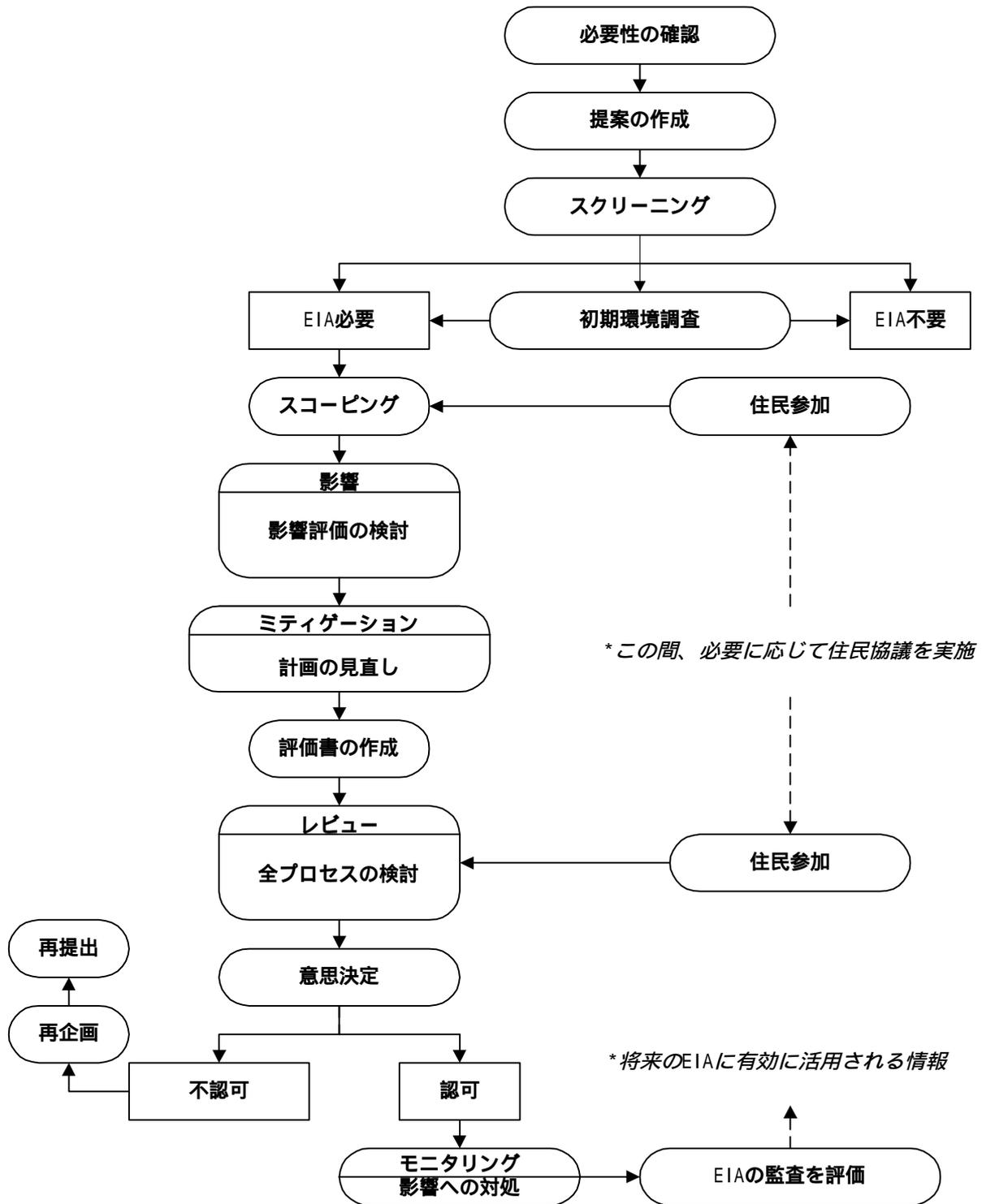
環境アセスメントの手続きは、事業案件が確認された後、環境アセスメントが必要かどうか、あるいは必要な場合にどの程度のものとすべきか、などを判断するスクリーニングが実施される。環境アセスメントの程度が決定されると、数多くの予測される問題がEIAを実施すべきキーとなる課題を明らかにするスコーピングが行われる。この段階では住民との協議が必要とされる。ついで予測される影響が評価され、必要な緩和策が検討された上で評価書が作成される。この報告書に対し、再度住民協議が行われ、最終的な意思決定へとまわされる。なお、スコーピングから評価書作成までの間も必要に応じて住民協議が必要となる。意思決定で承認された場合は、事業が実施に移され、環境影響のモニタリングが平行して行われることになる。全体のフローは図1に示されるとおりである。

3.2 環境アセスメントの主なステップ

環境アセスメントを行うべきプロジェクト案件を実施する場合、そのプロセスは通常、次の9ステップによって構成される(Ahmad and Sammyのモデル)。なお、情報公開や住民参加は、アセスメント制度において非常に重要であり、各ステップの要所要所で実施されるべきものであるが、どの段階で行われるかについては、制度によって様々である。

- 1) 予備活動（プロジェクトの検討）及び実施要領の決定
- 2) スコーピング
- 3) 基礎調査（ベースライン調査）
- 4) 環境影響の評価
- 5) ミティゲーション対策
- 6) 代替案の評価
- 7) 最終評価書の作成
- 8) 意思決定
- 9) プロジェクトの実施と環境影響のモニタリング

出典： Ahmad, Y.J. and Sammy G.K. (1985) Guidelines to Environmental Impact Assessment, Hodder and Stoughton, London



出典：UNEP "EIA Training Resource Manual"

図1 EIAのプロセス

各ステップ説明

1) 予備活動 (プロジェクトの 検討)

予備活動には実施要領（TOR）と人員の決定が含まれる。この段階では、プロジェクトについての概要が極めて重要である。この概要は、曖昧性を省いた明確なもので、開発プロジェクトが引き起こす事柄を正確に列挙されたものであるべきである。当該プロジェクトに適用される現行の法や規制も所轄官庁とともにレビューすべきである。同様に適用可能な技術力、財源、経営方策についてレビューを行うべきである。これらの活動のうち、コーディネーターや最終評価書を読む意思決定者と一緒になって環境アセスメントを実施するチームを決めることは非常に重要である。チームのメンバーはそれぞれ別々の専門を有すべきである。例えば、エンジニア、経済学者、自然地理学者、社会学者、さらにコーディネーターとして政府上級職員から構成されるべきである。以上のことはすべて、実際に環境アセスメントが始まる前に決定・公表する必要がある。環境アセスメント（EIA）チームの構成は国によって異なるものである。アメリカでは、開発当事者がEIA作成と意思決定の両方の機能を果たし、環境保護庁（EPA）がレビューとモニタリングを行うが、国によっては政府機関が環境アセスメントを直接行うことがある。適切な機関がなく、コンサルタント・チームを雇う国もあるし、（この場合は非常に費用がかかる案件となり得る）地方自治体の職員とコンサルタントの混成チームとなることもある。同様に、意思決定者が個人であったり、委員会であったり、複数の組織であったりする。

2) スコーピング

スコーピングとは、換言すれば影響の識別のことである。環境アセスメントの非常に早い段階で、プロジェクトが環境に与える恐れのある影響が判断される。列挙される事項が多い場合には重大な影響が懸念されるものだけを選択することも可能である。スコーピングは、環境悪化の限度または範囲を決定するものであり、そうすることによってコストと時間の管理が可能となる。従って、スコーピングの作業は、影響を予測しアセスメント全体の規模を管理するため非常に重要といえる。

スコーピングの手法としては、

- ・ チェックリスト法
- ・ マトリックス法
- ・ ネットワーク法
- ・ オーバーレイ法

などがある。（資料1参照）

3) 基礎調査 (ベースライン 調査)

基礎調査(ベースライン調査)とは、開発前の環境の状態を明確に把握することである。これはプロジェクトが環境にもたらす変化を測る基礎となるデータである。この基礎調査は、すべての環境項目を網羅する必要はないが、プロジェクトがもたらす影響の可能性のある重要な事項はすべてカバーしなくてはならないため、経験が必要である。

また、適切なスコーピングを行うには、地域の重要な環境要因を考慮することが必要であるので、スコーピングとベースライン調査はしばしば合体することがある。当該国に専門性の高い技術知識や環境対策を考える上で、長期的データ(例えば河川流量)がある場合や、当該地域に以前実施した評価書や研究論文のある場合は、比較的容易にベースライン調査が行えることは当然である。開発途上国においては、森林学者や土壌学者など、その地域の専門家や有識者に協力を求めるのが望ましい。EIA チームが適切な人物にたどり着く能力と幸運を持っていれば、ギャップを埋めることが可能であろう。それができない場合はコンサルタントを雇うことも考えられるが、コンサルタントはコストが高く(特に海外のコンサルタントは非常に高い)、EIA の費用のほとんどを使い尽くしてしまうことも多い。このことは、当該国が自国の不十分性に支払っている対価といえる。

4) 環境影響の 評価

スコーピングとベースライン調査のステップを経てアセスメントに進むこの段階は、プロジェクトが環境に及ぼす様々な影響を数量化することであり、環境アセスメントプロセスの中で最も技術的で難しく議論的となる部分である。

すべての影響(特に、自然や社会影響など)を数量化することは困難である。例えば、森林伐採のネガティブな影響を合計した数値に基づいて合意を得ることは非常に難しい。損害を軽減するために必要な金額や、河川を浄化するのに地域住民が自発的に支払う金額など、金銭代替手法を用いることも時には可能である。しかし、そのような手法の正確性と適切性に対しては疑問も少なくない。評価可能なデータを用意することはアセスメントにとって極めて有用であるが、費用がかかる。アセスメントにおいては、重大な影響とその数量化、及び影響を数量化する場合の正確さの程度について理解すること等に注意深い考慮が必要である。最終的にプロジェクトの形をバランス良く決定するためには、プロジェクト案件のみでなく、すべての可能性のある代替案についてもこのことが成されなければならない。アセスメントの段階においては、事前になされたスコーピングの質が極めて重要となる。

5) **ミティゲーション対策** ミティゲーション（影響軽減）対策は、アセスメントの次のステップである。ミティゲーション対策とは、影響を軽減するために提案される措置である。これにはむろん費用がかかるが、長期的に見ればこのような措置は影響を大幅に軽減し、経済的にも環境的にもプロジェクトを発展させる。EIA チームは、費用はかかるが汚染の少ない計画をとるか、費用は安い汚染は少ない計画をとるかについて、二者択一の決定を迫られるかもしれない。

6) **代替案の評価** この段階では、これまでにプロジェクト案件とそのすべてのバージョンの環境影響について検証がなされ、ミティゲーション対策による是正も行われ、影響の数量化といった何らかの標準化がなされて、それらの比較ができるようになっているはずである。次のステップでは、環境の悪化と改善が経済的な損失と利益とを結び付けて考察される。

標準的な環境アセスメントでは、プロジェクトの各バージョンについて概要が示され、費用対効果分析を用いて相互比較が行われる。費用対効果分析を行うことの利点は、エンジニア、経済学者及び公務員など広範囲の人々がこの手法に慣れていることである。しかし、すべてが数量化できるわけではない。

例えば、美しい景色を数量化することは今までに試みられたが、未だにできていない。従って、すべてのアセスメントが掛け値なしの利益基準を用いるわけではない。費用対効果分析が用いられる場合は、すべての選択肢について行われなければならない。例えば、ミティゲーション対策のためのコストを低く抑え、ある程度の汚染は我慢するとした方がいいのか、それとも費用は高くつくが汚染を完全に防止した方がいいのか等について分析される必要がある。

7) **最終評価書の作成** 最終評価書の作成は2つの目的を満たすべきである。
第一に、環境アセスメントの完全かつ詳細な記述がなされること。
第二に、技術的専門家ではないかもしれない意思決定者のために、手短かな概要記述がなされること。

詳細な記述は参考文書(Reference document)と呼ばれる。これはプロジェクトに関わる専門技術スタッフによって使用されたり、将来において地理的に同一地域の環境アセスメントを準備するために利用されたり、異なる地域の同一タイプ

の環境アセスメントのために利用される。文書のこの部分は、専門的計算やグラフ及びフィールドや実験室での測定によって一般的に支えられる。

要約された非専門的記述の方は、業務文書(working document)と呼ばれる。この文書の目的は、意思決定者に対してEIAチームの知見を明瞭かつ専門用語を用いずに知らせることにある。環境アセスメントの知見及び提言が、技術専門家ではない意思決定者に正しく理解されることによって初めて情報に基づいた迅速で正しい決定が可能となるため、この文書は極めて重要である。

8) 意思決定

意思決定は環境アセスメントの後のメカニズムである。意思決定は、マネージャー、委員会、または環境アセスメントの作成には関わっていなかった省庁の職員によって行われる。プロジェクト代替案の技術面や経済面についての考慮が環境アセスメントの準備においてなされるが、この段階でもそれらは依然考慮される。しかし、時として政治的な配慮やプロジェクトの実現可能性が最終選択を決めてしまうこともある。一般的に、意思決定者は次の3つの選択肢を有している。

プロジェクトの代替案のうちの一つを選択する

- 特定の分野におけるさらなる研究を要求し、環境アセスメント書を差し戻す
- すべての代替案も含めプロジェクト案件を完全に却下する

Ahmad and Sammy が述べているように、環境アセスメントは意思決定を支援することを想定している。環境アセスメントの準備や案の作成は、この目的を念頭に置いて行われるべきである。

出典 Ahmad Y.J. and Sammy, G.K (1985) Guidelines to Environmental Impact Assessment, Hodder and Stoughton, London

9) プロジェクトの実施と環境影響のモニタリング

プロジェクトの実施と環境影響のモニタリングは、プロジェクトが実施されている間に行われる。これは基本的には、プロジェクトが環境アセスメントに記載されたガイドラインや提言に従っていることを確認するための検査である。このような検査は、プロジェクト終了後の時間が経過した後に、環境アセスメントによって予測された影響の正確性を確かめるためにも行われる。これは環境アセスメントをする者にとって貴重な教訓となるものである。

4. 開発援助と環境アセスメント

4.1 開発と環境アセスメントの関係

環境アセスメントは、環境問題を解決する際に重要な役割を演じる。環境アセスメントは、環境に健全で持続可能な開発を可能とするためのものなので、多くの開発途上国においても、環境アセスメントの手続きを開発計画に組み込むことの重要性が認識されている。開発計画は様々な規模で立案されるが、この章においては個々の開発計画と環境アセスメントの関係を説明する。

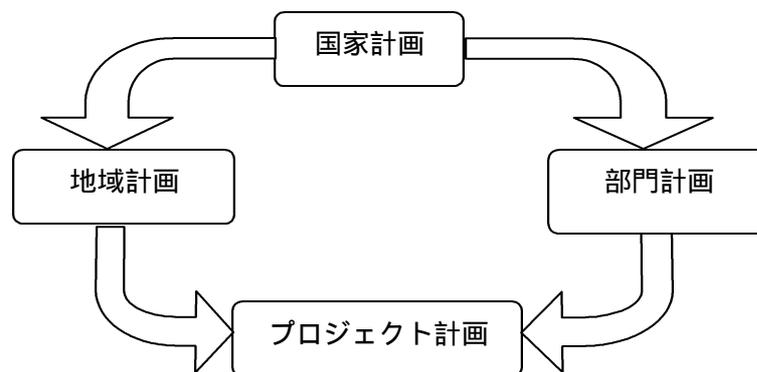


図2 開発計画の階層
(出典：アジア開発銀行からの改作 1993a)

開発計画の階層

【国家計画】

国家計画の目的は、国家の継続的な発展のために、経済、環境及び社会開発の目標を幅広く定めることである。このレベルにおいては、国家保全戦略、環境・天然資源管理計画、環境現況報告書、開発途上国に対する環境及び天然資源の概要を作成し、経済計画や国家開発計画に環境及び天然資源に対する配慮を組み込むことが国家環境政策に特有の構成要素といえる。

【地域計画】

地域計画では、通常地方自治体を中心とする地理的な地域において、広範な土地利用の配分を定めている。地域レベルでの取組みでは、環境に対する配慮を開発計画に統合すべきである。そうした取組みは、環境配慮型経済（EcE）開発計画と称される（アジア開発銀行 1993a）。この取組みは、経済発展と再生可能な天然資源の管理を適切に統合し、持続可能性を達成することを容易にする。それはプロジェクト計画重視のアセスメントではなかなか有効に対応できなかったマクロレベルでの環境統合を満足させるものである。

【部門計画】

部門計画は個々の開発部門（エネルギー部門、輸送部門、林業部門など）の必要性に焦点を合わせる。部門計画レベルでは、環境ガイドラインや部門審査、戦略を策定し、それらを多様な部門計画に統合しなければならない。これによって、部門開発計画の立案と実施の際に直面する特定の環境問題に容易に取り組みめるようになる。しかしながら、部門計画では、他部門との関係を検討して土地利用と経済基盤との矛盾を回避しなければならない。

【プロジェクト計画】

プロジェクト計画レベルでは、環境アセスメントが環境への配慮をプロジェクト設計と施工に組み込むための主要な手段である。プロジェクト提案者と主務官庁は、環境影響をプロジェクト毎に検討することを好む。理想としては、プロジェクトレベルの環境アセスメントは、地域計画と部門計画の両レベルの見地から実施されるべきである。もしこれが実行不可能であるならば、環境アセスメント報告書では広範な土地利用問題を検討することになるだろう。さらに、環境影響が個別プロジェクトレベルだけで検討されると、政策決定者は累積する環境影響を考慮に入れることが困難になる。こうした弊害は個別プロジェクトだけを検討する際には小さな問題かもしれないが、複数の関連プロジェクトを一括して検討する際に重大な問題になることがある。地域計画や部門計画が何も存在しないならば、環境アセスメント報告書の作成とプロジェクト承認に伴う時間と経費が増えることになる。

表 1 環境配慮と開発計画の統合

レベル	環境政策と手続の統合	環境アセスメント計画と環境管理手法
国家	国家行動計画の環境政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境概要 ・ 国際援助機関の国別プログラム
地域	環境配慮型経済(EcE)開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合地域開発計画 ・ 土地利用計画 ・ 環境基本計画
部門	他の経済部門に関連する部門審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部門別環境ガイドライン ・ 部門別審査戦略
プロジェクト	プロジェクト活動の環境審査と EIA 手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ EIA ・ 環境ガイドライン

(出典：アジア開発銀行から改作 1993a)

環境アセスメント（EIA）、環境配慮型経済（EcE）及び部門計画は、環境要素が開発計画の過程に組み込まれる重要なメカニズムとなる。EcE と部門計画では、国家及び地域レベルの観点から開発が評価されるので、プロジェクトが環境アセスメントの主な対象となる。EcE や部門計画が利用可能であるならば、環境アセスメント手続が簡素化される。EcE や部門計画が利用できない場合（これが頻繁にある）、プロジェクトレベルの環境アセスメントでは、対象プロジェクトに伴う地域と国家の密接な関係を評価するよう努めなければならない。

環境への配慮を計画過程に統合することは、開発途上国と先進工業国の双方で同様に少しずつ発展している。アジアでは、現在、アジア開発銀行（ADB）やその他の機関が地域 EcE 開発計画とプロジェクトレベル環境アセスメント計画の手段と方法論の確立・策定・適用に向けて開発途上国を支援している。このように、環境アセスメントは、先進工業国ばかりでなく開発途上国でも開発決定に影響を及ぼす手段として利用されている。

4.2 プロジェクトサイクルへの環境アセスメントの導入

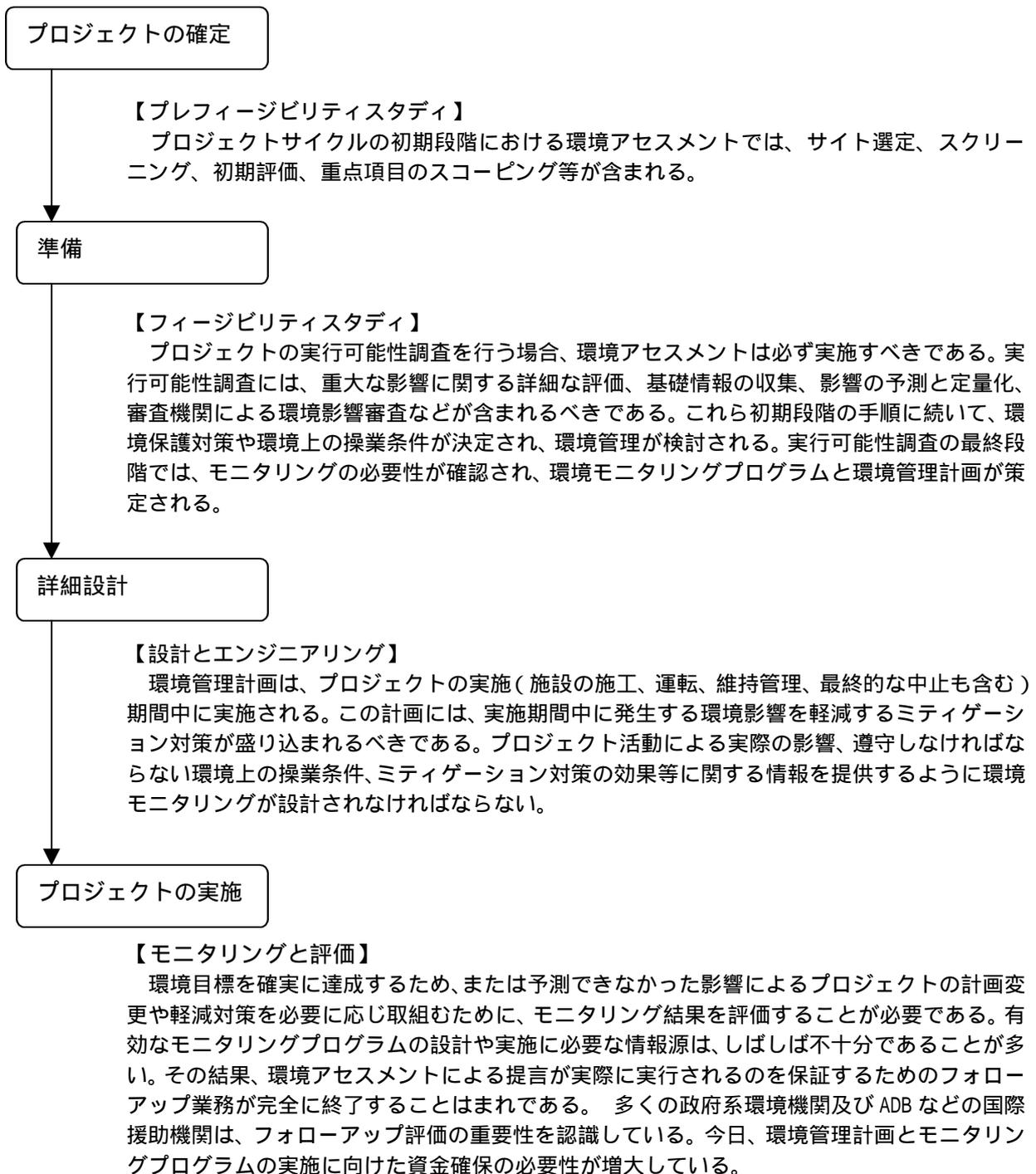
主要な全てのプロジェクトに対して環境アセスメントの実施を求める法律を整備するアジア諸国が増加している。実際のところ、多くの国で環境アセスメントは、フィージビリティスタディの一環として行われなければならない。そうした法律が施行される国では、環境アセスメントが持続可能な発展を導く強力な手段となり得る。

環境アセスメントの誘因のもう一つの主なものとして、プロジェクトへの融資がある。プロジェクトにとって、環境アセスメントを検討することが融資の必須事項となることが多い。融資機関や投資家は、それが国際金融機関であるか民間であるかを問わず、環境基準を満たさないプロジェクトに融資するリスクを避けようとする。その結果、プロジェクトサイクルの様々な段階において、環境配慮の検討が慎重に組み込まれる。

一般的なプロジェクトサイクルは次の6段階で構成される。

- i) プロジェクト案の確定
- ii) プレフィージビリティスタディ
- iii) フィージビリティスタディ
- iv) 設計とエンジニアリング
- v) プロジェクトの実施
- vi) モニタリングと評価

図3に示される通り、環境アセスメントはプロジェクトサイクルの各段階で行うべき役割が決められている。ほとんどの環境アセスメントは、プレフィージビリティスタディまたはフィージビリティスタディの段階で力が注がれ、実施、モニタリング、評価段階では比較的軽くなる。一般に、環境アセスメントがプロジェクトの質を高め、プロジェクトの計画過程を重要にするものでなければならない。



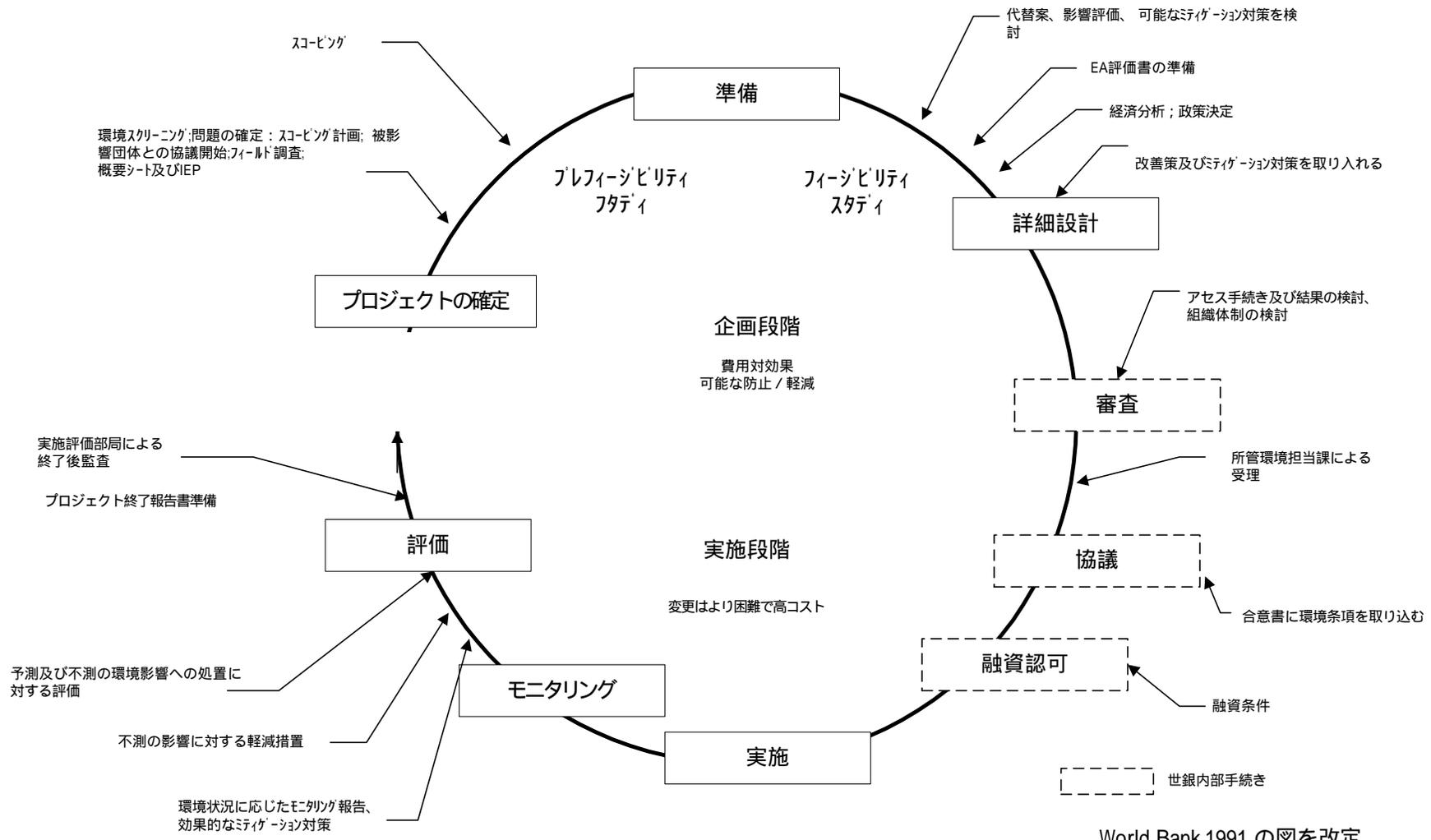


図3 環境アセスメントとプロジェクトサイクル

4.3 開発計画決定過程におけるアウトプット

環境アセスメントの主要な目的は、環境影響に関する有益な情報、及び影響の軽減や未然防止の方法を提供することによって開発の意思決定に影響を及ぼすことである。環境アセスメントの過程で出される3つの主要なアウトプットは、開発計画決定過程や現状の環境上の規制過程に、明確な環境アセスメントの結果を統合するための基本的な手段となる。主要な3つのアウトプットとは、次のものである。

- ・ 提案されている開発プロジェクトによる環境影響（発生可能性を含む）の確定と分析
- ・ 講ずべきミティゲーション対策の概要が記述された環境管理計画
- ・ プロジェクトに関連して収集されるべきデータの概略を示した環境モニタリングプログラム

これらのアウトプットは、環境アセスメントを効果的なものにするために必要なものである。環境アセスメントの文書として、3つの文書が別々に提出される場合もあれば、3つの文書が環境アセスメント書の一部として提出される場合もある。

環境管理は、プロジェクトの施工・運転・維持管理といった管理システムに統合されることが一般的である。また、環境モニタリングは環境管理システムの範疇と見なされる。環境モニタリングがプロジェクトの環境管理システムに首尾良く統合されると、有効な環境保全対策のために有益なフィードバックが可能となる。環境モニタリングの結果によって、環境保全対策が効果的でないことが判明した時は、是正措置が講じられなければならない。

環境アセスメントの 分析

環境アセスメントの分析は、確定、予測、評価の三段階で進められる。

同定段階では、現状の物理的、社会的、経済的及び生態的な環境の特徴を把握し、開発計画の構成要素のうち環境に影響を及ぼしかねない要素が確定される。影響は、予測される地理的な範囲や期間に基づいて述べられる。

予測段階では、基準あるいは別のプロジェクトから得られた成果等の比較検討によって、プロジェクトによる影響が定量化される。環境アセスメントの予測機能とは、基本的に確認された環境影響の性質と規模を予測し、起こりうる影響の可能性を推測することである。

評価段階では、予測される影響の重要性や重大さが判定される。プロジェクト案及び代替案の有益な影響と悪影響の双方について、この段階で出された結果が意思決定者に報告される。プロジェクトによって直接的または間接的に影響を受ける住民が確定される。また、プロジェクトによって影響を受ける受益者集団や住民集団に対する費用対効果が見積もられる。様々な代替案間の比較検討も行われる。

環境管理計画

環境アセスメントの目標の1つは、実行可能な環境保全対策を策定することである。環境保全対策は環境管理計画の中で立案されることが一般的である。

環境保全対策の目的は次の通りである。

- i) 環境影響を軽減する。
- ii) 失われた環境資源を他の同等のもので補償する。
- iii) 環境資源の質を高める。

良く構成された環境管理計画は、プロジェクトの準備段階から終了までの全段階を常に網羅し、一連の環境アセスメント手続の中で確認された主な環境上の問題や影響を取り扱っている。環境管理計画には、環境関連の法と規制を遵守するため、及び悪影響を軽減・排除するための、環境保全対策や手段についての概要がまとめられる。計画では次の事項が明らかになる。

- ・ 影響を軽減（ミティゲーション）するための技術プログラム（要求される業務や報告書、必要な要員の技能、物資、設備などの明細を含む。）
- ・ 環境管理計画の実施に必要な経費の詳細な見積り
- ・ 環境管理計画の運営計画や実施計画（人員配置図、様々な調査員の参加スケジュール表、各政府機関の活動や資金投入など）

環境モニタリングプログラム

環境モニタリングでは系統的な資料の収集によって次の事項が見極められる。

- i) プロジェクトによる実際の環境への影響
- ii) プロジェクトにおける規制基準の遵守
- iii) 環境保全対策の実施度合いとその効果

環境にやさしいプロジェクトを遂行するために、有効な環境保全対策を確保することが必要であるが、それを可能とするフィードバック情報として環境モニタリングから得られる情報が役立つ。

環境モニタリングプログラムでは、モニタリングの目的、収集すべき情報、データ収集プログラム（サンプリング設計など）及びモニタリングプログラムの管理がとりまとめられる。プログラム管理には、施設毎の責任の割り当て、報告事項の明確化、権限範囲の明確化、及び技術要員・設備機器・研修訓練・資金の点で妥当なものが提供されることなどが含まれる。

5. 援助機関での対応

5.1 世界銀行における環境アセスメントのプロセス

1987年5月、世界銀行は、環境政策、手続き及び財源を強化するために組織改定を行い、4つの地域技術部内に各々設置されていた環境課を統合して「環境部」を創設した。現在のところ、環境部は「土地・水・自然生息地課(ENVLW)」、「汚染・環境経済学課(ENVPE)」、「社会政策・再定住課(ENVSP)」で組織されている。

1989年10月、環境に影響を与える可能性のあるすべてのプロジェクトに対して環境アセスメントを要求する「環境アセスメント(EA)に関する業務指令(Operational Directive)」が導入された。融資が見込まれる全ての案件は、予想される影響の性質と規模に応じて識別・分類されることとなった。分類では4カテゴリーとなっている。スクリーニングカテゴリーは、プロジェクトの実施場所、該当する環境問題の影響の受け易さの度合い、影響の性質、影響の規模などの要因の組み合わせによって決定される。例えば、影響を受け易い貴重な生態系、考古学的な場所、文化的・社会的建造物、人口密度の高い地域及び運河などの近辺にプロジェクトの実施場所が予定されている場合、当該プロジェクトは環境に対して悪影響を与える可能性が最も高いとして、A種に分類される。

5.1.1 プロジェクト案の確定

スクリーニング: 実施すべき環境アセスメント(EA)の特徴と範囲を決定するために、EIA 手続はプロジェクト案件が確認された時点でスクリーニングから始める。審査チームは、プロジェクト案件の潜在的な環境影響や社会影響について、種類と規模を判定し、A、B、Cの各カテゴリーに割り当てる。

カテゴリーA: 完全な環境アセスメントの実施が要求される。Aカテゴリープロジェクトとは“敏感で非可逆的で多様な悪影響”を引き起こすと予測されるプロジェクトである。つまり、大気・水質・土壌の悪化を引き起こすに十分に多量な汚染物質の直接排出、プロジェクト現場または周辺地域を含む大規模な土地の形状の変更、森林資源やその他天然資源の相当量の伐採・消費・改変、水循環の明らかな改変、無視できない量の有害物質、住民の強制立ち退き、その他重要な社会問題を引き起こす可能性のあるプロジェクトである。

カテゴリーB: 完全な環境アセスメントの実施は必要ないが、ある程度の環境分析が必要とされる。Bカテゴリーのプロジェクトはその影響が、重要性、感受性、影響を受ける個体数、メジャー性または多様性においてAカテゴリーと比較して小さいものである。そうした影響が非可逆的でないならば、是正対策をより容易に講じることができる。典型的なBカテゴリープロジェクトとしては、新規工事よりも改修工事、保守工事、改良工事などに伴うものである。

カテゴリーC： 環境アセスメントもその他の環境分析も必要ではない。Cカテゴリーのプロジェクトは、その影響が微少で最小限の変動しか及ぼさないものである。典型的なものは、教育、家族計画、保健、人材開発などが目的のプロジェクトである。

カテゴリーFI： プロジェクトへの世界銀行による融資が、金融仲介者を通してサブプロジェクトに対して行われ、そのサブプロジェクトが環境に悪影響を及ぼす可能性がある場合。

注) 多数の構成要素から成るプロジェクトは、最も重大な悪影響を及ぼす構成要素に応じて分類される。カテゴリーAの要素がプロジェクトにあれば、プロジェクト全体がカテゴリーAに該当する。

スコーピング： プロジェクトがカテゴリー化されるとスコーピング手続きが鍵となる問題を確定するためにとられ、環境アセスメントにおける実施要領（TOR）が策定される。この段階においては、起り得る影響をより正確に確定し、影響の及ぶ範囲を明確にすることが重要である。

スコーピング手続の一環として、プロジェクトとプロジェクトがもたらすであろう環境影響に関する情報が、影響を受ける地域社会と非政府組織（NGO）に公開される。その後、地域とNGOの代表者との間で協議が行われる。この協議の主な目的は、地域レベルが重要とする問題に焦点を合わせることである。

住民協議： 影響を受ける地域社会との協議は、環境影響を見極めてミティゲーション対策を設計するための重要な鍵として認識される。環境アセスメント手続の全段階のうち少なくとも次の二段階において、影響を受ける地域社会やNGOとの協議を開催する必要がある。

- i) 環境アセスメントのカテゴリーが割り当てられた直後のスコーピング段階
- ii) 環境アセスメント報告書の素案作成直後

特に人々の暮らしに影響するプロジェクトや地域社会を基盤とするプロジェクトでは、EA準備期間中を通していつでも住民協議を行うことが一般的には奨励される。非自発的な住民の移住や先住民に影響するプロジェクトなど、主要な社会的要素に関係するプロジェクトでは、住民協議の過程において活発な住民参加がなされなければならない。プロジェクトの進展過程と社会的環境問題は密接に関連づけられるべきである。

5.1.2 準備

プロジェクトが A カテゴリーに該当する場合は、完全な環境アセスメント手続きが実施される。その結果、環境アセスメント報告書 (EIS) が作成される。B カテゴリーでは、環境アセスメントの手続きが限定されるが、環境アセスメントの特徴と適用範囲はその都度決定される。

報告書の主な記載内容は次の通りである。

概要： 概要では、環境アセスメントで判明した重要事項とプロジェクトに対する提言に関して、簡潔な説明がなされなければならない。

政策・法律・行政の枠組み： この節では、環境アセスメントが進められた際の政策・法律・行政の枠組みについて説明される。共同融資機関が定めた環境上の要求事項も説明される。

プロジェクトの説明： この節では、プロジェクト案件の地理的、生態的、社会的、付帯的な側面について、簡潔に説明される。この項目には、専用パイプライン、アクセス道路、発電所、水供給、住宅、原料、製品貯蔵資材など、プロジェクト案件の現場外で必要となる投資物件も含まれる。

基礎データ： 環境アセスメントの目的上、基礎データには、調査区域の広がりの評価及び関連する物理的、生物学的、社会経済的な条件が含まれる。プロジェクト案件に直接関係がなくても、プロジェクトの開始前に予測された全ての変化、プロジェクト対象地域内で現在実施中の開発活動や今後の開発活動なども含まれる。

5.1.3 審査

アセスメント： アセスメントにおいては、プロジェクト案件がもたらす良い影響と悪影響を判定し評価する。ミティゲーション対策とそれによる軽減を差し引いても残る悪影響を予測されなければならない。そして、環境改善の機会が探求されなければならない。利用可能なデータの範囲や質、重要データの欠陥、予測結果に関連づけられる不確実性等を確認または見積もることが必要である。特別な注意を要しない話題も明示されるべきである。

代替案の分析： 環境アセスメントの重要な目的は、環境の見地から投資の代替案を評価することである。これは、プロジェクトがもたらすであろう悪影響を軽減するという防衛作業とは対照的に、代替案を検討することによってそのプロジェクト計画をより強化するという意味において環境アセスメントの自主性（proactive side）を示しているといえる。世界銀行の「環境アセスメントに関する業務指令（EA OD）」では、潜在的な環境影響、投資費用と繰上償還費用、地域状況に照らした適正性及び制度・教育訓練・モニタリングに関する要求事項の観点から、投資案件の設計・サイト・技術・操業などに関する代替案を系統的に比較検討するよう要求している。各代替案については、環境の代価とプロジェクトの利益を可能なかぎり定量化しなければならず、経済価値を可能なかぎり添付し、選択された代替案の根拠を述べなければならない。

住民協議： プロジェクトの申請段階で必要とした住民協議内容と同等のものが審査の段階でも要求される。

5.1.4 実施

ミテゲーション又は管理計画： ミテゲーション（軽減）計画は、プロジェクト実施及び運営の期間中に環境への悪影響を許容レベルまで削減・相殺・軽減するために講じられる一連の対策で構成される。この計画では、実行可能で費用対効果の優れた対策を確定し、その潜在的な環境影響や投資費用と繰上償還費用を見積もり、制度・教育訓練・モニタリングに関する要求事項が明確にされる。この計画では、環境行動案が実施期間を通して、工事とその他のプロジェクト活動とが確実に調和するようにするために、作業計画案と作業日程に関する詳細が明示されなければならない。ミテゲーション対策が実行不可能であったり、またはその費用対効果が優れていない場合に備えて、補償対策も考慮に入れるべきである。

環境モニタリング計画： 環境モニタリング計画には、モニタリング方法、担当者、費用、その他教育訓練などの必要事項を明示しなければならない。

プロジェクト実施： 借入人は、環境アセスメント手続から得た合意事項に従ってプロジェクトを実施する責任がある。世界銀行は必要に応じて環境専門家を起用し、全体的なプロジェクト監督の一環として環境面の実施状況を監督する。

5.1.5 評価

環境アセスメントの検討とプロジェクト審査 (EIS の評価): 環境アセスメント書の素案作成が完了したならば、借入人はその素案を世界銀行に提出し、環境専門家による審査を受ける。素案が満足のゆく内容であれば、世界銀行のプロジェクトチームはプロジェクト審査の手続きに移行する。審査任務において、世界銀行の職員は、借入人と共に環境アセスメント手続や実質的な要素を検討し、主要な問題点を解決し、環境アセスメントの所見に照らして、環境管理に責任を負う組織団体の妥当性を評価する。また、ミティゲーション計画に適切な予算を確保し、環境アセスメントの提言する行動がプロジェクト設計と経済分析に適切に盛り込まれているかどうかを判定する。

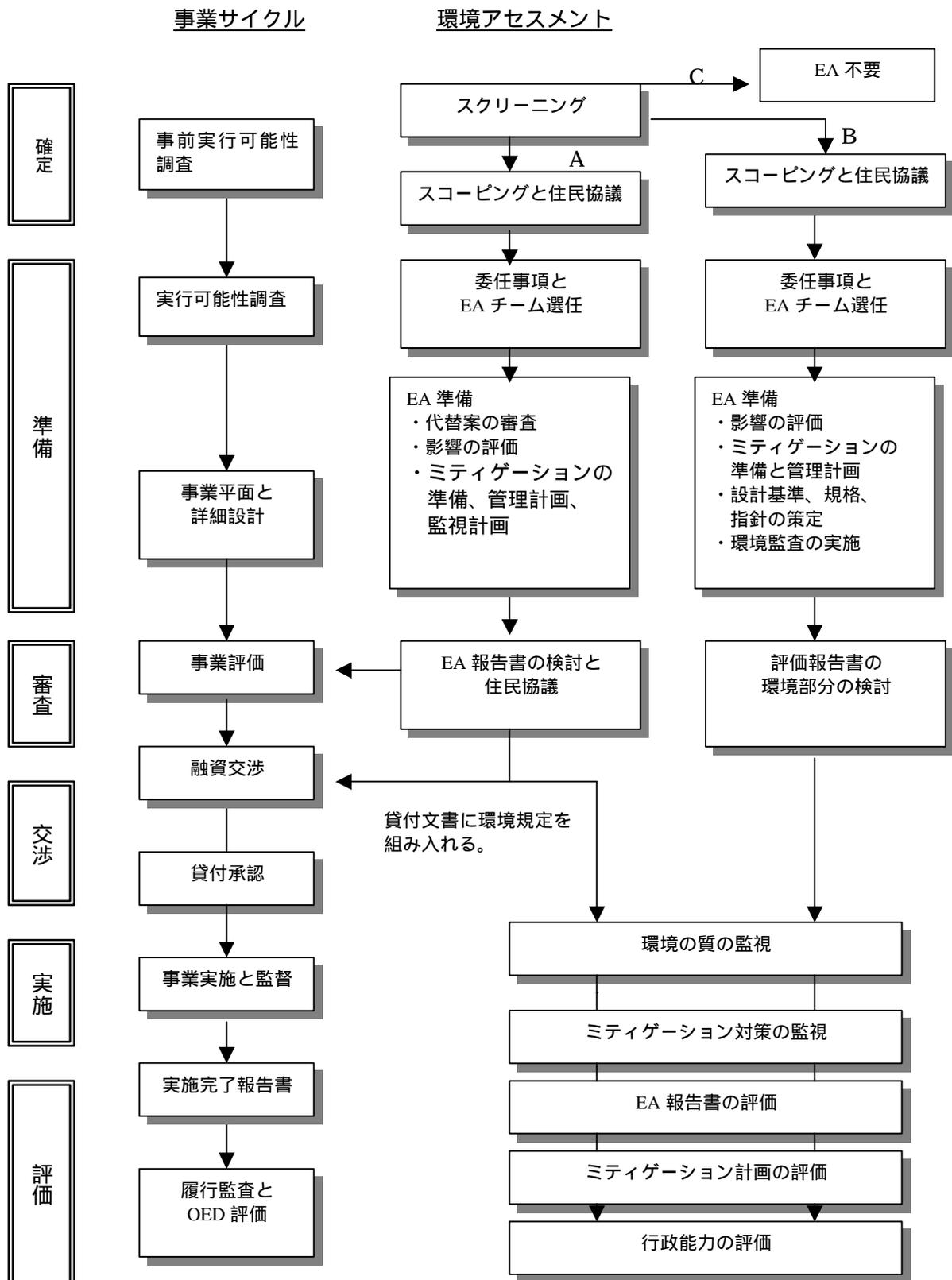


図4 環境アセスメントのプロセスと事業サイクルの関係

5.2 国際協力事業団（JICA）の環境配慮

環境配慮の経緯 と現状

JICA では、1988 年に我が国の政府開発援助における環境分野の国際協力を強化・拡充するため、分野別（環境）援助研究会を組織し、本分野における国際協力の実施及び組織・体制の基本的あり方について報告書を取りまとめた。この報告書の提言を踏まえて、開発調査業務に即したガイドラインの作成を行うこととし、1990 年に「ダム建設計画に係る環境インパクト調査に関するガイドライン」を作成したのを皮切りに、現在まで社会開発や鉱工業開発、農業開発など 20 分野における環境配慮ガイドラインを作成している。

また、1992 年には事前調査用及び本格調査用環境配慮手引き書を作成すると共に、大規模なインフラ事業のマスタープラン、フィージビリティスタディーなどの開発調査に派遣する事前調査団や本格調査団に環境配慮団員を配置するケースが増加している。

環境配慮を実施 するに当たって の視点

- 現状において、環境影響の概念についての理解が、日本側ならびに相手国側の双方で必ずしも統一されていない場合も多く、事前及び本格調査の各段階でプロジェクトの内容、規模や地域特性に合致した細かい環境配慮を実施する努力が求められている。したがって、これまで実施されてきた環境配慮の事例を踏まえて、本業務を担当する環境配慮団員の経験に即した現実的な環境調査と環境アセスメントを計画実施することが必要である。
- 調査の骨格について相手国政府のカウンターパート機関と協議するために派遣される事前調査団の環境配慮団員が行うスコーピングは、次の本格調査団の環境配慮に対する業務指示書に反映されるものとなることから、慎重に実施することが大切である。
- 相手国の環境分野の法体系を把握し、当該案件についてどの項目が環境アセスメントにとって重要であるかをカウンターパート機関ならびに環境行政機関の責任者を交えて議論し、この段階で合意形成を図っておくことが大切である。

開発途上国のプロジェクトは、開発途上国政府の意思決定により開発途上国の国土において行われることから、当該国の環境配慮に関する法・指針・措置等を遵守する必要がある。しかし、一方でこのような法制度がない場合や、あるいはあっても必ずしも適切に運用されていない場合等、国によって環境配慮のための政策

や体制が異なっているのも事実である。環境配慮を行う場合には、上記認識を持ちながらも開発途上国側の政策、実施体制等を勘案し、先方関係諸機関の問題意識を把握した上で、先方と十分な協議を重ねていくといった柔軟な対応が求められる。すなわち、JICAにおける環境配慮の位置づけとしては、相手国の意向に基づき、住民の生活の向上のための持続的な開発の推進と、適切な環境との調和に役立てることを基本的方針としている。

国内準備作業

要請内容の検討

要請書等を検討し、その内容が地形図作成案件、電気・通信案件等、環境影響を及ぼさないソフトなインフラ案件に該当しない場合は以下の手続きが必要となる。

予備的スクリーニング

要請書に基づき、国内資料の収集・解析を行って、プロジェクト概要(PD)及びプロジェクト立地環境(SD)を作成する。これをもとに国内で予備的スクリーニングを行い、重大な影響が予想される場合は環境専門家を事前調査団に加えることとする。また、相手国政府への質問票、およびS/W案を環境関連の事項を加えて作成する。

現地作業

対象国のガイドラインの検討

現地調査において、まず対象国のIEE・EIA実施体制および法制度、ガイドライン等(以下「対象国EIAガイドライン」とする)を検討し、プロジェクトがIEE・EIAの対象であるか否かを確認する。

【ケース1】 対象国EIAガイドラインの内容が十分である場合
対象国ガイドラインに従う。

【ケース2】 対象国EIAガイドラインの内容が十分でない場合
対象国のガイドラインを基に、JICAスクリーニング、スコーピング項目を追加する。

【ケース3】 対象国ガイドラインが無い場合
JICAのガイドラインに従う。

スクリーニング

現地踏査、資料解析等の結果に基づいて、国内において作成したPD,SDおよびスクリーニングの内容を再検討する。その結果、IEEまたはEIAが必要と判断されたプロジェクトについては、続いてスコーピングを実施する。

スコーピング

M/P の場合は IEE、F/S の場合は EIA において調査すべき環境項目を特定するために、チェックリストを用いて各環境項目に対するインパクトの程度に関する評価を行う。その際には、本ガイドラインの項目別解説書を十分に活用し、想定される環境インパクトに関する的確かつ具体的な把握をしよう努める。その結果は S/W、M/M に記述する。なお、この段階で影響の考えられる環境項目を確定できなかった場合には、本格調査で環境項目を確定する旨を M/M に記述する。

表2 プロジェクトと環境配慮の各段階の対応

プロジェクト実施の各段階			環境配慮実施の各段階
J I C A による 実施	事前調査 Preparatory Study		環境予備調査 Preliminary Environmental Survey
	本格 調査	全体調査計画 Master Plan Study	初期環境調査(評価)への支援 Assist Initial Environmental Examination (IEE)
		実施可能性調査 Feasibility Study	
事業 実施 機関 による 実施	実施計画作成 (詳細設計を含む)		環境保全対策のチェック
	施工		環境保全対策の実施
	運営		環境モニタリング

- (注)
1. 各段階の対応は厳密なものではない。
 2. IEE あるいは EIA はプロジェクトによっては必要でない場合もある。
 3. 実施計画作成には環境保全対策のための施設及び講じの詳細設計を含む。

表3 JICAの開発調査業務への環境配慮の組み入れ

	< 調査業務のフロー >	< 検討内容と時期 >	< 検討事項 >
案件発掘	要望調査 / プロジェクト ファインディング ↓ TOR ₁ の受理 ↓ TOR ₁ の検討	(予備的スクリーニング) ・ IEEあるいはEIAが必要か否かの判断 ↓ (スクリーニング) 予備的スクリーニングの確認	重大な環境問題を生じせしめる案件は採択しない方針である。
事前調査	事前調査 ↓ S/W協議合意 ↓ 事前調査報告書の作成	(スコーピング) ・ IEEあるいはEIA重点分野の決定 ・ 作業分担の決定	(S/W、M/M記載) スクリーニング、スコーピングに関して合意した事項の記載方法の検討 (事前調査レポート) 事前調査段階までの経緯、合意事項等の明確化
コンサル選定	業務指示書の作成 ↓ コンサルタントの選定		(業務指示) コンサルタントが担当する IEE あるいは EIA 支援の範囲、作業量の目途の設定 (コンサル選定) 業務指示に対するプロポーザルの妥当性の評価
本格調査	IC/Rの作成と協議 ↓ IEEあるいはEIA支援の実施 ↓ DF/Rの説明協議 ↓ F/Rの作成		(IEEあるいはEIA) スコーピング結果に基づく EIA 項目、方法等の協議・決定への支援 (調査管理) 適切な IEE あるいは EIA への支援が行われているかどうかのチェック (ファイナルレポート) IEE あるいは EIA への支援結果ならびに提言等の明確化

(資料:「分野別(環境)援助研究会報告書 1988年国際協力事業団」より一部修正して作成)

注: は、ガイドラインの主たる適用範囲

5.3 国際協力銀行(JBIC)における環境配慮(ODA 関連)

* 本章における内容は、JBIC における業務のうち、海外経済協力業務(前海外環境協力基金(OECF)業務)に係るもののみを対象としている。

JBIC の前身である OECF は、円借款案件の実施に際し、開発途上国における環境配慮を一層強化・明確化するために 1989 年「環境配慮のための OECF ガイドライン」を策定するとともに、その内容をさらに充実・強化した第 2 版を 1995 年に策定した。このガイドラインは、借入国(事業提案者)と OECF の双方が利用することを意図している。借入国は、OECF に借款要請を行う前に、ガイドラインの記載内容を十分に理解し、必要な検討を行い、自己の案件の準備段階でガイドラインに適合し得る適切な事業案を策定することが求められる。OECF では、事業審査において適切な決定を下すために、このガイドラインを用いてきた。

1999 年 10 月 1 日より OECF は日本輸出入銀行と統合し、国際協力銀行(JBIC)として新たに発足し、ここで紹介するガイドライン(円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン)については、国際協力銀行における ODA 関連案件(海外経済協力業務)に適用されることとなっている。今後は、国際協力銀行として ODA(前 OECF 業務)及び OOF(前輸銀業務)の双方に共通して適用される新たな統合された環境ガイドラインの策定に取り組むこととされている。なお、以降において「ガイドライン」とは、「円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン」を指す。

注) OOF : Other Official Flows (その他の政府資金の流れ)

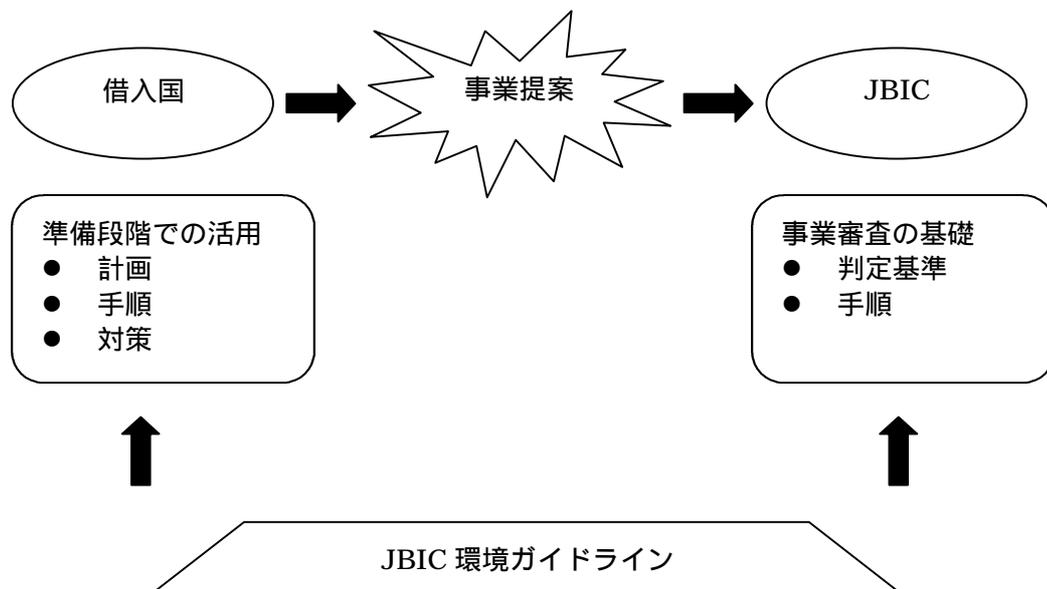


図 5 JBIC における環境配慮

事業分類と EIA スクリーニング

プロジェクトは、予測される潜在的環境影響の程度の観点から、本ガイドラインに記載される分類基準に応じて EIA スクリーニング手続により A 種、B 種、C 種に分類される。

分類基準では、次の事項が想定される。

- A 種事業は潜在的に重大な環境影響を与えるおそれがあり、詳細な環境審査が必要となる。
- B 種事業は A 種事業の場合よりも環境影響が少いが、慎重な環境配慮が依然必要となる。
- C 種事業は環境影響が非常に少いか、皆無であることが明らかである。

ガイドラインでは、A 種に該当する事業については EIA レポートの提出が義務付けられている。概念上、A 種事業に分類される事業は次の通りである。

- 典型的な大規模インフラ事業
道路と鉄道、空港、港湾、発電、工業一般など。
- 実施事業が環境影響を受けやすい地域に影響を与える場合。
熱帯の自然林、人口密度の高い地域など。
- 事業の性質上、重大な影響が生じる確率が高いことが示される場合。

分類と審査

ガイドラインでは、対象プロジェクトによる影響の可能性を考慮に入れ、分類毎に手順を次の通り定めている。

A 種：

環境影響評価報告書（以下「EIA 報告書」という）の提出を要する。EIA 報告書には英語あるいは日本語の要約を添付しなければならない。案件はガイドラインの観点から審査される。

B 種：

EIA 報告書の提出を要しないが、案件はガイドラインの観点から審査される。

C 種：

EIA 報告書の提出を要せず、ガイドラインの観点からの審査が省略されることがある。

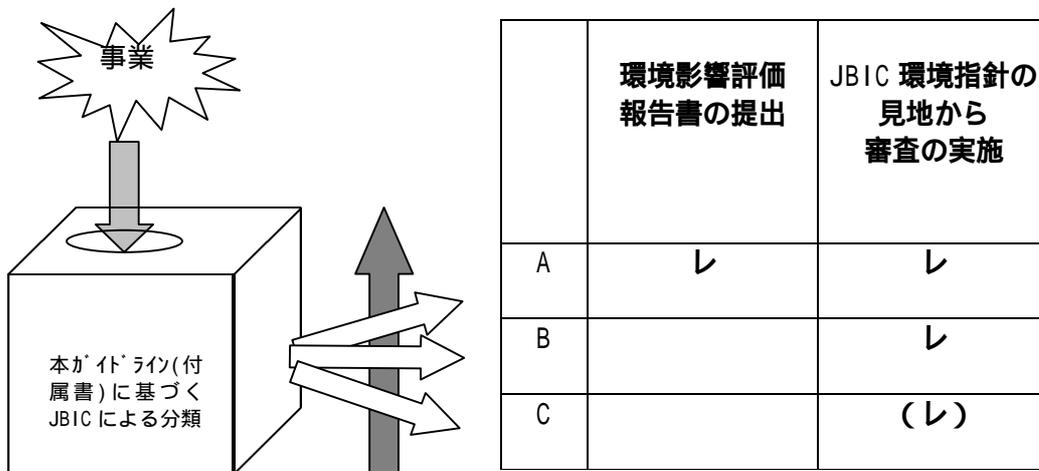


図6 分類と審査

事業の分類は、要請された事業案件の審査の時点で、JBIC が本ガイドラインの観点から決定する。その一方、大半の借入国は独自の EIA 制度を設けており、EIA 制度に伴う独自の審査手続を定めている。EIA 審査手続は次の通りである。

- 事業案件の対象リスト規則
(事業規模の数値要件の有/無)
- 個別の審査手順
(関連官庁との交渉、初期環境調査、住民協議の有/無)

ある事業が EIA 手続を踏むべきか否かを判断するために、借入国が EIA 法や政府の承認に基づく適切な規定を定めている場合において、当該規定が JBIC ガイドラインの見地から適切なものであるときは、当該規定が尊重されることになる。

最終決定は JBIC がこれを下す。従って、借入国において事業が EIA の必要がないとしても、また借入国において EIA に関する規定が存在していないとしても、ある事業が JBIC によって A 種事業に分類される限り、EIA 報告書を作成して提出しなければならない。借入国はこのようなミスマッチを回避するために、JBIC の分類基準を考慮に入れる。EIA 手続は通常相当な時間と経費を要するため、JBIC による事業準備段階の早い段階での事業分類と借入国によるスクリーニングの調整が不可欠である。

ガイドライン上 A 種に分類される事業の EIA 実施責任は、JBIC でなく借入国に属する。その理由は以下の通りである。

- 日本政府開発援助の原則では、事業の実施者が基本的に責任を有することから、援助はその要請を行う国の自助努力に委ねられるべきである。
- 事業の計画立案、関連組織団体や公衆との協議、対策の実施などの責任ある行動は、借入国内の事業者のみが取るべきものである。
- ある事業を計画するに当たって、借入国が JBIC 融資に向けて実施する現地調査と実現可能性調査は、EIA 手続に統合されなければならない。

【EIA 実施支援】

EIA 作成要領 JBIC は幾つかの事業種別の「EIA 作成ガイドライン」を借入国に配布している。「EIA 作成ガイドライン」では、EIA 実施の基礎となる目的、アセス項目、手法などがまとめられている。「EIA 作成ガイドライン」は EIA を推進する際に役に立つが、借入国の独創性を妨げるとの嫌いがある。ここで注意すべき点は、「EIA 作成ガイドライン」には JBIC の審査基準が記載されていないことである。JBIC 審査での環境配慮については、「円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン」を参照されたい。

本ガイドラインによると、A 種事業向けのエンジニアリングサービス借款は、「環境ガイドライン」に基づく B 種事業に分類される。エンジニアリングサービス借款の要請は本ガイドラインの見地から審査されることになる。したがって、エンジニアリングサービス借款を必要とする大規模事業は、初期環境調査を実施することで、重大な影響が懸念されないことが確認されることになる。

エンジニアリングサービス借款 JBIC から資金援助される大規模建設事業については、詳細設計などのエンジニアリング作業を実施するために、エンジニアリングサービス借款が供与される。EIA 手続に際して必要な環境調査は、当該事業向けのエンジニアリングサービス借款を活用して実施することもできる。基本的に、エンジニアリングサービス借款は、JBIC から資金供与されるものと期待される建設事業に対して提供される。EIA の結果、重大な環境影響が懸念されるとの結果となることは回避されなければならない。

**環境アセスメント支援
SAPROF**

JBIC は「有償資金協力促進調査」SAFs¹⁾として「案件形成促進調査」(SAPROF)²⁾の計画に基づいて補足調査を実施することができる。SAPROF 調査には環境関連調査が含まれることが多くなってきている実状から、前身の OECF は 1995 年度に SAPROF に係る見直しを行った。このスキームにおいては、開発途上国による EIA が、資金不足を理由として適切に行われていないとみなされた場合、JBIC は補足環境調査を追加して実施することができる。この調査は JBIC に雇用された環境分野の専門家によって実施されることとなる。

このスキームでは次の支援が対象となる。

- 1) 借入国での EIA 法、規制、基準の策定状況、
- 2) EIA 実施原則と制度の確認、
- 3) 既存の EIA 報告書と関連報告書の確認、
- 4) 現地調査、試料収集、データ分析、
- 5) 評価と予測、
- 6) 環境影響のミティゲーションに関する提案書の作成、
- 7) 環境保全対策に関する実施機関への助言、
などである。

注釈)

1) SAFs(Special Assistance Facility)

JBIC は、事業形成から完成と運営まで借入国を支援することを目的として、また開発途上国の多様なニーズに有効に応じながら事業を実施するために SAF を実施する。SAF は JBIC から雇用されて派遣されるコンサルタントによって実施されることとなる。

2) SAPROF(Special Assistance for Project Formation)

SAPROF は SAF 三分類のうちの一つである。財政的資源や技術的資源の不足のため、援助の要請が行われた事業のうち、基本的に実現可能であるものの、借入国によって十分な準備ができない場合、JBIC は SAPROF と称する補助調査を実施する。

6. 補論（日本語版のみ）

6.1 環境関連対策施設の継続的な維持管理の難しさ

援助によるプロジェクトの遂行に際して、限られた事業費の中で、環境対策のコストにまで手が回らず、十分な配慮が行き届かないということがしばしば生ずる。

その具体例として、アサハン河開発プロジェクトを例に取ってみる。本プロジェクトは、インドネシアのスマトラ北部に位置するアサハン河の膨大な水量を利用した発電所を建設し、その低廉な電力を利用してアルミ精錬を行うという潜在資源の開発を目的としたものである。インドネシア政府の要請に基づき、1975年に海外経済協力基金及び国際協力事業団を通じて資金協力及びその他の援助が決定され、1976年から着手し、1983年には水力発電所及びアルミ精錬所が完成して稼働をした。このプロジェクトの環境対策費用として、設備投資額の約8パーセントに相当する128億円が当てられ、その大半はアルミ製錬所における環境対策に向けられた。環境対策設備の主なものは、排ガス洗浄設備、排水処理設備、廃棄物処理設備などである。

これは、日本側のリーダーシップによって実施されたものであり、日本人スタッフの技術やノウハウに依存したものであった。しかし、環境保全に配慮した維持管理は、被援助国の責務となっている。そのため、将来に渡っての維持管理として、公害関連施設への十分な補修・維持投資がなされるか、

公害分析要員の十分な補充が可能か、環境モニタリングの管理組織をインドネシア側が長期的な視野から維持するのか、という問題点が指摘された。環境保全や公害防止に対しては、マスターアグリメントの形で事前に国際的な取り決めがなされたものであったが、将来的な環境管理資金の確保については問題が残された。本事例にみられるように、開発事業における環境保全のためのイニシャルコストとランニングコストが必ずしもうまく連携されない場合が多い。ちなみに、マスターアグリメントの内容には、発電所における流水管理、アルミ精錬所の公害防止と損害補償に関する規定、工場内作業環境の保全協定に関する規定、工場内外の環境保全検査と基準に関して規定を設けることなどが含まれている。

6.2 住民移転を伴う開発プロジェクトの問題

道路、鉄道、ダム建設などのインフラストラクチャ・プロジェクトは、広大な土地が関係し、時として多くの住民が移住を強いられる場合がある。1986年～93年の世銀融資プロジェクトについてみると、146件が住民移住を含み、その4分の3以上はインフラストラクチャ・プロジェクトであった。このようなインフラストラクチャ・プロジェクトの土地取得にあたっては、個別交渉による困難さを回避するために、往々にして、強制的な収用権が行使され、住民移住の問題が発生している。住民移住が絡んだプロジェクトの代表例として、世銀の移住政策を巡って国際的論議を呼んだインドのナルマダ流域開発プロジェクトの経緯は次のとおりである。

1985年4月、世銀はインド西部の最貧地域の一つで、干ばつ常襲地帯にダム・発電所建設と灌漑運

河の建設からなるサルダール・サロバル・プロジェクト（ナルマダ）に対する貸付の決定を行った。それは、家庭用水、農業用水、工業用水と電力及び雇用機会の確保を目的とするものであった。しかし、1980年代の後半になって、世銀の移住政策や関係の諸州（グジャラート、マディヤプラデシュ、マハラシュトラ）の策定した移住計画に対して、地域住民や国際 NGO による議論が高まった。その論点は、経済性（経済収益性、便益）、強制移住、森林地の水没の三つに集約される。

このプロジェクトの移住及び再就業活動の実施とプロジェクトの環境影響の評価に関して、独立審査団は世銀に対して 1992 年 6 月に審査報告書（Morse Report）を提供した。その報告書は、世銀の移住政策に関して、立ち退いた住民が再定住後に少なくとも旧来の生活水準を維持・回復できるような政策を講ずるべきであると述べた。そして、プロジェクトの審査、実施、監理に係わる従来の世銀の政策やガイドラインに重大な欠陥のあることを指摘し、このプロジェクトに対して客観的な立場での再検討を要望するものであった。また、このような問題がその他のプロジェクトに対しても普遍性をもつかどうかを確認するために、世銀の手続を見直すように提言した。

1992 年 10 月、世銀の理事会はこの独立審査の報告結果を受け入れ、インド政府に対して 6 ヶ月の期限と支援条件を付して、このプロジェクト融資継続か否かを改めて審議するという決定を行った。しかし、1993 年 3 月、世銀のつけた条件をクリアできないため、インド政府は移住と再就業に関する政府のアクションプランに基づき、独力で建設工事を完了することを決め、世銀に対して貸付残余部分の取り消しを求めることとなった。

この出来事は、世銀の貸付プロジェクトに対する監理と評価業務にとって、審査前の借入国の基礎的データとその地域社会との有効なコンサルテーションが如何に重要であることを示しており、移住問題の複雑性とこれに対する世銀及び借入国の双方における対応能力の強化の必要性を指摘するものであった。この教訓から、世銀は強制移住に関する業務指令を作成し、実行に移している。

移転を余儀なくされる住民は、住み慣れた地域やコミュニティを離れて、新たな土地、住居、生計の手段を確保しなければならないが、これはかなりの努力と負担を強いことになる。実際にこれらのストレスは、移転直後の罹患率と死亡率の上昇に端的に現れる。負担は経済的・肉体的なもののみならず、精神的・心理的負担も大きい。特に往々にして、住民移転によって個人を支えてきた住民組織の崩壊や伝統的・宗教的指導者の喪失がこれに拍車をかける。さらに、住民移転がもたらす最悪の結果は貧困化であり、持ち慣れない補償金の蕩尽、生計手段の回復困難による失業や貧困化、移転先の過密化による環境劣化、定着困難による流民化など多くの問題が見られる。

さらに、途上国の多くの地域でみられる以下のような状況がより問題を困難にしている。

- ・ 農業、漁業、林業等の環境や地域のコミュニティに依存して生計を立てている場合が多い。
- ・ 都市域内、及び都市と農村部での所得格差等が大きく、開発のしわ寄せが貧困層や農村部住民に及びやすい
- ・ 就業機会が限られているため、金銭的補償を得たとしても代替生計・生活手段が得にくい。
- ・ 土地所有等に関する制度やデータが不十分なことが多く、居住・生産等の権利関係が正当に評価さ

れていない場合がある

- ・ 貧困のため、公共施設用地や空地等に不法に住居等を構える人々がいる。
- ・ 大規模プロジェクトでは、影響を受ける住民と事業の受益者に距離的・経済的隔りがあり事業が理解されづらい。
- ・ 情報伝達手段や機会が十分でない。
- ・ 移転住民の再定住化・生活の安定化等の長期に渡るフォローアップが不可欠であるが、事業自身は移転終了時点で開始できるため、資金不足等と相まって、フォローアップが後回しにされがちである。

6.3 宗教・文化の違いからくる国固有の問題

先住民、低カースト民、少数民族などは、たとえ、法的には庇護されている場合でも、社会的に弱い位置にあり、開発のしわ寄せを受けやすい。また、自らのアイデンティティ確保の観点から、開発がもたらす社会変容を好まない場合もある。

6.4 情報公開の不十分さと住民参加の限界及びその打開の試み

環境の破壊は、広範かつ高度の複雑性を持ち、全ての開発問題に実質的に関連している。そのため、環境の質の保全と向上には、直接、間接に環境の変化の影響を受ける住民の参加が不可欠である。しかし、環境問題に対する住民の理解や興味と関心の欠如、政府による情報公開や意識教育・広報活動の不十分さのために、環境問題の解決に対して極めて限られた人々しか参加しない場合が多い。また、言語、文化、生活レベルが異なる場合がある他、移動生活者、不法占拠者、少数民族などが複雑に絡んでくる場合があり、環境情報の収集、住民意見の収集に支障をきたすことも少なくない。このような現状を打破する方法の一つとして、NGOs との連帯を形成することがあげられる。

国際金融機関(Multilateral Development Bank:MDBs、以下、MDBs という)は、住民優先(people first)に努めているが、プロジェクト・サイクルにおける活発な住民関与と同様に、住民のニーズや吸収能力などの事前評価が必要とされている。この点に関して、MDBs は、プロジェクトの発掘、立案、審査、実施、管理などの環境アセスメントの各段階に NGOs を取り込むことの有用性を理解し、相互の関心事について意見交換を行う会合を通して、特定のセクターで協働する機会を明らかにするなど、NGO オペレーションの改善を図っている。

6.5 コミュニケーション・ギャップ

コミュニケーションの問題では、情報の提供、共有に関して、情報提供側と受け手側のギャップの問題があげられる。それは、教育・訓練で解決できる問題と、言語、利害関係や地域性によって、必

ずしも解決に向かわない問題がある。

世銀やアジア開発銀行では、EIA 業務に携わる MDBs 内部及び発展途上国 (Developing Member Countries:DMCs、以下、DMC という)のスタッフに対して、たとえば、環境脆弱地域に必要とされる保全レベルに関するテクニカル・ペーパーの作成などのガイドラインや出版物の発行、さらにはコンピュータを利用した教育プログラムを開発することを通して、コミュニケーション・ギャップを埋めるべく教導している。

6.6 アセスメント行政の抱える問題

環境アセスメントは、相手国の法律・制度の枠組みを前提に実施される。近年、開発途上国は、環境法の整備が進み、多くの国で環境アセスメント制度をもつに至っている。しかし、法的枠組みはできたものの行政執行能力は著しく弱体で、技術レベルも低いという現実があり、環境アセスメントをつかさどる行政体において、次のような問題を抱えている国が少なからず存在する。第1に、環境部局の職員やプロジェクト提案者、環境アセスメント報告書の準備者は、いずれも行政的・技術的な経験が不足していることが多く、当初段階の報告書ではレベルが概して低い。施設建設に伴うマスターアグリメントの環境項目のレビューもすべて事業主体が提出した報告のみに依存することが少なくない。また、中央政府と地方自治体とを比べるとその執行能力の格差に大きな隔たりがある。第2に、環境アセスメントにおける類型や規模のリストは、一般に告示によることが多いが、その用語の定義が曖昧であることが多い。第3に、関連行政機関との業務の調整がうまくいかない例が見られる。例えば、プロジェクト提案者が環境アセスメントの準備などへの協力を拒否したり、環境アセスメントの規模要件よりわずかに事業規模を縮小し、環境アセスメント手続をのがれるということも往々にしてある。

他方、援助機関側は、実施が適切に行われるかどうかや内容が適切かどうかをチェックすることが基本となり、それ以上に踏み込むことは想定されていない。また、援助するかどうかを決めるために環境アセスメントが必要かどうかの判断は援助機関が持っている。

6.7 基礎的なデータの不足

タイのナムチョンダム計画は、環境に関する基礎的なデータの不足を理由に中止になった事例である。この計画は、クワイヤイ川の総合水力発電計画の主要な一環を占めるものとして長い歴史を持っている。バンコック北西約 150 キロに建設されたシーナカリダムから更に 135 キロ上流の地点に、アースフィル・ダムとして貯水池面積 146 平方メートル、最大貯水能力 5,956 立方メートル、総発電能力 580MW、年間発電量 1,108GWh の水力発電所を建設するというものであった。ナムチョンダム計画は、タイの第5次計画に組み入れられたが、まもなく建設反対運動が起こり、政府は一旦棚上げ(1983年4月)にした。その後、公共事業省の要請(1986年4月)で再審議となり、政府委員会が結成(1987年9月)され、「環境データが不足しているため、当該プロジェクトの環境影響が判然とせず、一層

の調査が行われるまでペンディングにすべし」との結論が出された(1988年3月)ため、政府は再度このプロジェクトを棚上げした。反対運動の論点は、森林破壊、野生動物に対する悪影響、地震発生のおそれ、水没村民の移転に対する不満、歴史的遺産や生態系の破壊、などに集約されている。ダム建設棚上げの決定に、植生、気象、地形、生態系などの基礎データ不足が大きな影響を与えた。この棚上げ決定の結果、新規の水力発電計画が不可能となった。代わりに、リグナイトを利用した火力発電に主力が転換されたが、発電コストの増大と電力料金の値上げ、リグナイト使用による公害問題などが話題となっている。

6.8 EIA 等が事業規制の適合性チェックのツールとして使われる場合の問題

国際金融機関(MDBs)は、一般に各開発部門ごとにガイドラインを作成している。このガイドラインは、開発計画の各段階における情報チェック項目をチェックリストの形式で指示している。ガイドラインは、環境影響の内容及びその程度を明らかにし、より詳細なEIAの要否の判断を行う初期環境調査(IEE)に利用される。このガイドラインやEIAが事業規制の適合性チェックのツールとして使われることがあるが、その功罪は相半ばするといえる。なぜならば、チェックリスト自体は、広範な環境要素を対象にしており、被援助国にとって実行不可能な「理想的な」環境配慮条件を押しつけることにもなりかねないからである。開発途上国の環境保全の実行可能性を考慮した場合、そのことはマイナスの要素ともなる。先進国が所有している技術水準から得られる環境配慮の可能性ではなく、被援助国の環境配慮の実行可能性を想定した評価基準の設定が望まれる背景には、こうしたことがあると言われている。

参考までに、アジア開発銀行(ADB)のダム・貯水池及び水力発電計画と工業開発計画のチェックリスト項目の一部を示すと以下の通りである。

(1)ダム・貯水池及び水力発電計画のチェックリスト項目

ADBのダム・貯水池及び水力発電計画のチェックリスト項目は、プロジェクト立地による環境問題、設計に関連する環境問題、建設段階に関連する環境問題、プロジェクト稼働に関する環境問題、潜在的環境強化対策、水力発電計画のための付加的考慮、等の諸点について、下記の項目のチェックがなされる。

- a) プロジェクト立地による環境問題
移転、稀少生態系の枯渇、歴史的文化的価値の喪失、流域の土砂沈砂流出、航行の悪化、地下水文への影響、価値ある魚種の減少、鉱物資源の水没、その他の水源による損失や不利な影響
- b) 設計に関連する環境問題
道路の土砂流出、貯水池の用意、水利権争議、魚類保護
- c) 建設段階に関連する環境問題

土壌流出、その他の建設上の危険（労働上の安全、労働衛生、水による疾病）、建設モニタリング

d) プロジェクト稼動に関する環境問題

下流の洪水、養殖場の氾濫による下流の価値の低下、下流の土砂流出、貯水地管理の欠落、富栄養化、放流水質、有害病原菌の媒介昆虫、入江・沿岸漁業の影響、貯水堤の安全性、運転モニタリング

e) 潜在的環境強化対策

内水面漁業の強化、農業の削減、下流のコミュニティの水供給、下流の養殖、林業、野生生物保護、レクリエーション

f) 水力発電計画のための付加的考慮

多目的管理の必要性、農村の電化、送電線（貴重な生態系の強化、野生生物の移動の悪化、環境審美の悪化、建設及び残土地域からの土壌流出）

(2) 工業開発計画のチェックリスト項目

a) プロジェクト立地による環境影響

適正な立地選定、緩街帯の妥当性、環境アセスメントの対象となる道路による過度な交通危険、近隣者へのニューサンスもしくは危害、隣接資産価値への影響、工場排水問題、移転問題、稀少生態系への影響、社会経済的影響、水供給及び水理への影響、建造物による環境審美の低下、建造物による歴史的文化的遺産・価値の劣化

b) 設計に関連する環境問題

液体廃棄物の排出、固形廃棄物の排出、気体廃棄物の排出、有害物質の取り扱い、騒音・振動、工場排水システムの不十分さ、環境基準の妥当性

c) 建設段階に関連する環境問題

アクセス道路問題、労働者への危険（事故、有害物質の取り扱い、伝染性疾病の危険、土壌流失、騒音・振動、ちり・臭気、採石場での危険、建設段階でのモニタリングに関する規定

d) プロジェクト稼動中での環境問題

環境上の価値の汚染（液体・固形・気体廃棄物による汚染に伴うもの）、近隣住民・財産への危険、ニューサンス（騒音・振動、ちり・臭気・大気汚染、アクセス道路上に落下する有害物質の取り扱い、アクセス道路の交通混雑、環境審美上の価値低下）、労働衛生・安全の十分性（有害物質の管理、負傷者への緊急治療に関する規定、定期的健康診断、負傷者への補償、工場内の水供給・衛生施設）、酸化物の臭気による歴史的遺物・記念物への損害、モニタリング人員の十分性

e) 批判的・全般的環境評価クライテリア

非常かつ非代替的資源の受容不可能な損失、短期的な利益目的のための貴重かつ非代替的資源の過度な利用、危機に瀕している種への危険、国家エネルギー状況からみたエネルギーの過度利用、住民不安の受容不可能なレベル

6.9 同じプロジェクトでも立地生態系ごとに重要な視点が異なる

5.1 で取り上げたインドネシアのアサハン河開発プロジェクトは、同一水系を利用する水力発電計画プロジェクト、下流域を対象にする流域灌漑計画、さらにトバ湖西部の斜面を利用した道路、港湾計画などの広がりを持っている。このプロジェクトの操業開始後、内務省の肝いりで、北スマトラ大学住民センターは、環境アセスメントを実施し、報告書を取りまとめている。それによると、以下の点が指摘された。発電施設周辺の山地斜面のエロージョンによる影響、土地収用によって生じた農民の土地不足、河床の浚渫による水田の水不足、生態系の変化による衛生環境への影響、プロジェクト隣接地域への電化の促進、飲料水の提供、タウンと周辺住民との間の融和、工場排出物、漁獲等に対する継続的調査の実施、などである。これらを見ると、流域環境管理の配慮事項として、発電施設設計上では、観光資源を損なわないような自然景観の保全やトバ湖の水位を基準とした流水管理、また、アルミ精錬所では、最新の公害防除設備と公害予防組織、さらに、発電施設の土地収用では、住民移転にともなう補償と代替地の問題などが重要な視点であることが理解できる。

6.10 中央政府と地方，国家政策と現実とのギャップ

ラオスにおける森林保全政策と低い実施能力

ラオスは1940年代には国土の72%が森林に被われていたが、1996年には44%まで減少している。森林減少の主な原因は1970年代まで続いた戦争による森林破壊、戦争終了後は人口増大に伴う無秩序な焼畑、1980年代以降は外貨獲得のための商業伐採である。森林の消失に伴い、生物多様性の減少、洪水や旱魃の発生、土壌浸食による荒廃地の増大などの環境問題が深刻化しており、森林保全の重要性が指摘されている。

ラオスでは消失し続ける森林保護のために、1994年に「1995年から2000年までの林業戦略計画」を策定し、森林保全の基本政策を整備している。これによると、2000年までに20万世帯の焼畑移動耕作を代替させること、2000年までに7000村において農民に土地利用権を与えること、130万haの荒廃森林を回復し、120万haの造林を行うこと、森林伐採量を年間50万m³以下にするという数値目標が設定されている。

さらに「2020年に向けた農林開発計画」では、現在44%の森林被覆率を2020年には70%に回復させることが掲げられ、焼畑に関しては、水源涵養機能の高い森林や森林保護区内で焼畑に従事している農民を定住農地に移動させること、住民参加型の保全林や保護林の管理を推進すること、土地配分を進め、土地管理の実効性を高めることという方策が示されている。

ラオス政府は1993年の首相令164号において、森林保護区制度(NBCA, National Biodiversity Conservation Area)を導入した。1996年には森林法が制定され、保護林、保全林、生産林、再生林、劣化林等の地域指定を行った。特に、保護林は、水源保護、土壌浸食防止、国防拠点、自然災害防止の為に森林と定めて、焼畑を含む耕作、樹木伐採、薪の採取、家畜の放牧、家屋建造、土壌・鉱物等

の採取、動・植物の採取等などの行為は全面禁止されている。保護林は、国レベルだけではなく県レベルについても地域指定している。

しかし、現実の現場対応は異なった状況にある。例えば、サバナケット県の管理事務所では、保護林の指定地域を十分に把握しておらず、保護林の中にある管理事務所の後面は畑用に森林が焼かれている状況にある（1998.2）。このように、中央政府と地方あるいは国家政策と現実とでは環境政策の実施に関して大きなギャップが存在している。また、理想的な国家政策が整備されつつある反面、政策を実現するための諸制度や規則等の実施能力はきわめて低いこと、森林率などの環境現況のデータ取得はきわめて困難な状況にある。

6.11 時のアセスメント

環境アセスメントの他に、最近の財政難に起因する公共事業の見直しとして、過去に決定した政策の再評価を行う動きが出てきている。元来は、米国における小さな政府の実現のために不要な事業を切り捨てたことに始まるが、政策評価という面では戦略的環境アセスメント（SEC）に通じるものがある。

地域計画や事業計画が立てられてから実際に事業に移るまでには通常長い年月を要する。しかし、その間に社会情勢や住民意識が変化し、計画された事業の意義や価値が変化してしまうことも往々にしてあるが、一度決められた計画は十分な見直しが行われることなく実施され、大きな無駄と問題を残すことが多々発生している。このような状況を打破するために、我が国でこの制度を最初に取り上げたのは北海道庁であるが、国においても見直す案件が出始めるなど、徐々に広がりを見せている。

北海道庁では、1997年1月に「時のアセスメント」（時代の変化を踏まえた施策の再評価）実施要綱を制定し、長期間停滞している施策などについて、「時」という客観的な物差しを当てて、一度立ち止まって、自ら再評価し、今後の対応などについて整理するシステムを作った。

実施要綱の目的は、「変革の時代の中で、時の経過によって、施策が必要とされた社会状況や住民要望などが大きく変化し、施策に対する当初の役割や効果について、改めて点検・評価を加える必要があるものについては、現状を踏まえ、多角的、多面的な視点から検討を行い、時代の変化に対応した道政の実現に資するため、この要綱を制定する。」としている。また、再評価の対象とする施策は次の要件のいずれかに該当するものとしている。

施策が長期間停滞しているとみとめられるもの

時の経過の中で、施策を取り巻く社会状況や住民要望の変化などにより、施策の価値または効果が低下していると認められるもの

施策の円滑な推進に問題を抱えており、施策が長期間停滞する恐れがあると認められるもの

この実施要綱に基づき、北海道庁では1999年3月末までに工業用水道計画、ダム建設計画、地域輸入促進計画、救急医療情報システム事業など9つの施策について、再評価の上、取りやめることとした。

6.12 環境アセスメントにおける社会環境の調査・分析および評価

日本の環境アセスメントではこれまでほとんど取り上げられることのなかった、社会環境の調査・分析および評価について、フィリピンのレイテ島における地熱発電所建設にかかるアセスメントで実施されたものを紹介する。なお、フィリピンでは情報公開が進んでおり、誰でも環境管理局の資料室で環境アセスメント書を閲覧することが可能である。

この環境アセスメントにおける社会調査を実施したのはビサヤ州立農業大学の社会調査センターのメンバーで、指導を行った主要な専門家は、米国の大学で社会学や経済学を学んだ研究者が多く、社会調査の手法やその分析などに専門的立場から取り組んだ。その中で、フィリピンの地域社会構造を把握するために欠くことのできない集落（バラングイ）のプロファイルとプロジェクトに対する地域住民の意見分析を行っている。

社会環境に関する調査結果を受けて、社会経済状況のモニタリング、エクステンション・サービス、経済、社会、教育及び保健について、多くの社会環境影響の緩和策が考えられた。ここで重要なことは、事業主（国営石油公社）の活動が社会的に意義あるものとして、地域住民によく理解されることである。そのために、地域住民の理解を得るためのよりいっそうの努力を、情報のキャンペーンを通じて実施して行くべきであるとしており、理解を得るためには、その地方の方言にも配慮した印刷物を用いての対話集会やシンポジウムが開催されるべきとしている。

レイテ地熱発電プロジェクトに係る社会環境影響の緩和策

社会経済状況のモニタリング

地域社会における継続的な話し合いの場を通じて地域住民の声が、建設中ならびに共用中の地熱発電プロジェクトに対して反映されるようにしなければならない。

エクステンション・サービス

プロジェクトが建設された後、運用の初期段階において、電気、水供給、交通等の住民側から指摘された分野に対するエクステンション・サービスがなされるべきである。

経済

- ・短期、中期的に見た国営石油公社による熟練、未熟練労働者の直接の雇用
- ・中長期的に見て、地熱発電によって誘発される周辺地域の工場やその他のビジネス等に対する間接的な雇用
- ・アグロフォレストリー、家畜の飼育等の代替生活手段の採用

社会

- ・国営石油公社との定期的な対話を通じての、地域社会への参画
- ・プロジェクトの関連地域で生活する者たちの個人の権利と利益の尊重

教育

- ・国立マンパワー青少年審議会と連携をとった学校卒業者に対する溶接や自動車整備などの職業訓練

- ・近隣地域で生活する者への近代農業技術やその他の生活向上活動についての訓練
- ・優秀な高校生に対する国営石油公社の訓練に参加する機会
- ・環境教育としてエコロジーを認識させるためのキャンペーンへの参加

インフラストラクチャー / 交通

- ・プロジェクト周辺地域の道路ならびに上水道施設の改善
- ・国営石油公社の車を利用しての地域住民の利便性の向上

保健

医療協力プログラムや国営石油公社の現地医療従事者による診療ならびに配薬を通じての医療支援

6.13 経済分析と環境分析を統合する必要性

- 影響の定量化：中国の遼寧省環境事業 (WB 事例紹介) -

都市基盤事業「遼寧省環境事業」が 1995 年度に承認され、世界銀行の融資を受けて実施された。同事業では、水質と大気質の改善、産業公害防止、都市固形廃棄物管理、環境管理、教育訓練に資金が投入され、同事業は都市から個別産業まで異なる発生源と程度を公害防止対策に包括的に組み合わせた革新的な事業である。

遼寧省環境事業では EA が二回実施された。第一回目の EA は国内の環境規制の遵守を確保するためであり、二回目の EA では世界銀行の関心事が取り上げられた。二回目の EA の主な特徴は、大気汚染と水質汚濁の改善など汚染負荷の軽減、事業による肯定的な環境影響の定量的評価であった。都市住民の環境汚染暴露は、事業内容の選択において極めて重要視された。事業の便益をすべて獲得するのに必要となる公害防止対策を見極める基礎資料を作成するために、また汚染削減から得られる利得を定量化するために、都市全体を対象とする取り組みが行われた。この事業は環境保護に焦点を合わせている関係上、事業契約や付帯条件、工事の監督やモニタリング計画、環境ミティゲーション計画案などの環境関連事項とともに、大半の EA 提言が事業設計の一部とされた。

この事例は、EA が潜在的な悪影響だけでなく潜在的に良好な影響も定量化するために利用された。環境アセスメントにおける重要な問題の 1 つとして、経済分析と環境分析を巧みに統合する必要性がある。今日まで、経済的な費用便益の観点から環境影響を定量化するために試みられた EA はほんの僅かである。経済分析と環境分析の統合の必要性に取り組むために、世界銀行は、世界銀行の環境経済学者によって書かれた「環境影響の経済分析」(ディクソン共著 1994 年)と題する本に基づいて、EA 経済分析に関する指導要綱を作成中である。

6.14 環境影響の経済的費用

- 韓国の港湾開発環境実施事業 (WB 事例紹介) -

韓国の「港湾開発と環境実施事業」は、新規の港湾施設 2 カ所と新規のコンビナート 1 カ所の造成

であり、浚渫と埋立てを必要とするため、多大な大気汚染、廃水及び騒音を潜在的に発生させる。EA 審査の一環として、同事業に利用可能な代替用地 2 カ所が比較検討され、環境面の費用便益分析が行われた。考慮に入れられた費用は、波止場・防波堤・ターミナル・工業用地の工事費、港湾施設の運営維持費、漁業や海草採りに関連する損失に対する補償金、新港と新加工地区の近辺にある住宅の価値の損失に対する補償金などであった。

代替用地 2 カ所の直接原価の差は 1 億ドル以上になると見積もられた。しかしながら、財産価値の損失に対する環境費用が計上された場合、直接原価の点で非常に高価となる用地は影響がほとんどないため、差額は 730 万ドルに評価された。保護された壊れやすい海洋生態系への損害のリスクが計上されたならば、この違いは更に大きくなったであろう。

この事例は、影響を評価・比較検討するために経済分析をどう利用するかという例を示している。

6.15 代替案の分析の重要性(WB 事例紹介)

単に環境被害を回避したりミティゲーションする以上に、EA は環境の見方の観点から代替投資案を検討することで事業設計を改善させることができる。世界銀行が定めた基準を満たすために、EA では潜在的な環境影響に関して事業設計案、事業用地、技術、業務などの選択肢を系統的に比較検討しなければならない。EA では各選択肢の投資資本費用と繰上償還費用、地域状況に基づく持続可能性、制度・教育訓練・モニタリングに関する要求事項も比較検討しなければならない。理想的には、EA では可能なかぎり各代替案の環境面の費用と便益を定量化し、実行可能であるかぎり経済価値を付加すべきである。

過去数年間に世界銀行に提出された EA 報告書の多くは、代替案の限られた分析だけが示されていたが、現在では、代替案が念入りに検討された EA 報告書の数が益々増えてきている。例えば、インドネシアでは、廃水処理場の予定用地が代替案の分析に応じて変更された。クロアチアの道路事業の EA では、農地・森林の生息地・水の流れ・集落・大気・水・土壌に起こり得る影響と騒音公害の見地から道路に対する 6 つの選択肢が比較検討された。EA 専門家は格付け方式を立案し、変数を評価し、評価結果を公開の会合で発表した。最終的な選択は景観への潜在的な悪影響をさらに軽減するように変更された。

環境の見方の観点から部門投資の代替案を適切に検討することは、提案の否定的な影響を単に回避または最小限にすることよりもかなり難しい。事実上、借入人は自己の EA において代替案の分析をほとんど必要としないので、代替案の分析は理解しにくいものとなる。環境面の費用と便益の経済分析を含んだ代替案の徹底的な分析では、EA コンサルタントが専門技能を持っている必要がある。多くの諸国や地元コンサルタントはそうした能力を依然として持っていない。事業準備が借入人の計画過程と同時に進行しないと、タイミングが重大な制約になることがある。實際上、多くの EA は主要な設計と用地決定が既になされた段階で実施されている。利用可能な代替案は事業と共に先送りされるか、または恐らく限定的な技術変更や業務変更が行われた後に完全に放棄されたりする。こうした“下流”の計画過程は、環境影響の性質と重大さを変化させてしまうので重要であるけれども、EA は理想

的には“上流”計画過程にも影響を及ぼさなければならない。こうした必要性に取り組むために、世界銀行は、部門 EA と地域 EA の利用を促進し、重要な決定が下される以前に環境関連を導入することを奨励している。

6.16 住民協議の重要性（WB 事例紹介）

a. 事業設計への住民協議の効果

影響を受ける住民や地元の非政府組織（NGO）との EA 協議は、多数の事業において事業設計を変えることに貢献している。例えば、ガーナの「環境資源管理事業」では、住民協議が当初から事業の設計過程を動かしていた。村落レベルの陸水資源管理に係る投資は、地域共同体によってそのほとんどが立案された。つまり、地域住民は問題を診断し、行動計画を作成し、今では実施に責任を負っているのである。また、沿岸の湿原についても設計は住民協議を経てほとんど行われた。影響を受ける地域共同体や利用者グループは、生態学的に敏感な地区の境界を定める際や、沿岸湿原での資源の利用と保全の基準を決定する際に参加した。同様に、コロンビアの「電力部門技術支援事業」に対する住民協議の結果、事業設計の変更ばかりでなく電力開発に関する国策の優先順位の変更をも導き出した。ブラジルの「エスピリトサント水道事業」では、当初の事業設計が地域共同体 2 カ所に悪影響を与えるはずであったが、住民協議や情報公開を通して、EA 手続にこれらの共同体を含むことによって、適切なミティゲーション対策が影響と地元の生活状態の改善をバランスさせた。

b. 住民協議が EA 手続きの様々な段階で実施される機会

スコーピングの段階

有効なスコーピングでは、影響を受ける住民や非政府組織（NGO）の代表者との協議を行って、重要な問題点を絞り込み、適切な実施要領が作成される。しかし、多くの事業では、EA コンサルタントが協議の確実な開催に責務を負うものの、EA コンサルタントが起用されるのは、EA 実施要領が完了した後である。1つの代替案としては、事業実施機関がスコーピングを行っている間に当初の協議を準備することを支援することである。また別の代替案としては、契約手続の調整を図って、EA コンサルタントがスコーピング段階の委員会の一員に加われるように手配することである。これは、例えば EA コンサルタントを選任して、スコーピング手続を実施したり、実施要領を策定するために、EA コンサルタントに前渡金を支払い、実際の EA 契約の交渉を進めることによってなされる。

EA 準備の段階

多くの EA では、EA 手続の様々な段階で影響を受ける住民と協議を重ねることになる。連絡を取るための最も一般的な方法は調査を行うことである。調査は再定住に関連して実施されたり、先住民

が関与する場合に実施されたりする。

EA 報告書の草稿の段階

EA 報告書の草稿に関する住民協議は、EA 手続の最も重要な要素の一つである。協議の出席者に対しては、討議を始める前に EA 報告書の草稿を吟味できるように十分な時間的な余裕を与えなければならない。調査結果や提言は協議の出席者にとって意義深い様式で説明することも同様に重要である。ラジオ放送は情報伝達に最適な媒体であることが多い。

事業の実施の段階

事業の実施期間中、EA 関連事項に関して地元住民と非政府組織（NGO）と連絡を密に取ることは良好な慣行である。幾つかの事業では、地元 NGO が環境影響を監視する際や事業を実施する際に役割を果たしている。他の事業では、認可を受ける以前に完全に討論されなかった個別事業や構成要素に関して、地元グループとの参加方式による会議の開催日程が組まれる。

C. 住民協議の利用

住民協議は環境影響の確認と評価、代替案の比較検討、適切なミティゲーション対策の策定、地方の所有権の確立、開発過程への住民参加などにおいて重要な役割を演じる。多くの借入人は EA の一環として実質的な住民協議を益々盛り込んでおり、意義深い協議のプロセスを設計する際の経験を積んできている。多くの事業においては、住民協議は、テレビ放送やラジオ放送などの新しい媒体を利用して公開の対話形式を盛んに行なっている。住民協議の参加者は、地元 NGO や直接影響を受ける人々ばかりでなく、事業対象地域内の住民全員である。その結果、EA 作業の質は明らかに向上している。例えば、パラグアイの「天然資源管理事業」では、住民協議の開催後、影響を受けやすい民族であるツピグアラニー族を保護するためや、壊れやすい天然資源の破壊を軽減するために、新しい区域が線引きされた。

しかしながら、幾つかの事業では、借入人は影響を受ける地域社会と協議を行うよりも、特に女性や貧困者と協議を行うよりも地元 NGO と協議を行ったほうが簡単であることを知ってしまった。さらに、EA 報告書の中には、協議過程とその結果について十分に記載されていないものすらある。政府がこういうことに関して、同様な必要事項を何も定めていないか、文化的な伝統が何も無いのか、現地の事業チームや EA コンサルタントチームが社会学の専門知識を持っていないような国では、住民協議が課題として残っている。例えば、「世界銀行のアフリカ地域」調査（コックとドネリー・ロアーク 1995 年）では、住民参加の模範を使った EA 成功の主要な要因は、参加方式技法の知識を十分に有する EA コンサルタントの起用であったことが判明した。

6.17 EA 提言の具体化が持つ意味（WB 事例紹介）

中国の「第二水力発電事業」では、EA に基づくミティゲーション計画とモニタリング計画が公式文書にはっきりと盛り込まれた。公式文書の中には、プログラムの責任者と所轄機関、開始期日、調査地域、データ収集方法、データ分析の種類などの一般事項、及び西暦 2000 年までの予算額が明示された。詳細な環境対策は、事業設計や実施において環境的見地を具体化すること及び EA 手続の有効性を向上させることに向けて重要な第一歩を示している。

同様に、パキスタンでは、EA の提言が「国内エネルギー資源開発事業」の物理的な工事設計と入札文書に盛り込まれた。同事業では国営企業と国際企業との合併で油田とガス田の開発が行われ、濃縮プラントとガスパイプラインの建設が行われる。同事業には環境保護対策と制度強化対策が含まれる。EA 提言の具体化は、事業の請負業者を選考する際に重要な役割を果たした。例えば、入札価格の点で最も競争力があつた 1 つの入札書が、EA 要求事項に適合していなかったために拒否された。

現実的な内容のミティゲーション計画、モニタリング計画、環境管理計画が策定されたならば、次の手順はその計画内容を実施される合意済み行動に具体化し、実施過程の全期間中に遵守すべき手順・規格・ガイドラインを規定し、合意済み行動が法的に拘束力のある事業文書・契約書・入札文書の中に明らかに反映されるようすることである。世界銀行の経験によると、提言内容が事業文書に完璧に盛り込まれると、期待される事項に関する明確な情報を事業実施機関は入手することになり、EA に関するフォローアップに専念することができる。また、環境にかかる履行の監督が、明確な履行基準が詳しく説明されることによって一段と実行可能になる。

6.18 事業実施に伴う EA 経験からの教訓

経験を積み重ねることにより、良好な EA 報告書の作成について重要な教訓を得ることができる。その教訓は、特に環境のミティゲーション計画、モニタリング計画、管理計画及び実施に向けての現実的な目標と制度上の手配に関するものである。

環境のミティゲーション計画、モニタリング計画、管理計画を立案するには、多くの複雑な環境問題に取り組むべきという欲求と地域の制度上の限界とのバランスを考えねばならない。最優先の目標としては、地域の制度上の能力を強化すること、重要な政策の失敗を是正すること、リスクの多い問題に取り組むために実際的な解決策と模範を策定することである。

既存の環境管理能力が事業の課題に取り組むために不十分である場合、環境管理を成し遂げるために、戦略として前提条件を確立することがなされるべきである。それには、安定した適任の実施組織、十分な対応資金、十分な物流能力、継続的な管理支援が含まれる。人員配置と物流に関する要求事項は、できるだけ詳細に決定されるべきである。

事業実施機関が環境のミティゲーション計画、モニタリング計画、管理計画を実施するために十分な能力を開発することができない場合、こうした対策の任務は他の組織団体に委ねられるべきである。モニタリング、データ分析、保護地区の管理またはそれに類似する対策は、NGO、大学、コンサルタント企業などに業務委託することで成果を上げることができる。

6.19 部門環境アセスメント(部門 EA)と地域環境アセスメント(地域 EA)

部門 EA

経験によると、部門 EA を実施することで、政策、計画、広範な法律と制度の枠組みに関連する問題に取り組む際に、事業固有の EA の本質的な限界を回避できることが繰り返し示された。計画過程の上流へさかのぼり、重大な戦略的決定がまだなされない段階まで到達することで、部門 EA は、政策・制度・開発計画に関連する環境問題を分析する機会と環境的に健全な部門全般の投資を支援する機会を与えてくれる。部門 EA は、最近ドミニカ共和国の「電力部門事業」、モロッコの「第 II 次大規模灌漑事業」、世界銀行から資金援助を受けた都市開発事業（清掃事業）、輸送事業（一般道路と高速道路）、水道事業（農村の水資源管理）、エネルギー事業（電力開発）などで実施された。部門 EA では、ミティゲーション計画、モニタリング計画、管理計画を立案する際、特に特定の付随事業が事業審査の時点で知られていないとき、異なる取り組み方が必要になる。部門 EA では、特定の部門と国の総合環境管理能力に存在する制約と機会が考慮に入れられ、広範な取り組み方と選択肢が示唆される。例えば、部門 EA では、生産システムに関連する広範なミティゲーション解決策が行われたり、標準作業手順が策定されたりする。インドネシアの道路部門事業、チリの灌漑事業、インドの一連のその他資源管理事業など、幾つかの部門 EA ではこのようなオプションを見ることができる。

地域環境アセスメント

対照的に、地域 EA では、特定地域における幾つかの現行の活動、計画された活動、期待される活動による累積効果が調査される。地域 EA は潜在的に重大な環境の変化や社会経済的な変化が起きると予測される遠隔地や未開発地を対象とする大規模な投資案件を検討するときに特に役に立つ。例えば、水力発電開発事業や道路建設事業は、多様で累積的な直接方法や間接方法において、環境に影響を及ぼす意図的もしくは予期せぬ開発の過程で始めることができる。地域 EA は沿岸地帯などの都市環境や準都市環境で実施する価値がある。そうした都市環境や準都市環境では通常、様々な計画的な変更もしくは無計画な変更が行われる。

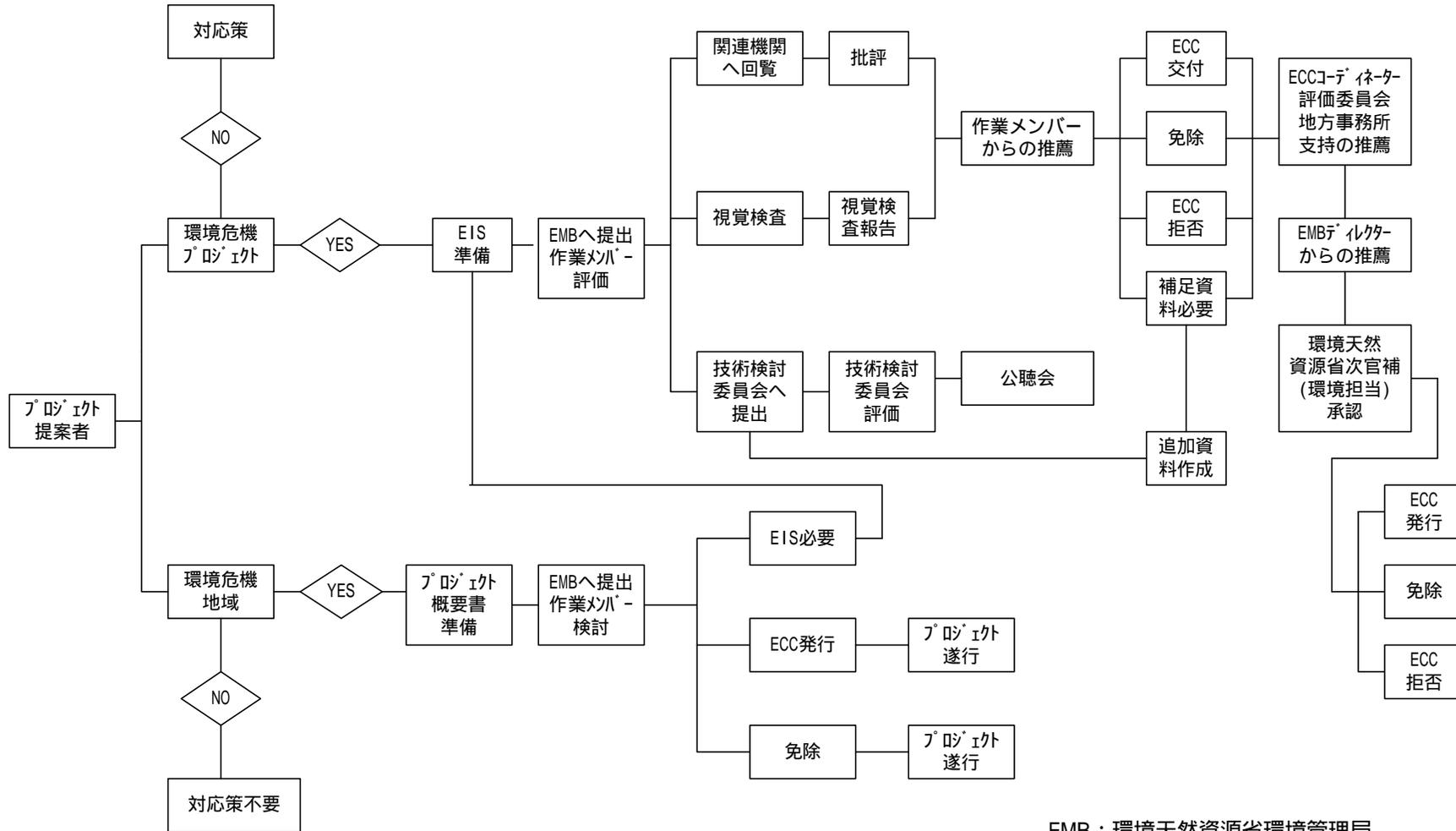
今日まで、地域 EA が条件付きとなって承認された事業案件は、パラグアイの「天然資源管理事業」の 1 件だけである。インドネシアの「生物多様性保全事業」での運営は、同様に地域分析が課題であった。しかしながら、事業において健全な現場計画と管理の枠組みが確立され、ミティゲーション・モニタリング・管理の現場の取り組み方が遵守されるにつれて、地域アセスメントが益々普及してき

ている。地域 EA は、レバノンの幅 16km 沿岸地帯を対象とする事業とインドネシアの「バリ都市経済基盤事業案」で実施中である。さらに、幾つかの事業では、地域規模で環境計画を強化することを目的に調査や計画が行われている。そのような調査や計画は地域 EA と称されていないが、例えば、ブラジルの河川流域管理、エジプトの沿岸地帯管理、スリランカの都市環境計画などで行われている。地域 EA は、地域レベルで地域開発計画の環境側面を改善する可能性を大いに秘めていると思われる。部門 EA と同様に、地域 EA を実施すると、環境分析を上流の計画過程まで押し上げて、重要な戦略の決定と政策が策定されるべき段階まで到達することができる。

6.20 各国における EIA 手続きの流れ

「フィリピン」「インド」「ベトナム」における EIA 手続きの流れを掲載した。

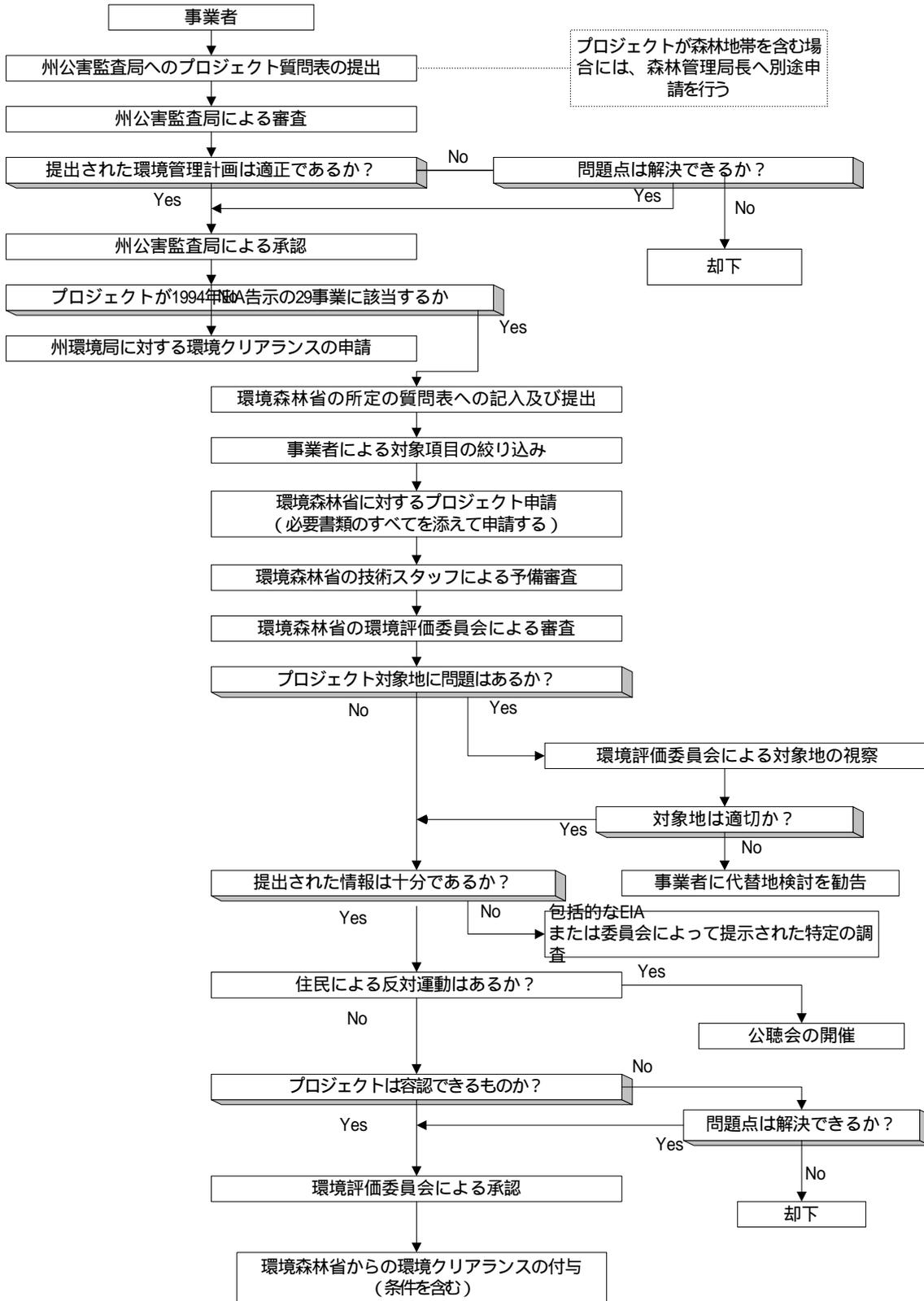
「フィリピン」におけるEA手続きの流れ



EMB：環境天然資源省環境管理局
 ECC：環境応諾証明書
 (Environmental Compliance Certificate)

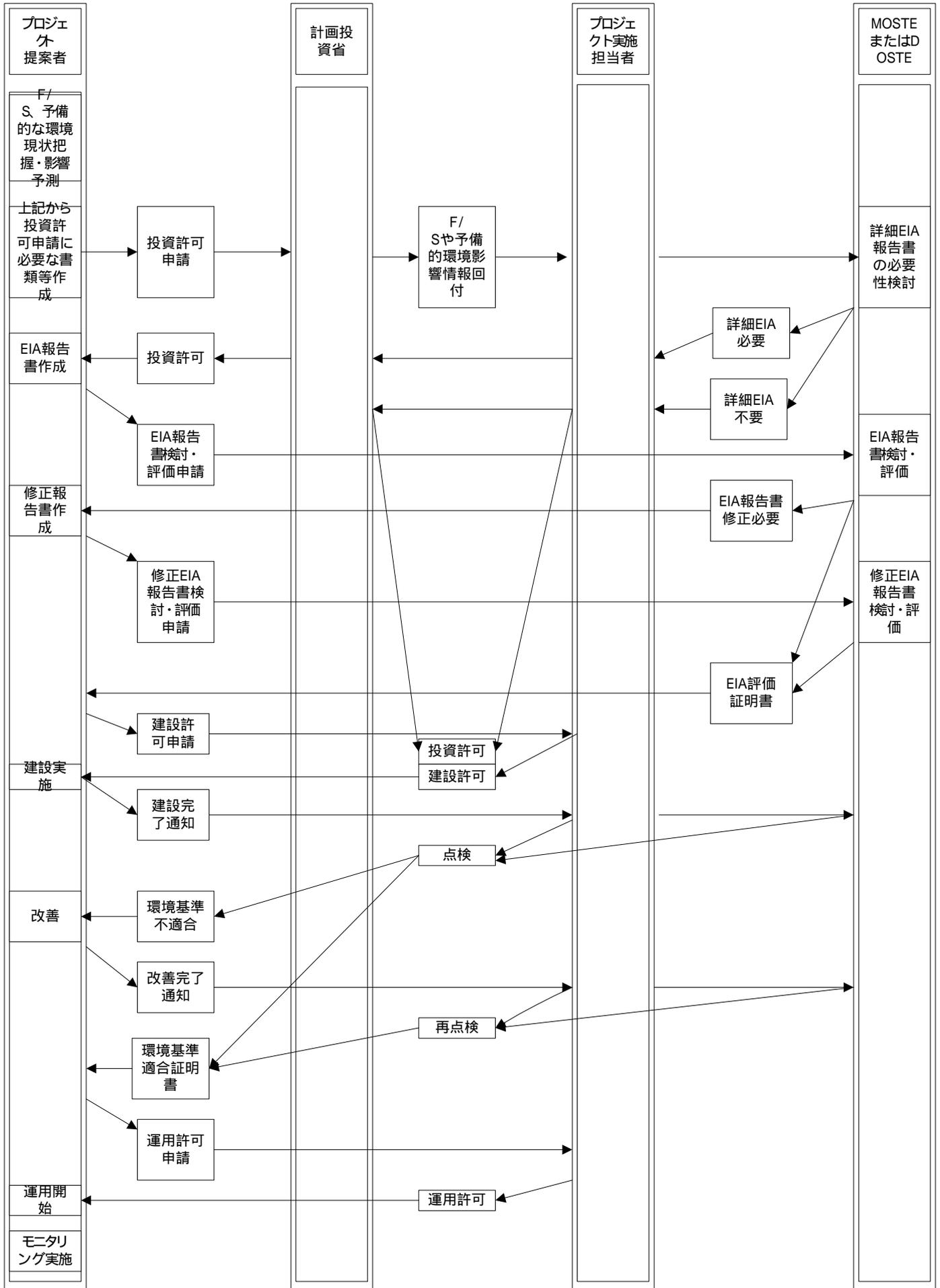
「インド」の環境クリアランス手続きの流れ

(環境クリアランス手続きの一環にEIAが組み込まれている)



(出所) Government of India, Handbook of Environmental Procedures and Guidelines, 1994, Flow chart No. 2
加筆修正

「ベトナム」におけるEIA手続きの流れ



EIA 手続きの流れ(推定を含む)

資料 1. スコーピングの方法

1 スコーピングの手法

【チェックリスト法】

影響を予測するチェックリストは、プロジェクトから生じる可能性のあるすべての影響を網羅すべきリストである。初期の頃は、影響を受ける可能性のある環境項目のみからなる単純なチェックリストが頻繁に用いられていた。その後、環境項目に加えて各環境要因の影響が詳細に記述されるようになった（必要な情報を引き出す質問形式をとることが多い）。このタイプは記述式チェックリストと呼ばれる。環境要因の膨大なリストだけでなく、計画中のプロジェクトが重要な環境要因すべてに与える影響や代替案をランクづけするチェックリストを用いることも可能である。さらに上級のチェックリストでは、当該プロジェクトのすべてのバージョンについて計算した総合ランキングとともに、各要因に与えるウェイトを変えることによってそれぞれの要因の相対的重要性が示される。

【マトリックス法】

マトリックスは、ある特定の環境要因をプロジェクトの特定の行為と関連づけることによって影響の性質を説明するもので、環境アセスメントには非常に適している。

Leopold とそのグループは、1960 年の後半に風景の美観を評価する手法を考案し（Leopold 他、1969；Leopold and Marchand、1968）、おそらく環境アセスメントで最もよく使われるマトリックスを作成した（Leopold 他、1971）。Leopold マトリックスは、縦軸に 88 の環境要因を並べ、横軸に 100 の開発の特性を並べて 8800 のセルを作る。各セルは対角線によって分割され、変化の規模と影響の重要性が、10 を最大とする 1 から 10 までの等級で書き込まれる（セルの各半分）。この種のマトリックスは相互作用(interaction)マトリックスと呼ばれる。

Leopold マトリックスは次の点で極めて有用な特性を持つ。

- ・ 基本的走査（スキヤニング）の優れた手段である。
- ・ マトリックス全体を見ると、プロジェクトが環境に及ぼす全体的な影響、さらにプロジェクトの中で最大の影響を引き起こす部分の、視覚的な印象を得ることができる。
- ・ 一つのマトリックスを使用することしかできない。
- ・ セル内の数字の前にプラスまたはマイナス記号を書くことによって、有益な影響と同様有害な影響を示すことにも用いられる。

Leopold マトリックスの修正版は多くの官庁によって使用されてきた。そのような修正版には、Leopold マトリックスを設計し直したり凝縮したりしたものの他に、影響の性質を要約し、ネガティブな影響がミティゲーションできるかどうかを示す記号にして、影響に等級を与えるものがある（Canter、1996）。

他のタイプのマトリックスもある。時として、特定の開発のステップがある環境要因に影響を与え、さらにそれが他の要因を変化させる。このような変化はステップ毎の相互作用マトリックスを用いる

ことによって検証される。プロジェクト影響の評価者は、標準マトリックス（例えばLeopoldマトリックス）を修正するか、または地域の状況に合った新しいマトリックスを作成することが必要になるかもしれない。

【ネットワーク法】

ネットワーク法は、地域の各環境要素間の相互関係を示すため、また例えば高原地方の生態系や流域のように、環境全体のエネルギーや影響の流れを示すために用いられる。これは生態学研究に用いられるネットワークに似ている。また異なるタイプのネットワークとして、方向性のあるダイアグラムや、影響をツリーで表わしたシーケンス・ダイアグラムと呼ばれるネットワークがある。このようにネットワークは一時的及び局所的な影響の流れを示すのに用いられる。

【オーバーレイ法】

オーバーレイ手法は、正式の環境影響評価が設計される前に、計画を立てる際に使用された。土壌、水、地盤沈下、騒音状況に及ぼされる各影響は、それぞれに要約され、影響の強度を示すクロロプレス（陰影をつけたゾーン）を用いて地図上に表わされる。これらの地図はそれぞれ透明紙の上に写され、お互いに重ね合せて合成効果を生み、総合的影響の概要を見せてくれる。各透明紙に多くの情報を要約することは可能だが、必然的に限られた数の影響だけが示される。しかし地理情報システム(GIS)とコンピュータ技術の発達により、この手法の物理的制限は取り除かれた。今ではファイル内の元データを修正してオーバーレイを簡単に繰り返し行い、一時的な変化なのか環境変化なのかを示すことができる

資料 2. 世界銀行の環境政策の略歴

1 世界銀行の環境政策の略歴

1970年、世界銀行は、環境に対する配慮を明確な業務の一部と位置づけた。その当時、環境アドバイザーの職位が設けられた。世界銀行の環境政策と査定手順は、その後15年間をかけて徐々に整備されていったが、国際開発分野における思考の変化を反映して過去10年間で急速に発達した。世界銀行職員に最初に配布された環境に関する指示書では、非自発的な移住と関連する社会問題に取り組む方法を取り上げた。その初版の指示書「業務マニュアル報告書 OMS 2.33」は1980年2月に発行された。それに続いて1982年2月に発行されたのは「世界銀行業務における先住民に関する報告書 OMS 2.34」であった。二番目の報告書は1991年9月発行の「業務指令 4.40」で改訂された。

「世界銀行業務の環境面に関する業務方針報告書 OMS 2.36」の初版は1984年5月に発行された。同報告書では、事業の申請と準備の各段階で環境への配慮を導入するように要求し、評価・交渉・実施の各段階で変更を行えることが確認された。これで世界銀行は初の多国間開発援助機関となって、開発事業による環境への結果を審査し、将来の融資業務評価のための環境指針を採用した。その上、1980年代中頃までには、世界銀行は幾つかの主要な環境事業など、特定の環境要素に係わる事業に融資を実行した。

1984年以来、特に1989以降、環境に関する世界銀行の政策は益々強力なものとなり、農業害虫管理（1985年）、原野管理（1986年）、文化財保護（1986年）、NGO協力（1988年）、ダム貯水池建設事業の環境政策（1989年）などに拡大適用された。世界銀行の環境関連政策リストは以下の第(1)節に示す。

(1) 世界銀行の環境政策

・環境アセスメント

世界銀行で扱われるプロジェクトはすべて潜在的な環境影響について審査を受ける。A種事業に該当する事業は完全なEAを実施しなければならない。

・環境行動計画

この環境行動計画政策は借金国の政府が環境行動計画を作成する際に世界銀行が提供する支援について定めている。

・農業害虫管理

世界銀行の政策では、環境に健全で有効な害虫管理の慣行を促進し、世界銀行が支援する農業開発プロジェクトに総合害虫管理技法を利用することを提唱している。

- ・水資源管理

この政策では、給水、衛生施設、治水、生産活動の工業用水の提供に向けて、経済的に実行可能で環境面で持続可能で社会的に衡平な方法で支援するために世界銀行による水資源管理の関与を制限している。

- ・先住民

この指令では、世界銀行の支援を受ける投資案件が先住民の民族、部族、少数派民族、その他グループなどに影響を及ぼし、先住民が土地やその他生産資源に対する権益や権利を主張する能力が社会的地位や経済的地位によって損なわれる場合、特別措置が必要であることを認めている。

- ・非自発的な移住

この指令では、適切な措置が計画・実施されないかぎり、非自発的な移住が厳しい長期的な試練、窮迫、環境被害を引き起こしかねないことを認めている。

- ・林業

世界銀行の関与は、森林伐採を削減し、森林地域による環境への貢献を向上させ、植林を促進し、貧困を軽減し、経済発展を奨励することを目指している。

- ・ダム貯水池建設事業の環境政策

この環境政策は、ダム貯水池建設事業に関する政策を確立し、最良な策略を規定する。その策略には、潜在的な環境影響を調査して必要な環境調査と環境行動の範囲を確認するために行われる予備踏査の準備も含まれる。

- ・原野

この政策は、自然な生息地の保護・保全・改修に向けて、世界銀行による支援の基本的枠組みである。

上記の各政策は改訂されたり、強化されたり、改訂や強化の最中である。最近の業務指令は先住民に関する業務指令（1991年）、水資源管理に関する業務指令（1993年）、林業に関する業務指令（1993年）である。文化財保護に関する政策は改訂後に間もなく発行される予定である。

1993年、既存の業務指令（OD）はすべて改訂された後に世界銀行の業務政策と業務手順の新制度に組み入れられ始めた。新制度は、業務政策（OP）、銀行業務手順（BP）、良好な慣行（GP）の三種類の指令で構成される。

(2) 直接環境融資における EA 利用

1989 年以降、特に 1992 年のリオ地球サミットの開催後、政府や開発援助機関、非政府組織（NGO）を中心に民間部門は、EA 方針を EA 手順の確立し、それらを広範な開発事業で実施している。現在のところ、大半の重大な投資決定には潜在的な環境結果が考慮に入れられている。

EA の究極の目的は生態系の機能を保護し、責任ある天然資源の利用を確立することである。そうした結果を評価できるのはある事業の完了した後だけであるが、世界銀行から資金提供を受けた投資対象事業の多くは EA 実施後に依然進められているため、EA の有効性を査定できる最善な方法は、EA が事業設計・準備・実施に与えた影響を調べることである。世界銀行の経験によると、EA は世界銀行の支援を受けた開発誘因の環境的社会的な持続可能性に多大に貢献していることが分かる。

(3) EA 現況の評価

1989 年から 1995 年までの期間中、世界銀行が扱った事業案件は 1,000 件以上が潜在的な環境影響について審査を受けた。これら事業案件の約 600 件は国連環境開発会議（UNCED）以降に審査され、228 件は 1995 年度中に審査された（別表 1 を参照）。1995 年度に世界銀行の理事会で承認された投資事業案件のうち 23 事業案件（10%）は完全な環境アセスメントを要する A 種事業に分類され、81 事業案件（36%）はある程度の環境分析を要する B 種事業に分類され、残りの 124 事業案件（54%）は EA を要さない C 種事業に分類された。1995 年度には、A 種事業が農業、エネルギー、電力、輸送、都市、水道、衛生の各部門に集中し、過去 3 年間で各部門に広く分布したことを反映している（別表 2 を参照）。

別表 1 リオ地球サミットの開催後に審査された EA 類型事業（1993 年度～1995 年度）

事業分類	事業数	%割合
A	67	11
B	242	40
C	289	48
合計	598	100

注記：百分率は四捨五入のため合計 100%にならない。

(4) EA の活用

EA の有効性を向上させるために、世界銀行は EA 見直し作業を二回行った。その見直し結果から得られた教訓は EA 慣行の継続に向けて統合されている。その上、世界銀行の「業務評価部」は環境アセスメント（EA）と環境行動プログラム（EAP）の有効性について手続の見直し作業を行っている。この見直しの目的は、(a) 事業の実施以前と実施期間中の両期間中に EA と EAP が世界銀行の業務と借主の能力に与える影響を評価し、(b) 業務指令（OD）に定められた世界銀行の環境目標を満たす際

に EA/EAP に基づく審査手続の有効性を評価し、(c) 世界銀行が新興の環境誘因において能力開発を推進するために援助を提供する範囲を評価することである。こうした見直し作業は、業務指令 OD 4.00 が発行された以降の過去 5 年間を対象にしている。評価過程は 8 カ国の事例研究の準備に集中しており、1996 年度に完了する予定である。第 2 回見直し作業では、より系統的で詳細な方法で EA 手続を評価することができた。EA の制度と運営の活力に改善が見られ、EA 提言を事業の準備と実施に関連づける努力に改善が見られた。見直しの結論では、EA 手続が世界銀行の通常の経済活動に確実に根づいている現状が分かった。EA がある事業の環境管理実績を改善するのに効果を発揮することは二つの要因に大いに依存する。すなわち、EA 技術の質および EA の事業概念化・設計・実施への影響の程度である。

別表 2 A 種事業の部門別内訳 (1993 年度 ~ 1995 年度)

部門	1993 年	1994 年	1995 年
農業	3	7	4
エネルギー/電気	10	9	7
産業	0	0	0
採鉱	0	1	0
観光	1	0	0
輸送	3	4	5
都市	0	4	4
水と衛生	2	0	3
事業総数	19	25	23

(5) 質の問題

第 2 回 EA 見直し作業では、世界銀行と借金国が経験から学んで EA の質を向上させていることが分かった。このことは過去 3 年間に特に当てはまる。現場固有の直接影響は、広範な部門と地理的な実施場所の範囲内で、世界銀行から融資を受けた事業の EA において良好に確認・評価されている。EA は最も関連する問題と影響をより一貫して調査・説明し、健全なミティゲーション計画と監視対策の有益な基礎資料を提供する。例えば、環境影響分析は「スワジランド都市開発事業」の不可分の一部であった。同事業では、代替地が水道、下水処理、固形廃棄物処分などの構成要素の点で評価された。その結果、設計基準の変更が行われ、環境面で容認できない特定の選択肢が除外され、別の代替案が採択された。場合によっては、影響の評価が適切に済むまで事業準備が遅れた。

資料 3. 新しい世界銀行の環境影響評価指令

(環境庁仮訳)

世界銀行業務マニュアル 環境アセスメント

1999 年 1 月

OP4.01 銀行の政策：環境アセスメント

- Annex A 定義
- Annex B カテゴリー A 案件のための環境アセスメント報告書の内容
- Annex C 環境管理計画

BP4.01 銀行の手続き：環境アセスメント

- Annex A 国際復興開発銀行 / 国際開発協会貸付プログラム案件のための環境データシート
- Annex B ダム及び貯水池に関する案件への EA の適用
- Annex C 害虫管理に関連する案件への EA の適用

GP4.01 模範的声明：環境アセスメント

- Annex A EA のための潜在的な問題チェックリスト
- Annex B 案件の種類と典型的環境分類

これらの文書の原文は、世界銀行のサイト (<http://www.worldbank.org/>) より入手できる。

環境に関する見直し (世界銀行による説明資料)

これらの政策は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

環境アセスメント

記：OP、BP、および GP 4.01 は連帯して、OMS 2.36 「世界銀行業務の環境的側面」、OD 4.00 付則 A 「環境アセスメント」、OD 4.00 付則 B 「ダムおよび貯水池に関する案件のための環境政策」、OD 4.01 「環境アセスメント」、および次に挙げる業務覚書、すなわち「環境アセスメント：被影響集団・関連地域の NGO と借入人が行う協議の取扱いに関する世界銀行職員への指示」(4/10/90)、「環境アセスメント：環境アセスメントの理事への公開に関する世界銀行職員への指示」(11/21/90)、および「環境アセスメントの理事への公開」(2/20/91)、に置き換わる。この声明に関連する追加情報は、「環境アセスメントソースブック」(Washington, D.C.: 世界銀行発行 1991)、環境セクター評議会より順次入手可能となるソースブック最新情報、および「汚染防止・削減ハンドブック」に記載されている。環境関連の世界銀行声明文書には、他にも OP/BP/GP 4.02 「環境行動計画」、GP 4.03 「農業害虫管理」、OP/BP/GP 4.04 「自然生息地」、OP 4.07 「水資源管理」、OP 4.11 「世界銀行融資案件における文化遺産の保護」(近日発表)、OP/BP 4.12 「強制移住」(近日発表)、OP/GP 4.36 「山林管理」、OP/BP 10.04 「投資業務の経済評価」、および OP 4.20 「先住民族」が挙げられる。本 OP および BP は、案件情報書類(PID)が初めて 1999 年 3 月 1 日以降に発行される全ての案件に、適用される。問い合わせは環境セクター評議会議長によって受け付けられる。

1. 世界銀行¹は、世界銀行による融資を希望して提出された案件が、環境面において安全で持続可能であることを保証し、それによって、案件に対してより適切な意思決定を行うために、案件の環境アセスメント(EA)を義務づける。

2. EA とは、その分析の範囲、綿密さ、種類が、提出案件の性質、規模、そして案件が環境へ与え得る影響に依って決定されるような手続である。EA は案件の影響範囲内における潜在的な環境リスクと環境への影響を評価し²、案件代替案を検討し、案件の選択・位置設定・計画・設計・実行を改善する方法を、環境に与える悪影響を予防、最小化、緩和もしくは補償しつつ好影響を高めることによって、見出し、案件実行全般を通して環境への悪影響を緩和および管理する手順を明示する。世界銀行は、実行可能な範囲で、緩和策又は補償策よりも、予防策を奨励する。

3. EA は自然環境(大気、水、陸地)、人類の健康と安全、社会的関心(強制移住、先住

民族、文化遺産)³および越境または地球規模環境問題⁴を考慮の対象とする。EAは自然および社会的関心を統合的に考える。EAはまた、国家環境調査の所見、全国環境行動計画、国家の全体的な政策枠組み、国家の法規、環境および社会的関心事に対する制度面からの対応能力、関連国際条約・協定の下での案件活動に関連する国家の義務等の条件が、それぞれの案件および国家により異なることを考慮する。EAにおいて、案件活動がその様な国家の義務と対立すると判断された場合、世界銀行は、その案件への融資を行わない。EAは、案件処理の出来るだけ早い段階から開始され、提案案件の経済的、財政的、制度的、社会的、および技術的分析との密接な調和が図られる。

4. EAは借入人が責任を持って実施する。カテゴリ-A案件⁵について、借入人は、EA実行のために、案件に無関係の独立したEA専門家を雇用する⁶。カテゴリ-A案件の中でも特にリスクが高い案件、論議を呼ぶ案件、又は環境に関する懸念が深刻で多方面に渡る案件の場合、借入人は通常、国際的に認められ、独立した環境専門家に諮問委員を依頼し、EAに関係する当該案件の全側面について、助言を受けるべきである⁷。諮問委員の役割は、世界銀行が案件を考慮し始めた時点での、案件準備の進捗状況、並びにすでに行われたあらゆるEA作業の質と対象範囲に依る。

5. 世界銀行は、自身のEA要件について、借入人を指導する。世界銀行は、EAの所見と勧告を見直し、それらが世界銀行の融資へ向けて案件の手続きを進めるのに適切な基盤を提供しているかどうか判断する。世界銀行が案件に関与する以前にEAが借入人によって完遂または部分的に遂行されていた場合、世界銀行は、EAを見直しそれが本政策と一貫していることを確認する。世界銀行は、公開協議や情報公開をはじめとするEA作業の追加を、適宜要求することがある。

6. 『汚染防止・削減ハンドブック』には、汚染の予防・削減策、および世界銀行が一般的に許容できる排出水準が、記載されている。しかしEAは、借入国の法令、並びにその地方特有の条件を考慮した上で、その案件のための排出水準や汚染防止・緩和対策への代替案を勧告してもよい。特定の案件又は現場のために選定された排出水準や対策案についての正当性は、EA報告書の中に完全かつ詳細に明示されなければならない。

EA 文書

7. 世界銀行のEA要件を満たすために用いられる文書は、案件に応じて、環境影響評価(EIA)、地域的EA、セクターEA、環境監査、有害性またはリスクアセスメント、および環境管理計画(EMP)がある⁸。EAには、これらの中から1つ以上の文書が、またはそれらの要素が、必要に応じて用いられる。案件の影響が、おそらくセクター的または地域的な広がりを持つ場合は、セクターEAまたは地域的EAが必要である⁹。

環境審査

8. 世界銀行は、各提出案件について環境審査を実施し、その案件に適切なEAの種類、並

びに範囲を定める。案件は、その種別、位置、微妙さ、および案件が環境へ与える影響の性質・程度によって、4つのカテゴリーに分類される。

- a) カテゴリーA：案件が環境に著しく悪影響を与え、その影響が微妙であったり¹⁰、多岐にわたっていたり、先例が示されていないと考えられる場合、その案件は、カテゴリーAに分類される。影響は、物理的に作業が行われる施設または現場よりも広範囲に及ぶ可能性がある。カテゴリーA案件のEAは、案件が環境に与え得る好・悪両影響を調査し、それらを有効代替案（「案件を実施しない場合」を含む）が与える影響と比較し、悪影響を回避、最小化、緩和、もしくは補償し、案件の環境に対する性能を向上するために必要とされるあらゆる方策を勧告する。カテゴリーA案件に関する報告書は、借入人が責任を持って作成する。報告書は一般的に「環境影響評価報告書（EIA）」（もしくは、適切に包括された地域的EAまたはセクターEA）の形式をとり、必要に応じて、そこへ第7パラグラフで挙げた他文書の要素が組み込まれる。
- b) カテゴリーB：案件が人類または環境面から重要とされる地域（湿地、森林、牧草地および他の自然生息地を含む）へ与え得る悪影響が、カテゴリーA案件より小さいと考えられる場合、その案件は、カテゴリーBに分類される。影響は、現場に特定されたもので、不可逆であると認められるものはほとんどなく、またほとんどの場合において、緩和策がカテゴリーA案件の場合に比べてたやすく考案される。カテゴリーB案件のEAの範囲は、案件によって差異があるものの、カテゴリーA案件のEAより狭い。カテゴリーB案件のEAは、カテゴリーA EAと同様、案件が環境へ与える好・悪両影響を調査し、悪影響を回避、最小化、緩和、または補償し、環境に対する性能を向上させるために必要なあらゆる方策を勧告する。カテゴリーB EAの調査結果は、案件書類（「案件審査書類（PAD）」および「案件情報書類（PID）」）に記述される¹¹。
- c) カテゴリーC：案件の環境への悪影響が最小限もしくは全く存在しないと考えられる場合、その案件は、カテゴリーCに分類される。カテゴリーC案件については、環境審査以上のEA行動は必要とされない。
- d) カテゴリーFI：案件への世界銀行による融資が、金融仲介者を通してサブプロジェクトに対して行われ、そのサブプロジェクトが環境に悪影響を及ぼす可能性がある場合、その案件は、カテゴリーFIに分類される。

特殊案件に関する EA

セクター投資貸付

9. セクター投資貸付金（SILs）¹²については、各提出サブプロジェクトの準備期間中に、案件調整団体または実施機関が、国家の規定および本政策の要件に従って、適切な EA を実行する¹³。世界銀行は、調整団体または実施機関が（a）サブプロジェクトの審査、（b）EA 実行に必要な技術の調達、（c）各サブプロジェクトについての EA の所見と結果の見直し、（d）緩和策（適切とされる場合は EMP も含む）実施の保証、および（e）案件実施中の環境条件のモニタリング、に必要な能力を持ち合わせているかどうか審査し、必要ならば、SIL の項目に、そういった能力の強化を盛り込む¹⁴。現状の能力が EA 遂行に十分でない、と世界銀行によって判断された場合、全ての 카테고리-A サブプロジェクトおよび適当とされる 카테고리-B サブプロジェクト 全ての EA 報告書を含む は、世銀による優先的な見直しと承認の対象となる。

セクター調整貸付

10. セクター調整貸付金（SECALs）は、本政策の要件に従う。SECAL に関する EA は、その貸付金の下で計画された政策や制度的・法規的行動が環境に与え得る影響を評価する¹⁵。

金融仲介者貸付

11. 金融仲介者（FI）業務について、世界銀行は「各 FI が、提出サブプロジェクトの審査を行い、また副借入人による各サブプロジェクトの適切な EA 実施を、保証しなければならない」と定めている。案件を承認する前に、FI は、サブプロジェクトが当該国家もしくは地方当局の環境要件を満たし、かつ本 OP 並びにその他関連する世界銀行の環境政策と一貫していることを（独自の職員、外部専門家、または既存の環境団体を通じて）確認する¹⁶。

12. 提出された FI 活動を審査する際、世界銀行は、国家の環境要件のうち案件に関する事項の妥当性、およびサブプロジェクトのために提案された EA 協定を見直す。このとき、環境審査並びに EA 結果報告に関する手順と責務も、見直しの対象に含まれる。必要な場合には、世界銀行は、案件が EA 協定を強化するための項目を含むことを保証する。 카테고리-A サブプロジェクトを有すると見込まれる FI 活動については、世界銀行の審査以前に、各関係 FI は、そのサブプロジェクト EA 作業のための制度機構を評価し（制度的能力の強化が必要な際は、その方策の確認も含む）世界銀行へ文書で提出する¹⁷。現状の制度的能力が EA 遂行に十分でないとして世界銀行によって判断された場合、全ての 카테고리-A サブプロジェクトおよび適当とされる 카테고리-B サブプロジェクト EA 報告書を含む は、世銀による優先的な見直しと承認の対象となる¹⁸。

緊急復興案件

13. OP4.01 が提示する政策は、通常 OP8.50「緊急復興援助」の下で扱われる緊急復興案件に適用される。しかし、本政策の遵守が緊急復興案件の目的の効果的かつ時宜を得た達

成の妨げになる場合は、世界銀行は、その案件を本政策が定める要件から免除することが出来る。そのような免除の正当性は、貸付書類に記録される。しかし、いかなる時も次の2点は最低限遂行されなければならない。その2点とは、(a) 緊急復興案件準備の一環として、環境面で不適切な行為がどの程度非常事態を促進し、悪化させたか測定すること、(b) あらゆる必要修正案が緊急案件または将来における貸付業務の中に組み込まれること、である。

制度的能力

14. 提出案件の EA に関連する重要な任務を遂行するために必要な法的または技術的能力 (EA 報告、環境モニタリング、検査、緩和策の管理等) を借入国が保持しない場合、案件は、そのような能力を強化するための項目を含む。

公開協議

15. 国際復興開発銀行または国際開発協会による融資を希望して提出された全てのカテゴリ-A および B 案件について、EA 処理中に、借入人は、案件が影響を及ぼす集団 (以下、被影響集団) および地域の NGO (NGOs) に、案件の環境面に関する意見を聞き、それら集団・団体の見解を考慮する¹⁹。借入人は、このような協議を出来るだけ早く開始する。カテゴリ-A 案件の場合、借入人は、これらの団体と a) 環境審査の直後で、EA 実施要領が最終決定される前、および b) EA 報告書草稿が作成された時点、の少なくとも2回は協議する。さらに、案件実施期間を通じて、それら団体に影響を与えるような EA 関連事項の処理に関して、借入人は、必要に応じて団体と協議を行う²⁰。

情報公開

16. 国際復興開発銀行または国際開発協会による融資を希望して提出された全てのカテゴリ-A および B 案件に関して、借入人と被影響集団・地域の NGO が行う協議を、有意義なものにするため、借入人は、協議の前に時宜を得て関連資料を提供する。資料は、協議に立ち合う集団・団体が理解および入手可能な形式・言語で、準備されている。

17. カテゴリ-A 案件について、初回協議に向けて借入人は、提出案件の目的、説明および潜在的な影響についての概要を提供する。EA 報告書草稿が準備された後の協議に向けては、EA 結果の概要を提供する。さらに、カテゴリ-A 案件については、借入人は EA 報告書草稿を被影響集団や地域の NGO が利用しやすい公共の場にて入手できるようにしておく。セクター投資貸付金 (SILs) 並びに FI 活動については、借入人 / FI が、カテゴリ-A サブプロジェクトの EA 報告書が被影響集団や地域の NGO が利用しやすい公共の場にて入手可能であることを保証する。

18. 融資を求めるカテゴリ-B 案件の独立した EA 報告書は、被影響集団および地域の NGO にとって入手可能である。国際復興開発銀行または国際開発協会による融資を希望するカ

テグリーA 案件、並びに国際開発協会の融資を求めるカテゴリーB 案件については、その EA 報告書が、借入国内で公開されており、世界銀行に正式に受領されていることが、世界銀行による案件審査の必須条件である。

19. 借入人がカテゴリーA EA 報告書の世界銀行に正式に提出すると、その概要（英文）は各国理事に配布され、報告書は InfoShop を通じて入手可能となる²¹。世界銀行が世界銀行 InfoShop を通じて EA 報告書を公開することに、借入人が反対した場合、世界銀行職員は以下のいずれかの行為をとる。a) 国際開発協会案件に関しては、その案件処理手続を中断する。b) 国際復興開発銀行案件に関しては、更なる処理に関する問題を各国理事に提出する。

実施

20. 案件実施期間中、借入国は、(a) EA 報告書の結果に基づいて借入国と世界銀行が同意した方策が、案件書類の中に提示された環境管理計画（EMP）の実施も含めて、遵守されているか、(b) 緩和策の状況、(c) モニタリング結果、を報告する。世界銀行による案件の環境面の管理は、法的同意書、EMP、または他の案件書類中に示された方策をはじめとする EA による結果と勧告に基づいて行われる²²。

¹ 「世界銀行」には「国際開発協会(IDA)」も含まれる。「貸付金」には「信用取引」も含まれる。「借入人」には、保証業務の場合、世界銀行の保証付き貸付金を他の金融機関から受け取っている案件後援者(民間または政府)も含まれる。「案件」とは世界銀行の貸付金または保証による融資を受ける業務のうち、構造調整貸付金並びに負債および負債利子支払業務を除いた、全ての業務を指す。(構造調整貸付金に関する環境要件は近日発表される OP/BP 8.60 「調整貸付」の中に定められている。) また、融通貸付 融通計画貸付金 (APLs) および学習と革新のための貸付金 (LILs) による案件と、地球環境ファシリティの融資を受ける案件や案件項目も含まれる。案件については、貸付金/担保協定の付則 2 に説明されている。本政策は、財源に関わらず案件の全ての項目に適用される。

² 定義については、添付書類 A を参照。案件の影響地域は、環境専門家の助言をもとに決定され、EA 実施要領に定められる。

³ OP/BP/GP 4.12 「強制移住」(近日発表)、OD 4.20 「先住民族」、および OP 4.11 「世界銀行融資案件における文化遺産の保護」(近日発表)参照。

⁴ 地球規模環境問題には、気候変動、オゾン破壊物質、公海の汚染、および生態系への悪影響が含まれる。

⁵ 審査については、第 8 パラグラフ参照。

⁶ (a) 案件の選定・位置設定・計画決定の際に環境への配慮が適切になされていること、および (b) EA が案件処理を遅延させないこと、を保証するために、EA は、案件の経済的、財政的、制度的、社会的、および技術的分析と密接に調和している。しかし、個人または団体が EA 活動を実施する場合、借入人は、関心の衝突が避けられるよう、保証するべきである。例えば、独立した EA が要求されているとき、EA 活動は、技術的設計を担当しているコンサルタントによって行われるべきではない。

⁷ 諮問委員 (OP/BP 4.37 「ダム安全」によって命じられたダム安全委員とは異なる) は、借入人に対し、特に次の事項に関して助言を与える。(a) EA 委任条件、(b) EA 準備のための手法と重要課題、(c) EA による所見と勧告、(d) EA による勧告の実行、および (e) 環境管理能力の開発。

⁸ これらの用語は、添付書類 A に定義されている。添付書類 B および C には、EA 報告書および環境管理計画の内容について記述されている。

⁹ セクターEA および地域的 EA の使用に関する手引きは、「環境アセスメントソースブック最新情報」第 4 号お

よび第15号に記載。

¹⁰ 環境に与える影響が不可逆的と考えられる時（主要な自然生息地の消失につながる等）や、OP 4.20「先住民族」、OP 4.04「自然生息地」、OP 4.11「世界銀行融資案件における文化遺産の保護」（近日発表）、またはOP 4.12「強制移住」（近日発表）に関わる問題を引き起こすと考えられる時、その影響は「微妙である」と見なされる。

¹¹ 認識された環境問題に特別な注意が払われるべきだ、と審査課程において、または国家法規によって決定された場合、カテゴリーB EAの結果は、独立した報告書として提出されることもある。報告書は、例えば制限付環境影響評価、環境緩和または管理計画、環境監査、有害性評価などを含むことが出来るが、これは案件の種類や、影響の性質・規模に左右される。環境面で「微妙な」地域外でのカテゴリーB案件や、スコープが狭く、明確に定義・解釈されているカテゴリーB案件については、世界銀行は、EA要件が他の方法によって達成されることを認めている。他の方法の例を挙げると、環境面を配慮した設計基準、用地決定基準、小規模工業施設または農作業に関わる汚染基準、環境面を配慮した用地決定基準、建設基準、住居計画の検査手順、環境面を配慮した道路再建に関する作業手順、等がある。

¹² セクター投資貸付金は通常、年次投資計画の準備・実行、もしくは案件の進行課程において、時間的に区切られサブプロジェクト化された活動に關与する。

¹³ 更に、個別のサブプロジェクトEAでは扱いきれないセクター的広がりを持った問題が存在する場合(特に、セクター投資貸付金がカテゴリーAサブプロジェクトを含む可能性が高い場合)は、世界銀行がセクター投資貸付金を審査する前に、借入人によるセクターEAの実施が求められることがある。

¹⁴ 法的規定または世界銀行が容認する契約的協定に従って、これらの見直し作業のどれかが調整団体または実施機関以外の団体によって実行された場合、世界銀行は、そのような代替策について審査する。しかし、最終的に責任を持って、サブプロジェクトが世界銀行の定める要件を満たしている、と保証するのは借入人/調整団体/実施機関である。

¹⁵ その様なアセスメントを必要とする活動の例としては、環境面で「微妙な」事業の私有化、重要な自然生息地を含む地域の土地保有権の移行、農業・材木・石油といった商品の相対的価格変動、等がある。

¹⁶ FI業務に関する要件は、EA手続きより得られたもので、本OP第6パラグラフに示される要件と一貫している。EA手続きでは、考えられている財政の種類、予期されるサブプロジェクトの性質・規模、およびサブプロジェクトが位置する行政区域で適用されている環境要件が考慮される。

¹⁷ 審査後に案件に含まることになった金融仲介者は、その参加条件と同等の要件に従う。

¹⁸ カテゴリーBサブプロジェクトの優先的な見直しに関する基準は、案件の法的協定に明示される。その基準は、サブプロジェクトの種類・規模や金融仲介者のEA能力といった要因に基づく。

¹⁹ 世界銀行のNGOへの働きかけについては、GP 14.70「NGOの世界銀行が支援する活動への関与」を参照。

²⁰ 主要な社会的項目を持つ案件については、他の世界銀行政策 例えばOD 4.20「先住民族」やOP/BP 4.12「強制移住」（近日発表）によっても協議が義務付けられている。

²¹ 世界銀行の情報公開手続に関する更なる論議については、「情報公開に関する世界銀行の方針」(1994年3月)およびBP 17.50「業務情報の公開」を参照。移住計画と先住民族発展計画に関する情報公開に特定の要件は、OP/BP 4.12「強制移住」（近日発表）、およびまもなく改正されるOD 4.20「先住民族」で規定されている。

²² OP/BP 13.05「案件管理」(近日発表)参照。

これらの政策は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

定義

1. **環境監査**: 既存施設における、環境的に重要な地域全ての性質と範囲を決定する文書。監査は、重要な地域（での問題）に対して、適切な緩和策を見極め、その対策の正当性を示す。また、対策の経費を積算し、その実施日程を提案する。案件によって、EA 報告書は、環境監査のみで構成される場合もあれば、監査は EA 書類の一部であるという場合もある。

2. **環境影響評価(EIA)**: 提出案件が環境に与える影響を評価し、代替案を検討し、そして適切な緩和・管理・モニタリング方法を設計するための文書。案件およびサブプロジェクトは、地域的 EA またはセクターEA で取り扱われていない重要な関心事を扱うために、EIA を必要とする。

3. **環境管理計画 (EMP)**: (a) 環境への悪影響を除去または相殺する、あるいは許容レベルまで減少させるために、案件の実施・運営中にとられるべき方策、および (b) それらの方策を実施するのに必要な行動、について詳細に述べた文書。環境管理計画は、(他に使用されている文書に関わらず) カテゴリーA EA にとって不可欠な部分である。カテゴリーB 案件の EA も、環境管理計画としてまとめられることがある。

4. **有害性アセスメント**: 案件現場に存在する危険な物質や条件に伴う有害性を見極め、分析し、管理するための文書。可燃性、爆発性、反応性、または毒性物質に関与する案件について、案件現場にそれらの物質がある閾レベル以上に存在する時、世界銀行は、その案件についての有害性アセスメントを要求する。案件によって EA 報告書は、有害性アセスメントのみで構成される場合もあれば、有害性アセスメントは EA 書類の一部であるという場合もある。

5. **案件の影響地域**: 案件による影響を受ける可能性の高い地域。送電用地帯、パイプライン、運河、トンネル、移転道路、アクセス道路、借地、処分地、建設作業用野营地といった、案件に付随する施設、および案件に誘引されて生じた計画外の開発（自然発生的な開拓、伐木、アクセス道路沿いの農業の移行等）によって影響を受ける地域も全て含まれる。影響地域の例としては、(a) 案件が位置する流域、(b) 影響を受ける河口または

沿岸地域、(c)移住または補償のために必要な計画用地外(off site)の土地、(d)空気域(煙や埃といった風媒汚染物質の影響地域からの出入りが認められる空域等)、(e)人類、野生生物、魚類の移動経路、特に公衆衛生、経済活動、または環境保護に関係する地域、(f)生計活動(狩猟、釣り、放牧、収穫、農業等)に使用されている地域、および宗教的または慣習に基づく儀式的な目的のために使用されている地域、等が挙げられる。

6. **地域的EA:** 特定の戦略、政策、計画、または実施計画に伴う環境問題および影響、またはある特定地域(ある都市部、流域、沿岸地帯等)における一連の案件に伴う環境問題と影響を調査する文書。この文書は更に、その影響を代替案の与える影響と比較・評価し、その問題と影響に関連する法的および制度的側面についての評価を行い、地域の環境管理を強化するための幅広い方策を提案する。地域的EAは、多数の活動による累積影響に特別な注意を払う。

7. **リスクアセスメント:** 案件現場に存在する危険な物質や条件によっておこる危害の確率を推定するための文書。リスクは、潜在する危害が実現される可能性とその重要性を表す。従って、有害性アセスメントは、しばしばリスクアセスメントに先行して実施される。または、両アセスメントが一つの調査として行われる。リスクアセスメントは、柔軟性のある分析方法で、潜在的に危険な活動や特定の条件下でリスクを伴うかもしれない物質についての科学的情報を分析・整理するための、系統的なアプローチである。世界銀行は、有害物質および廃棄物の取扱い・保管・廃棄に関する案件、ダム建設に関する案件、または地震活動やその他の天災の影響を受けやすい地域での大規模な建設活動に関する案件に対して、リスクアセスメントの実施を常に要求している。案件によって、EA報告書は、リスクアセスメントのみで構成される場合もあれば、リスクアセスメントはEA書類の一部であるという場合もある。

8. **セクターEA:** 特定の戦略、政策、計画、実施計画に伴う環境問題と影響、またはある特定のセクター(電力、輸送、農業等)のための一連の案件に伴う環境問題と影響を調査する文書。この文書は更に、その影響を代替案の与える影響と比較・評価し、その問題と影響に関連する法的および制度的側面についての評価を行い、更にセクター内の環境管理を強化するための幅広い方策を提案する。セクターEAは、多数の活動による累積影響に特別な注意を払う。

これらの政策は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

カテゴリーA 案件のための環境アセスメント報告書の内容

1. カテゴリーA 案件のための環境アセスメント報告書¹は、案件に関わる重要な環境問題に焦点を合わせている。報告書の範囲および緻密度は、その案件が与える影響に比例すべきである。世界銀行に提出される報告書は、英語、フランス語、またはスペイン語で作成され、概要は英文で作成される。
2. EA 報告書は以下の項目を含む。(順不同)
 - (a) **概要**. 重要な結果と推奨される行動について、簡潔に述べる。
 - (b) **政策的、法的、および行政的枠組み**. EA が実施された状況の政策的、法的、および行政的枠組みを述べる。共同融資者の環境要件を説明する。当該国が参加する国際環境協定について案件に関係するものを記述する。
 - (c) **案件の記述**. 提出案件、およびその地理的、生態学的、社会的、時間的背景を簡潔に記述する。案件現場外で必要となり得る投資(専用パイプライン、アクセス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料および製品保管施設等)についての記述も全て含まれる。移住計画または先住民族発展計画の必要性を明らかにする²。(下記(h)、(v)も参照。)通常、案件現場と案件の影響範囲を示す地図を含む。
 - (d) **基底情報**. 調査範囲の広がり进行评估し、関連する物理的、生物学的、また社会経済的条件を記述する。案件が開始する前から予期されている変化も記述に含む。また案件範囲内での、しかし案件とは直接関係のない、現在進行中及び提案中の開発行為も考慮にいれる。ここで与えられる情報は案件の位置、設計、運営、および緩和策に関する決定に関わるものであるべきである。数値の正確さ、信頼度、および情報源についても、この節に記される。
 - (e) **環境への影響**. 案件が与える好影響と悪影響を、出来る限り定量的に予測し評価する。緩和策、および緩和策実施後も残存した悪影響を同定する。環境を向上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落、

および予測値に伴う不確定性、を認知、評価する。また、それ以上の配慮を必要としない項目を特定する。

- (f) **代替案の分析³**。提案案件の位置、技術、設計、運営についての有効代替案を「案件を実施しない」案を含む。それぞれの代替案が環境に与える影響、その影響の緩和可能性、初期および経常経費、地域条件への適合性、および代替案が必要とする制度的条件・研修・モニタリングの必要性、に関して、系統的に比較する。各代替案について、環境への影響を可能な限り定量化し、有効な場合は経済評価も添える。特定の案件設計案を選択する根拠を明記し、望ましい排出レベルおよび汚染防止・削減策の正当性を示す。
- (g) **環境管理計画 (EMP)**。緩和策、モニタリング、および制度の強化を扱う。OP 4.01, Annex C 中の概要を参照。
- (h) **添付書類**。
 - (i) EA 報告書作成者リスト 個人並びに機関。
 - (ii) 参考文献 文書 既出版・未出版含む。予備調査に使用されたもの。
 - (iii) 機関間打合せおよび協議会の記録。影響を受ける人々並びに地元の非政府団体 (NGOs) がもつ、情報に基づく見解を得るために行われた協議会の記録も含む。協議会 (実地調査) 以外の方法で影響を受ける人々並びに非政府団体の見解を得た場合にはその方法も記録につけられる。
 - (iv) 参照されるべき、もしくは本文中に概要が載せられた関連情報を示す表。
 - (v) 関係報告書のリスト (移住計画、先住民族発展計画等)。

¹ カテゴリー-A 案件のための EA 報告書は通常環境影響評価書であり、妥当だとされる場合そこへ他の文書の項目が加えられる。カテゴリー-A 業務のための報告書は全て本添付書類に記述されている項目を使用するが、カテゴリー-A セクターEA および地域別 EA に関しては、異なる見地や項目間での強調が必要とされる。様々な EA 文書の項目や焦点に関する詳しい手引書は環境部門委員会が提供している。

² **OP/BP 4.12 強制移住**(近日発表)並びに **OD 4.20 先住民族**を参照。

³ あるセクターにおける広域的開発案(例えば、予想電力需要を満たす代替方法)がもつ環境面での意味は最小コスト計画法またはセクターEA によって最もよく分析される。ある地域での広域的開発案(例えば、農村部における生活水準向上のための代替戦略)がもつ環境面での意味は地域開発計画または地域的 EA によって最もよく言及される。環境影響評価書は通常与えられた案件概念の枠内(例えば、地熱発電、または局所的エネルギー需要を満たすことを目的とした案件)で代替案の分析をするときに最も適している。

OP 4.01 Annex C

これらの政策は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

環境管理計画

1. 案件の環境管理計画（EMP）は、環境や社会へ与える悪影響を排除、相殺、または許容水準まで削減するために、案件の実施・運営期間中にとられる一連の緩和策、モニタリング策、および制度的対策によって構成されている。計画には、このような方策を実施するのに必要な行動も含まれる¹。管理計画は、カテゴリ-A 案件の EA 報告書には欠かせない要素であり、また多くのカテゴリ-B 案件については、EA の結果、管理計画のみが作成されることがある。管理計画を準備するために、借入人と EA 設計班は、(a) 潜在的悪影響への一連の対応策を認知し、(b) その対応策が効果的にかつ時宜を得て採られることを保証するための要件を定め、(c) それらの要件を満たすためにとられる手段を説明する。より具体的に挙げると、環境管理計画は、以下のような項目を含む²。

緩和策

2. 環境管理計画は、顕著に表れ得る環境への悪影響を許容レベルまで削減する対策のうち、実行可能で費用効果の高いものを認知する。緩和策が実行可能でない、費用効果が上がらない、または十分でない、といった場合には、計画は、補償対策を含む。具体的には、環境管理計画は、

- (a) 全ての予期される環境への著しい悪影響を認知し、要約する。（先住民族や強制移動に関するものも含む。）
- (b) 各緩和策を 技術的詳細記述とともに 説明する。各緩和策が対象とする影響の種類や、どのような状況で（連続的に、もしくは偶発的に、等）各対策が要求されるのか、といった事柄も説明に含まれる。緩和策のデザイン、設備の記述、業務手順なども、適当であれば含まれる。
- (c) これらの緩和策が、環境に与え得る影響を評価する。
- (d) 案件のために必要とされているその他の緩和策（強制移動、先住民族、文化遺産に関するもの等）とのつながりを提示する。

モニタリング

3. 案件実施中の環境モニタリングは、案件の環境に関する重要な側面、特に案件が環境に与える影響と緩和策の効果、についての情報を提供する。その様な情報によって、借入人と世界銀行は、案件監督の一部として緩和策の成果を評価することが出来る。さらに、改善行動を必要とせしめることが可能となる。従って、環境管理計画は、EA 報告書中で評価された影響と環境管理計画中に記述されている緩和策とのつながりを考慮しつつ、モニタリング対象およびモニタリング方法を設定する。具体的には、環境管理計画のモニタリングに関する項が提供するものは、

- (a) モニタリング方法の具体的な説明、および詳細な技術的記述。測定されるパラメータ、使用される手法、試料採集場所、測定の頻度、検出限界（適切とされる場合）、修正行動の必要性を合図する閾の定義、を含む。
- (b) モニタリングと報告の手順。これにより (i) 特別の緩和策を必要とするような状況の早期検出が保証され、(ii) 緩和策の進行状況並びに結果に関する情報が提供される。

能力開発および研修

4. 環境に関する案件項目および緩和策の、効果的かつ時宜を得た実施を支援するためには、EMP にとって、現場または省庁レベルにおける環境部の存在、役割、能力に関する EA の評価が、重要である³。EA 勧告を実行に移すため、EMP は、必要に応じて環境部の設置、拡張、職員研修を奨める。具体的には、EMP は、制度的な取り決めについて 緩和策およびモニタリング策（実施・救済措置・資金調達・報告・職員研修の運営、監督、制定、モニタリングのための方策、等）の責任者は誰なのか 詳しく述べる。実行責任者である機関の環境管理能力を強化するために、ほとんどの EMP は、次の付加的事項のうちから一つ以上を扱う。それは、(a) 技術支援計画、(b) 設備・備品の調達、または (c) 組織変革、である。

実施日程および経費積算

5. 緩和、モニタリング、能力開発といった三側面全てに対して EMP は、次の二点を明示する。(a) 案件の一部として実行されなければならない方策の実施日程。ここに、段階的計画と案件全体の実施計画との調整も示される。および、(b) EMP に関する初期経費および再発経費の積算と資金の調達先。これらの数値は案件全体の経費表にも統合される。

EMP と案件の統合

6. 借入人が案件を続行するという決定、および世界銀行がそれを支援するという決定は、

EMP が効果的に実施されるという期待に、幾分基づいている。従って世界銀行は、計画が、個々の緩和策・モニタリング方法・制度上の責任分担の記述に関して、具体的であることを望み、また計画は、案件全体の正確・設計・予算・実施に統合されていなければならない。その様な統合性は、EMP を案件内に設置することによって達成される。そうすることによって、計画が、他の案件項目と同様に、資金と監督を受け取ることになるからである。

¹ 管理計画は、しばしば「行動計画」として知られる。EMP は、緩和、モニタリング、制度面を扱う 2、3 の別々の計画として発表されることがあり、その形式は、借入国の要件による。

² 既存施設の復興、改良、拡張、または私有化、に関する案件については、現存する環境問題の改善の方が、予期される影響の緩和・モニタリングよりも、重要である場合がある。その様な案件については、管理計画の焦点は、既存の環境問題を改善する費用効果の高い方策に絞られる。

³ 環境面への影響が著しい案件については、環境部が実行機関または省内に設置されていることが、極めて重要である。またその部は、十分な予算とともに、案件に関連する専門知識に強い職員を備えていなければならない。(ダム・貯水池に関する案件については BP 4.01 付則 B 参照。)

これらの手順は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

環境アセスメント

記：OP、BP、および GP 4.01 は連帯して、OMS 2.36「世界銀行業務の環境的側面」、OD 4.00 付則 A「環境アセスメント」、OD 4.00 付則 B「ダムおよび貯水池に関する案件のための環境政策」、OD 4.01「環境アセスメント」、および次に挙げる業務覚書、すなわち「環境アセスメント：被影響集団・関連地域の NGO と借入人が行う協議の取扱いに関する世界銀行職員への指示」(4/10/90)、「環境アセスメント：環境アセスメントの理事への公開に関する世界銀行職員への指示」(11/21/90)、および「環境アセスメントの理事への公開」(2/20/91)に置き換わる。この声明に関連する追加情報は、「環境アセスメントソースブック」(Washington, D.C.: 世界銀行発行 1991) 環境セクター評議会より順次入手可能となるソースブック最新情報、および「汚染防止・削減ハンドブック」に記載されている。環境関連の世界銀行声明文書には、他にも OP/BP/GP 4.02「環境行動計画」、GP 4.03「農業害虫管理」、OP/BP/GP 4.04「自然生息地」、OP 4.07「水資源管理」、OP 4.11「世界銀行融資案件における文化遺産の保護」(近日発表)、OP/BP 4.12「強制移住」(近日発表)、OP/GP 4.36「山林管理」、OP/BP 10.04「投資業務の経済評価」、および OP 4.20「先住民族」が挙げられる。本 OP および BP は、案件情報書類 (PID) が初めて 1999 年 3 月 1 日以降に発行される全ての案件に、適用される。問い合わせは環境セクター評議会議長によって受け付けられる。

1. 世界銀行が融資する業務の環境アセスメント (EA) は、借入人が責任をもって実行する。世界銀行¹職員は、適宜、借入人を援助する。地域局は、地域環境セクター部² (RESU) と協議して、EA の世銀による見直しを調整する。必要に応じて、環境局 (ENV) からの支援も受ける。

環境審査

2. RESU との協議のもとに、タスクチーム (TT) は、提出案件の種類・位置・微妙さ・規模³、並びに潜在する影響の性質と程度、を調査する。プロジェクトサイクルの最も初期の段階で、TT は、RESU の同意とともに、案件を 4 つのカテゴリー (A,B,C または FI。OP 4.01 第 8 パラグラフ参照。) のうちのひとつに、案件に伴う潜在的環境リスクを反映させて、分類する。案件は、最悪の影響を与え得る項目に従って分類されるので、二重分類 (A/C 等) は用いられない。

3. TT は、案件構想書類 (PCD) および初版の案件情報書類 (PID) 中に、次の事柄を記

録する。(a)重要な環境問題(移住、先住民族、および文化遺産に関する問題を含む。)(b)案件の 카테고리、EAの種別、および必要とされるEA文書⁴。(c)案件の影響を受ける団体(以下、被影響集団)および地域のNGOとの協議案。予備日程表も含む。(d)予備EA日程表。またTTは、案件のEAカテゴリを「世界銀行提出案件の業務概要月刊(MOS)」中に報告し、案件の環境データシート⁵(EDS)を作成(し、必要に応じて更新)する。カテゴリ-A案件については、EDSは、MOSの季刊付則に掲載される。

4. 案件準備中に案件が修正されたり、新情報が入手可能となった場合、TTは、RESUと協議の上、案件の分類を改定するべきかどうか考慮する。新しい分類が決定した場合、TTは、それによってPCD/PIDとEDSを更新し、そこへ新分類についての理論的根拠を記録する。MOS中には、新分類は、改正を明示するため、「(R)」を伴って掲載される。

5. OP 8.50「緊急復興援助」⁶の下で進行する緊急復興案件を、本政策の適用の例外とするには、環境セクター評議会議長と法律部(LEG)との協議に基づいた上での地域副総裁の承認が必要である⁷。

EA 作成

6. PCDの作成期間中に、TTは、EAの範囲⁸、および要求されているEA報告書の手順・日程・概要、について借入人と話し合う。カテゴリ-A案件では通常、環境専門家による現地視察が、その目的で、実施される必要がある⁹。案件構想再調査の時点で¹⁰、RESUはPCD/PIDの環境面に関して、正式許可を出す。カテゴリ-B案件では、構想再調査によって、環境管理計画が必要かどうか決定される。

7. EAは案件準備の要である。必要に応じて、TTは、債権者によるEA報告書の実施要領(TOR)の素案作成を手伝う¹¹。RESUは、実施要領が取り上げる範囲を見直し、特に、実施要領が、省庁間の適切な調整、並びに被影響集団・地域のNGOとの協議、に備えていることを保証する。実施要領とEA報告書の作成を支援するため、TTは、借入人に「カテゴリ-A案件のEA報告書と環境管理計画の内容¹²」と呼ばれる書類を与える。適切とされた場合には、世銀職員並びに借入人は、「汚染防止・削減ハンドブック」を参照する。「ハンドブック」には汚染防止・削減策、並びに世界銀行にとって通常許容可能な排出量水準が、記載されている。

8. カテゴリ-A案件については、TTは、借入人にEA報告書を英語、仏語、スペイン語のいずれかで、また概要を英文で、世銀に提出するよう通告する。

9. 全てのカテゴリ-A案件、並びに国際開発協会の融資を希望し、独立したEA報告書をもつカテゴリ-B案件については、TTは、借入人に次の2点を文書で通知する。(a)世界銀行が案件審査に移行するまでに、EA報告書が、被影響集団・地域のNGOが利用できる公共の場において入手可能となり、また世界銀行に正式に提出されていなければならない。(b)世界銀行は、一旦報告書を正式に受領すると、それをInfoShopを通じて公開する¹³。

10. 案件の設計段階において、TT は、借入人に EA を OP 4.01 の要件に従って実施するよう忠告する。TT と弁護士は、国家法規または国際環境条約・協定と案件の一貫性に関わるあらゆる問題を認知する。

見直しおよび情報公開

11. カテゴリー-A または B EA 報告書については、借入人が正式に世界銀行に提出した時点で、地域局が、その全編一冊を案件ファイルに加える。また地域局は、カテゴリー-A EA 報告書の概要（英文）に次の 2 点を確認する覚書を表紙として添えて、Corporate 事務局の理事会運営部に送付する。その 2 点とは、(a) 概要と報告書全編は、借入人によって作成され、世界銀行の評価も支持も受けていない、(b) 概要と報告書全編は、審査中に変更されることがある、である。カテゴリー-B EA の結果は、独立した報告書が作成されない場合、PID 中に要約される。

12. カテゴリー-A および B 案件について、TT と RESU は、EA の結果を見直し、全ての EA 報告書が、借入人と合意した実施要領に一貫していることを保証する。カテゴリー-A 案件、並びに国際開発協会の融資を希望し、独立した EA 報告書をもつカテゴリー-B 案件については、この見直しにおいて、特に次の二点に特別の注意が払われる。第一点は、被影響集団・地域の NGO との協議の性質とそれらの団体の意見が考慮される範囲について。第二点は、環境への影響を緩和・モニタリングする方策、および必要に応じた制度的能力の強化、を含んだ環境管理計画について、である。RESU は、見直しの結果、不十分だと判断した場合、地域管理に対して、(a) 審査ミッションを延期すること、(b) ミッションを予備審査ミッションと考慮すること、または(c) 審査ミッション中に特定の問題を再調査すること、等を勧告することが出来る。RESU は、環境局にカテゴリー-A 報告書を一冊送付する。

13. 全てのカテゴリー-A および B 案件について、TT は、EA の進行状況を PCD/PID に報告する。そこには、主要な環境問題がどのように解決されたのか、または、これから処理されるのか、が説明され、EA に関連する融資条件案が全て記される。TT は、InfoShop に全ての EA 報告書を一冊ずつ送付する。

14. 案件決定の段階で¹⁴、RESU は、案件の環境面に関する正式許可を与える。LEG が作成した法的書類草稿中の環境に関する扱いも、ここに含まれる。

案件審査

15. カテゴリー-A 案件、並びに国際開発協会の融資を希望し、独立した EA 報告書をもつカテゴリー-B 案件については、審査ミッションは通常、正式に送付された EA 報告書を世界銀行が受領し、見直した後、初めて遂行される（第 11~13 パラグラフ参照）¹⁵。カテゴリー-A 案件については、関連する専門知識を持つ環境専門家が最低一人、審査ミッションに

同行する¹⁶。全ての案件について、審査ミッションは(a)借入人とともにEAの手法的要素と本質的要素を見直し、(b)あらゆる問題を解決し、(c)環境管理の責任を負う機関の妥当性をEAの結果と照らし合わせて評価し、(d)EMPの資金面の調整が適切であることを保証し、(e)EAの勧告が案件設計と経済分析の中で適切に処理されたかどうかを判断する。カテゴリ-AおよびB案件については、審査中もしくは交渉中に、環境関連の融資条件に関して、案件決定時点での融資条件から何らかの変更が生じた場合、TTは、全ての変更点についてRESUとLEGの合意を得る。

セクター投資および金融仲介者貸付

16. 審査ミッションにおいて借入人と結ばれた明確な協定によって、実施機関が提出サブプロジェクトのEAを実行もしくは監督する能力をもつこと、が保証される¹⁷。具体的には次の2点、すなわち、要求される専門技術の提供元について、および最終借入人、金融仲介者またはセクター機関、環境管理と法規に関する責任機関、という三者間での適切な責任分担について、がこのミッションによって確認される。TTは、カテゴリ-AおよびBサブプロジェクトのEA報告書を、OP 4.01 第9、11、12パラグラフに従って、適宜、見直す。

保証業務

17. 保証業務に関する環境アセスメントは、OP/BP 4.01 に則して実行される。国際復興開発銀行 (IBRD) 保証業務に関する全てのEAは、その結果を(a)RESUが見直し、(b)TTが審査の一部として考慮に入れる、のに十分な時間的余裕をもって実行されなければならない。TTは、IBRD保証業務のためのカテゴリ-A報告書が、理事会発表予定日から数えて、遅くとも60日前までには、InfoShopにおいて入手可能であること、また、要求されたカテゴリ-B EA報告書については、遅くとも30日前までには入手可能となること、を保証している。

18. EA報告書の公開については、国際開発協会 (IDA) 保証は、同協会による信用取引と同一の政策枠組みによって管理されている。この政策枠組みからの派生が、業務的な立場から正当化された場合、IBRD保証のための手順が模範とされることがある(第17パラグラフ参照)。

文書の提出

19. TTは、借入人の案件実施計画を見直し、全ての環境管理計画を含むEAの結果・勧告がそこに織り込まれていると保証する。理事会提出用の貸付計画書作成の際に、TTは、案件分類の理由、EAの結果と勧告、および借入国参加の国際環境条約・協定のうち、案件に関連するものによって定められた国の義務に関係する全ての問題について、案件審査報告書(PAD)中に要約する。EAの結果と勧告には、推奨されている排出水準の正当性と汚染防止・削減対策案が含まれる(OP 4.01 第3パラグラフ参照)。カテゴリ-A案件については、TTは、EA報告書をPADの付則にて要約し¹⁸、そこにはいくつかの重要な要素が含ま

れる。例として、報告書作成に使用された手順、環境基底情報、考慮された代替案、採用案による影響の予測、OP 4.01 付則 C に略述された範囲を取り扱う EMP の要約、被影響集団・地域の NGO との協議議題とそれがどのように考慮されたかをはじめとする協議に関する記述、等が挙げられる。この付則には、交渉に上った環境関連の貸付条件および誓約書、適当な許可を与えるという政府の意図を証明する書類（必要な場合）および環境監督に関する取り決め、等についても記述される。セクター投資と金融仲介貸付については、サブプロジェクトの EA 作業での適切な方策や条件に関する書類が含まれる。TT と LEG は、貸付条件に EMP の実行義務が含まれること、また EMP 実行において効果的な監督・モニタリングを促進するために適当な場合には、EMP で特定された具体的な方策が付加条件として含まれること、の二点を保証する。

監督および評価

20. 案件実施期間中、TT は、環境規定および法的文書上で合意され他の案件書類中に記述されている借入人の報告協定に基づいて、案件の環境面を監督する¹⁹。TT は、調達に関する取り決めが環境要件と一貫していることを保証する。TT はまた、監督ミッションが環境に関する専門知識を十分に備えていることを保証する。

21. TT は、モニタリングシステムが環境関連の誓約を含むことを保証する。また TT は、借入人が協定による環境行動、特に環境緩和・モニタリング・管理対策の実施、を遵守しているかという点について、借入人作成の案件進捗状況報告書中で十分に議論されていることを保証する。TT は、RESU と LEG との協議の上、この情報を見直し、借入人が十分に環境誓約に従っているか判断する。不十分であるとされた場合、TT は、RESU、LEG とともに適切な行動指針について話し合う。TT は、不十分な遵守状況を修正するのに必要な行動について借入人と話し合い、その様な行動の実行を徹底させる。TT は、実行された行動の地域局による管理を勧め、更なる対策を勧告する。案件実施期間中、TT は、案件の環境面に関係するあらゆる変更点について、RESU の合意を求める。ここには、LEG が許可した環境関連条件に関する変更も含まれる。

22. TT は、借入人の案件運営計画が、案件の環境面の実行に必要な行動を含むことを保証する。この行動には、世界銀行との合意通り、環境諮問委員会の機能継続に必要な規定も含まれる。

23. 実施完了報告書²⁰は、(a) 環境への影響について、同時にその影響が EA 報告書中で予測されていたものであったか言及し、および(b) 採用された緩和策の効果について、評価する。

環境局の役割

24. ENV は、EA 過程全般を通して、指導、研修、模範例の頒布、業務上の援助といった形で、各地域局を支援する。ENV は、ある地域局または世界銀行外部で得られた EA 報告書、

関連資料、先例、実績などを、他の地域局に適宜提供する。ENV は、案件監査を行い、案件が世界銀行政策を遵守していることを保証する一助となる。また ENV は、世界銀行の EA 実績について定期的な見直しを行い、模範例を認知、頒布し、この分野の指導の更なる発展に努める。

EA 資金調達

25. 案件準備ファシリティの貸出金²¹および信託基金が、EA 資金の調達のために世界銀行の資金援助を希望する債権者候補にとって入手可能である。

特例

26. ダム・貯水池に関する案件、もしくは害虫管理に関する案件についての環境アセスメント手順は、付則 B、C にそれぞれ定められている。

¹ 「世界銀行」には「国際開発協会 (IDA)」も含まれる。「EA」とは、OP/BP 4.01 に定められた全過程を指す。「案件」とは、世界銀行の貸付金または保証による融資を受ける業務のうち、構造調整貸付金並びに負債および負債利子支払業務を除いた、全ての業務を指す。(構造調整貸付金に関する環境要件は OP/BP 8.60「調整貸付」(近日発表)の中に定められている。)また、融通貸付 融通計画貸付金および学習と革新のための貸付金 による案件と地球環境ファシリティの融資を受ける案件や案件項目も含まれる。「貸付金」には、「信用取引」も含まれる。「借入人」には、保証業務の場合、世界銀行の保証付き貸付金を他の金融機関から受け取っている案件後援者(民間または政府)も含まれる。「案件構想書類」には、発起覚書も含まれる。「案件審査書類」には、総裁の報告と勧告(総裁報告書)も含まれる。

² 1998年11月現在、各地域局における地域環境セクター部は、以下の通り。AFR 環境グループ。EAR、SAR、および ECA 環境セクター部。MNA 農村地域開発、水、および環境セクター部。LCR 環境面および社会面で持続可能な発展セクター部。

³ 「位置」とは、湿地、森林、その他の自然生息地といった、環境面で重要とされる場所の近辺やそこへ侵食する地域を指す。「規模」は、当該国の事情に精通した現時職員によって判断される。「微妙さ」とは、不可逆的な影響をもつ案件や、か弱い少数民族に影響を与える案件、強制移住を伴う案件、文化遺産指定地域に影響を与える案件を指す。詳細は「環境アセスメントソースブック最新情報第2号：環境審査」(環境局にて入手可)参照。

⁴ 環境カテゴリーと EA 過程を決定する貸付処理の内容については、OP/BP 10.00「投資貸付：理事会発表への証明」参照。

⁵ EDS については、付則 A 参照。

⁶ OP 4.01 第 13 パラグラフ参照。

⁷ LEG からの意見は、当該案件担当の法律家を通して提供される。

⁸ セクター投資および金融仲介業務については、世界銀行職員と借入人は、複数のサブプロジェクトからの著しい累積影響の潜在性について考慮する必要がある。

⁹ 環境専門家によるこのような現地視察は、いくつかのカテゴリー B 案件についても望まれることがある。

¹⁰ または、セクター調整貸付 (SECAL) については、これに相当する地域局による見直しの時点で。

¹¹ 「ガイドライン：世界銀行借入人によるコンサルタントの選択と雇用について」(Washington, D.C. 世界銀行発行 1997年1月初版、1997年9月改訂版)によると、借入人が雇用しているコンサルタントに関して、TT が彼らの能力を見直し、十分であると認めれば、彼らが EA 報告書を作成し、諮問委員会に参加することに、TT は異議を申し立てないとしている。

¹² これら 2 つの書類については、OP 4.01 付則 B および C を参照。

¹³ OP 4.01 第 1 パラグラフおよび BP 17.50「業務情報の公開」参照。

¹⁴ または、セクター調整貸付 (SECALs) の場合は、審査ミッションの前の段階。

¹⁵ 例外的に、地域副総裁が、環境セクター評議会議長と事前に同意した上で、審査ミッションの出発を、カテゴリーA 報告書受領の前に認めることがある。その場合、案件処理の継続に十分な基礎を提供する EA 報告書を、審査が終了し交渉が開始される前に、世界銀行が受領することを必要条件として、RESU は案件に許可を与える。(その様な例外的な状況の例は、GP 4.01 に挙げられている。)

¹⁶ いくつかのカテゴリーB 案件についても、審査ミッションに環境専門家が同行することが望ましい。

¹⁷ TT は、サブプロジェクトの準備と審査の際に(適当ならば)使用できるように、「カテゴリーA 案件の環境アセスメント報告書の内容」(OP 4.01 付則 B)、「環境管理計画」(OP 4.01 付則 C、および「汚染防止・削減ハンドブック」を、借入人に提供する。

¹⁸ SECAL については、カテゴリーA EA 報告書は、総裁報告書の技術的付則の中に要約される。この技術的付則は、InfoShop を通じて公開されている。

¹⁹ OP/BP 13.05 「案件監督」(近日発表) 参照。

²⁰ OP/BP/GP 13.55 「実施完了報告」 参照。

²¹ OP/BP 8.10 「案件準備ファシリティ」 参照。

これらの手順は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

**国際復興開発銀行 / 国際開発協会貸付プログラムの案件のための
環境データシート**

国名 :	案件 ID No. :
_____	_____
	案件名称 :

審査日 :	国際復興開発銀行貸付金額 (\$ 100 万) :
_____	_____
理事会発表日 :	国際開発協会貸付金額 (\$ 100 万) :
_____	_____
管理部署 :	セクター :
_____	_____
貸付文書 :	現況 :
_____	_____
世界銀行 EA 受領日 :	決定日 :
_____	_____
EA カテゴリー : _____	データシート作成 / 更新日 :

空欄を残さないこと。適宜、「N/A(該当せず)」または「TBD(未決定)」と記入。

主な案件項目：

案件の位置：（地理的な位置情報の他にも、案件の影響を受けるであろう地域に関する重要な環境特性の情報、および近辺の保護地域・地区や貴重な自然生息地との位置関係、についても明記。）

主な環境問題：（案件中で認知または推測されるもの）

他の環境問題：（案件と関わる範囲が比較的狭いもの）

行動案：（上記の環境問題を緩和するためのもの）

環境カテゴリーの正当性 / 理論的根拠：（環境カテゴリーに対する理由、初期分類からの変更に関する説明、変更が代替案に関係しているかどうか、等を明記。）

報告日程：カテゴリーA EA 報告書：開始日、第一草稿作成日、現状。
カテゴリーB：独立した EA 報告書は作成されているのか？もし作成されているならば、提出日はいつ？

所見：（他の環境調査状況の説明、協議した地方団体・地域の NGO の名称および地方で EA 報告書が公開されていた場所の名称の列記、借入人が EA 報告書の公開許可を与えたかどうかの記述、等。）

署名： _____ （タスクチーム長）

署名： _____ （地域環境セクター部部長）

これらの手順は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

ダムおよび貯水池に関する案件への EA の適用

1. 案件認知期間中、まだ環境カテゴリーが決定していない段階において、タスクチーム (TT) は、評価されている独立した専門家または企業 その能力と実施要領は世銀が容認できる水準である を、借入人が選別、雇用し、環境予備調査を実施することを保証する。環境予備調査には、以下の事項が含まれる。

- (a) 案件が環境に与え得る影響の認知。
- (b) 移住並びに先住民族問題を含んだ、EA の範囲の確認。
- (c) 借入人の EA 処理管理能力の評価。および、
- (d) 独立環境諮問委員会の必要性について勧告¹。

TT は、予備調査の結果を借入人より入手し、またその結果が、環境審査や EA の実施要領の作成において、考慮されることを保証する。ダムおよび貯水池に関する案件が、世界銀行の融資を希望してきた時点で、既に準備の進んだ段階にある場合には、TT は、地域環境セクター部 (RESU) と協議の上、更なる EA 作業が必要かどうか、また独立環境諮問委員会が必要かどうか、決定する。通常、この決定を目的とした現地視察が、要求される。(BP 4.01 第 6 パラグラフ参照。)

2. 案件準備段階で、TT は、案件に影響する事柄に関する国家のマクロ経済的政策またはセクター政策が、環境にとってどれほど安全なものか評価する。問題が認められた場合には、TT は、政府と政策改善のための方策について話し合う。

3. 借入人が環境諮問委員会を設置する際、TT は、実施要領の容認基準と候補者名簿を見直し、借入人に示す。

4. EA 見直しの段階で、TT と RESU は、EA が需要管理の機会を調査していることを保証する。案件審査の段階では、TT と RESU は、案件設計が供給オプションに加えて、需要管理 (節水や省エネルギー、効率性向上、システム統合、熱伝供給、代替燃料等) について、十分に考慮していることを保証する。

5. TT は、借入人が案件実施省庁内に環境部を設置し、その環境部に、案件の環境面を管

理するのに十分な予算、および案件に関する専門知識を所有した専門家、が備わっていることを保証する。

¹ OP 4.01 第 4 パラグラフ参照。

これらの手順は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

害虫管理に関連する案件への EA の適用

セクターの見直し

1. タスクチーム (TT) は、農業または健康セクターの環境アセスメント (EA) が、ある一国の、害虫駆除製品の調達・取扱い・適用・廃棄を管理する能力、害虫駆除精度および殺虫剤使用による影響をモニタリングする能力、および生態学に基づいた害虫管理計画を開発・実施する能力、について評価していることを保証する。

案件 EA

2. 案件認知の段階で、TT は、提出案件が潜在的な害虫管理問題を提起する可能性があるかどうか評価する。害虫駆除製品を、環境にとって重大な¹分量以上に、製造・使用・廃棄する案件は、カテゴリ-A に分類される。その他の害虫管理に関連する案件は、環境リスクの水準によって、A、B、C、または FI に分類される²。案件で使用される毒性の高い殺虫剤を、相当量輸送・保管するときには、有害性評価の実施が適切であろう³。

3. TT は、案件構想書類 (PCD) および案件情報書類 (PID) 中に、EA で扱われる全ての害虫駆除問題を記録する。カテゴリ-A 案件について、TT は、案件について次の3点を「世界銀行提出案件の業務概要月刊 (MOS)」に報告する。その3点とは、(a) 害虫駆除製品調達に対して直接融資が行われるのか、それとも信用貸しが行われ、それが害虫駆除製品購入に充てられる可能性があるのか (そして、何か特定の製品が、融資の対象外と指定されているかどうか) (b) 殺虫剤の使用様式を著しく変えてしまうような商品やサービスへの融資が行われるのか、および (c) 害虫駆除や殺虫剤の使用に伴う、環境面および健康面への有害性削減を目指した項目 統合的害虫管理 (IPM) 計画の開発・実施の援助も含むが案件に含まれているか、である。

4. TT は、EA が、害虫管理に関する潜在的な問題を扱い、適切な代替案や緩和策について考慮することを保証する。認知された問題によって、環境管理計画⁴に害虫管理計画が含まれる。

害虫管理計画

5. 害虫管理計画とは、包括的な計画で、重要な害虫管理問題が存在する時に作成される。重要な害虫管理問題とは、例えば、(a) 新規土地開発、またはある地域での耕作方法の変更、(b) 新しい土地への大幅な拡張、(c) 新作物への農業の多角化⁵、(d) 既存の低技術システムの強化増大、(e) 比較的危険な害虫駆除製品または手段の調達案、(f) 環境または健康に関わる特定の問題（保護地域または重要な水生資源の近辺、労働者安全基準等）が挙げられる。害虫管理計画は、害虫駆除製品への融資が案件の大きな項目とされている場合にも作成される⁶。

6. 害虫管理計画は、OP 4.09「害虫管理」に定められている政策を反映する。計画は、人類の健康および環境への潜在的悪影響を最小限に抑えるように、また生態学に基づいたIPMを促進するように、設計される⁷。参加型IPMの経験をもった、適切な技術専門家によって、その地方特有の条件について、現地での評価が行われ、計画は、この評価に基づく。計画の第1段階 主要な害虫問題とその内容（生態学、農業、公衆衛生、経済、または制度的な）を認知し、大まかなパラメータを定義するための最初の予備調査 は、案件準備の一環として実施され、審査において評価される。第2段階 認知された害虫問題を扱うための具体的な作業計画の作成 は、しばしば案件の一項目として実施される⁸。害虫管理計画は、それが適当とされる場合、害虫駆除製品の審査手順を特定する。例外的な場合として、害虫管理計画が、害虫駆除製品の審査のみで成立していることがある。

害虫駆除製品の審査

7. 案件が害虫駆除製品に対して融資を行う場合、害虫駆除製品の審査が必要である。審査によって、融資許可の下りた害虫駆除製品の正式な一覧表が、特定の製品のみが世界銀行の資金で調達されることを保証する仕組みとともに、作成される。以下に挙げる条件を全て満たす場合に限って、害虫管理計画なしの審査でも適当であるとされる。その条件とは、(a) 害虫駆除製品の量が、健康または環境の見地から判断して、重大な量でない、(b) 害虫駆除に関係した環境または健康に関わる問題が、ひとつも存在しない、(c) 案件が、殺虫剤の使用またはその他外来の生物学的管理を地域に導入しない、もしくは殺虫剤の使用を大幅に増加しない、そして(d) 危険製品⁹に対する融資が行われていない¹⁰、である。

審査

8. 案件に関わる問題の複雑性や、人類の健康や環境に対するリスクの程度によって、審査ミッションに適切な技術を持つ専門家が同行する。

9. TT は、EA 中および他の害虫管理に関係した案件干渉中に取り上げられた害虫管理問題について、案件審査書類（PAD）に記録する。問題例としては、

- (a) 調達正式に許可された害虫駆除製品の一覧、またはいつ、どのように、この一覧が作成され、承認されるのかという表示。

- (b) 既存の害虫管理実践、殺虫剤使用、殺虫剤を規制・調達・管理するための政策的・経済的・制度的・法律的枠組み、およびこれら全てが IPM アプローチと一貫している度合い。
- (c) (i) 既に認知されている欠点、または (ii) IPM 採用に関わる制約条件、を扱うことを目指した案件活動。(または並行して起こっている活動。世界銀行、あるいは他の出資者によって支援された、他の案件の活動も含まれる。)
- (d) 害虫管理または殺虫剤使用に関する案件項目を融資・実施・モニタリング・監督する仕組み。地域の NGO のために描かれた役割も含まれる。
- (e) 記述された行動の実行責任を担う機関の能力。
- (f) セクター全般の内容および問題点。案件の下では直接扱われることはないが、長期的な目標として扱われるべきもの。

等がある。

10. 害虫管理対策の主要な要素は、借入人と世界銀行の間で取り決められる法的協定の中に示される¹¹。

監督および評価

11. 害虫管理および審査時に確認された殺虫剤関連問題の性質や複雑性によっては、適切な技術を持つ専門家が、監督ミッションに同行する必要がある。この必要性は、監督計画の中に示される。

12. 実施完了報告書は、案件が支援・促進した害虫管理実践が環境に及ぼす影響、および借入人の制度的監督能力、を評価する。報告書はまた、IPM アプローチを定義する基準に照らし合わせて、案件が害虫管理実践の改善につながったかどうか、を考察する。

¹ この供述の趣旨を明らかにするために、「環境重大性」は、人類の健康に与える影響（好影響も含めて）も考慮する。

² 環境審査については、OP 4.01 付則 A 参照。

³ 定義については、OP 4.01 付則 A 参照。

⁴ OP 4.01 付則 C 参照。

⁵ 特に、綿花・野菜・果物・米等、殺虫剤の大量使用を伴う作物。

⁶ マラリア抑制のための殺虫剤をしみ込ませた bednet の調達・使用、および同じくマラリア抑制のため実施される家屋内散布用の世界保健機構（WHO）クラス III 殺虫剤の調達・使用に関しては、害虫管理計画を作成する必要はない。

⁷ IPM に関する情報は、GP 4.03 第 2 部を参照。

⁸ 害虫管理計画の内容については、GP 4.03 参照。

⁹ 危険な製品とは、次のようなものを指す。世界保健機構（WHO）の「殺虫剤の危険度による分類並びに分類のためのガイドライン」（ジュネーブ WHO 発行 1994-5）中でクラス Ia、Ib として列挙されている殺虫剤、国連の「政府がその消費および売買を禁止・撤回・厳重に制限・不認可している製品の総合一覧」（ニューヨーク国連発行 1994）に列挙されている物質、その他環境または健康へ与える危険性のために借入国内で禁止または厳重に制限されている物質。（借入国が国家殺虫剤登録一覧を保持する場合は、それを参照。）WHO 分類および UN 一覧は定期的に改正されている。両資料は世界銀行セクトラル図書館で入手可能である。職員が、将来の指針について、農村開発局の意見を求める場合がある。

¹⁰ GP 4.03 第 3 部に、害虫駆除製品審査についての更なる情報が提供されている。

¹¹ 案件項目の効果的な実施を保証するために、貸付条件による制約が必要となる場合がある。貸付条件の例として、(a) 殺虫剤を規制・モニタリングする体制および能力の構築と強化、(b) 殺虫剤保管施設または廃棄施設の適切な建設と運営、(c) 好ましくない殺虫剤使用の段階的廃止と在庫の適切な廃棄を目的とした時間制限付計画に関する同意、または (d) 好ましくない殺虫剤使用に対する代替案の提出を目指した研究活動の開始、などが挙げられる。

GP 4.01

模範例声明 (GP s) は勧告的性格を持つものである。この GP には世界銀行職員が世界銀行の政策や手順を実行する際に有益な情報が含まれている。主題の完全な扱いとは限らない。

環境アセスメント

記：OP、BP、および GP 4.01 は連帯して、OMS 2.36 「世界銀行業務の環境的側面」、OD 4.00 付則 A 「環境アセスメント」、OD 4.00 付則 B 「ダムおよび貯水池に関する案件のための環境政策」、OD 4.01 「環境アセスメント」、および次に挙げる業務覚書、すなわち「環境アセスメント：被影響集団・関連地域の NGO と借入人が行う協議の取扱いに関する世界銀行職員への指示」(4/10/90)、「環境アセスメント：環境アセスメントの理事への公開に関する世界銀行職員への指示」(11/21/90)、および「環境アセスメントの理事への公開」(2/20/91)、に置き換わる。この声明に関連する追加情報は、「環境アセスメントソースブック」(Washington, D.C.: 世界銀行発行 1991)、環境セクター評議会より順次入手可能となるソースブック最新情報、および「汚染防止・削減ハンドブック」に記載されている。環境関連の世界銀行声明文書には、他にも OP/BP/GP 4.02 「環境行動計画」、GP 4.03 「農業害虫管理」、OP/BP/GP 4.04 「自然生息地」、OP 4.07 「水資源管理」、OP 4.11 「世界銀行融資案件における文化遺産の保護」(近日発表)、OP/BP 4.12 「強制移住」(近日発表)、OP/GP 4.36 「山林管理」、OP/BP 10.04 「投資業務の経済評価」、および OP 4.20 「先住民族」が挙げられる。本 OP および BP は、案件情報書類(PID)が初めて 1999 年 3 月 1 日以降に発行される全ての案件に、適用される。問い合わせは環境セクター評議会議長によって受け付けられる。

1. 世界銀行¹案件の環境アセスメント (EA s) は、セクター的、地理的、文化的、社会経済的といった多方面に渡る広がりをもって、実施される。評価される案件は、大規模なものもあれば小規模なものもあり、また一箇所に集中したものもあれば、広範囲に分散しているもの(数々のサブプロジェクトという形をとる場合等)もある。こういった事情から EA は、その分析方法、関連する問題や影響の種類、その範囲の広さや分析の綿密さにおいて、非常に様々な形をとる。更に、環境への影響は通常、様々な自然環境や社会事情の中で起こり、複数のセクターに影響を与えるため、EA を適切に実施するには、ほとんどの場合、多分野にわたる専門知識を備えたチームが必要となる。

2. したがって、EA のための有意義な手引き OP および BP 4.01 に示されている政策と手順に関する要件を補足するものは、特定のセクターを個々に扱うと同時に、セクター間にまたがる問題も扱わなければならない。手引きはまた、異種の案件にどのように異種の EA を適用するのか、また違った分野で発展してきた違った手法が、EA を支えるために

どのように使用されることが出来るのか、を説明しなければならない。世界銀行はその様な手引きを「環境アセスメントソースブック」(1991)および1993年より定期的に発行されている「環境アセスメントソースブック最新情報」を通じて、世界銀行職員や借入人に提供している。これらの書類は、インターネットで、または環境セクター評議会より出版物として、入手可能である。

3. GP 4.01 付則 A「EAのための潜在的な問題チェックリスト」には、EAで取り上げられる必要があるかもしれない問題が列挙され、更なる情報の情報源が示されている。付則 B「案件の種類と典型的分類」には、数種類の世界銀行案件に関する環境分類が、実例として挙げられている。

EA 報告書の時機

4. OP および BP 4.01 は、カテゴリ A 案件の EA 報告書は審査前に世界銀行に提出されなければいけない、と定めている。世界銀行は、EA を、案件を適切に審査するために必要な情報の一部、と見なしている。そのため、例外は、以下に挙げるような極めて特別な状況においてのみ、認められる。

- (a) セクター投資貸付および金融仲介者業務について：世界銀行による案件審査前に認識されていなかったサブプロジェクトの EA は、そのサブプロジェクトが準備されるのと同時期に作成される。(OP 4.01 第 9,11-12 パラグラフ参照。)しかし、サブプロジェクトの EA 処理についての情報は、審査以前に提出される。
- (b) 貸付保証について：貸付保証の EA 報告書は、審査中に提出されてもよいが、審査は、EA の結果が案件設計に適切に取り入れられ、案件書類に反映された後はじめて完了する。(BP 4.01 第 17 パラグラフ参照。)他の案件の場合と同様、地域環境セクター部 (RESU) による見直しと評価が必要である。
- (c) 複数の項目をもち、そのうち一項目だけがカテゴリ A に分類されている案件について：カテゴリ A 以外の項目に関する審査の進行が許可されている場合を除き、案件もしくは案件項目が危機にさらされていると立証された場合には、EA 報告書を世界銀行が受領する以前に審査ミッションが出発することを、地方副総裁が、環境セクター評議会議長の合意を事前に得た上で、承認することが出来る。(BP 4.01 脚注 14 参照。)しかし、審査は、EA が案件設計に考慮され、案件書類に反映された後はじめて、完了するものとし、また案件決定会議における RESU の承認には、交渉以前に満足の行く EA が提出されること、という条件が付けられる。

満足のいくセクターEAまたは地域的EAが、ここに記述されたような案件を準備する以前に実施されており、そのEAが、これらの案件の選定や設計に影響を与えていた場合には、

事前に EA が存在しない場合と比較して、例外を認めるための議論がより信頼できるものであると考慮される。

EA 報告書の形式

5. 情報がステークホルダーや意思決定者に向けてどのように発表されるかが、EA の効率を大きく左右する。全てのカテゴリ-A 案件および多くのカテゴリ-B 案件について、最も重要なコミュニケーション文書のうちの 하나가、EA 報告書である。EA 報告書は、案件の最終設計と実施に関する勧告をはじめとする、EA 処理の結果を提供する。

6. EA 報告書は、分析、結果、勧告を明確かつ簡潔に報告するべきで、また、その複製・頒布が、容易に出来るべきである。このような趣旨を達成するために、タスクチームは、借入人に以下のようなガイドラインを提供するべきである。

- (a) 出来る限り、EA 報告書は 150 頁以下の 1 冊の報告書としてまとめられること。補足的な技術的情報は、一編またはそれ以上の付則（集散的に「技術的付則」と呼ばれる。）として、本編に添付されてもよい。このような付則も、出来る限り簡潔であるべきである²。
- (b) 製本するよりも、ルーズリーフ型バインダーを使用すること。
- (c) 標準サイズ of 用紙を使用すること。（借入人が標準として一般に使用しているもの）
- (d) 11 または 12 ポイントのフォントを使用すること。
- (e) 情報のより優れた提示と理解促進のため、1 頁大の図、表、グラフ、地図やその他の図解の使用は認められているが、折り込み型のものの使用は、複製が困難なので、避けられるべきである。

7. 個別のカテゴリ-A EA を必要とするサブプロジェクトをいくつか含む案件については、それぞれの EA 報告書が上記ガイドラインに従うべきである。しかし、技術的付則の作成は、極力避けられるべきである。借入人によって、個別の EA 報告書の結果が、一冊の概要に要約されることが非常に望ましい。（この概要が十分に簡潔ならば、理事会提出用の EA 概要を兼ねてもよい。）

EA 報告書の処理

8. 世界銀行 InfoShop が責任を持って、EA 報告書を公開する。InfoShop の作業を容易にするために、タスクチームは、

- (a) 借入人に、EA 報告書の原本を最低 2 冊（または、世界銀行での複製に適した読みやすい複写本を 2 冊）提供するように要求するべきである。
- (b) 完全な EA 報告書を InfoShop へ送付する際に、以下の事項を明記した覚書（用紙 1 枚、および“PIC”（Public Information Center 情報公開センター）宛ての Lotus Notes 添付 1 部の両方）を表紙として添えるべきである。
 - (i) InfoShop が問い合わせることの出来る人物の名前、所属課、電子メールアドレス、内線番号、並びにファックス番号³。
 - (ii) 審査前に EA 報告書を見直した人物名または課名
 - (iii) その EA が作成された案件の正式名称
 - (iv) その EA 特有の情報（サブプロジェクトのための EA が実施される予定であるがまだ入手可能でない、等。）
 - (v) 別頁として、EA 報告書を構成する本編とその他全ての編および付則の表題を列記した一覧表
- (c) 理事会へ送付された EA 概要の複製を添えるべきである。

¹ 「世界銀行」には、国際開発協会も含まれる。「EA」とは、OP/BP 4.01 に定められる全ての過程を指す。「案件」とは世界銀行の貸付金または保証による融資を受ける業務のうち、構造調整貸付金並びに負債および負債利子支払業務を除いた、全ての業務を指す。（構造調整貸付金に関する環境要件は近日発表される OP/BP 8.60 「調整貸付」の中に定められている。）また、融通貸付 融通計画貸付金（APLs）および学習と革新のための貸付金（LILs）による案件と地球環境ファシリティの融資を受ける案件や案件項目も含まれる。「貸付金」には、「信用取引」も含まれる。「借入人」には、保証業務の場合、世界銀行の保証付き貸付金を他の金融機関から受け取っている案件後援者（民間または政府）も含まれる。

² 世界銀行 InfoShop は、技術付則を、それを特定して要求された場合のみ、公開し、要求された付則それぞれに対し、追加料金を請求する。

³ **（不明 missing in the original copy）**

模範例声明 (GP s) は勧告的性格を持つものである。この GP には世界銀行職員が世界銀行の政策や手順を実行する際に有益な情報が含まれている。主題の完全な扱いとは限らない。

EA のための潜在的問題チェックリスト

以下の事項が案件に関連する場合、それらは EA で扱われる。

- (a) **農業化学**．世界銀行は、統合的害虫管理 (IPM) の使用、および殺虫剤の注意深い選択・適用・廃棄、を推進する。(OP 4.09「害虫管理」参照。) 肥料もまた、その使用が表流水および地下水水質に影響するため、注意深く評価されなければならない。
- (b) **生物多様性**．世界銀行は、絶滅が危惧される動植物、貴重な生息地、および保護地区、の保護を推進する。
- (c) **沿岸および海洋資源管理**．珊瑚礁、マングローブ、湿地をはじめとする沿岸海洋資源に関する計画・管理は、環境面で持続可能な開発に関する研究論文集 No.9「統合的沿岸地帯管理のためのガイドライン」(Washington, D.C. 世界銀行発行 1996) の中で、扱われている。
- (d) **文化遺産**．OP 4.11「世界銀行融資案件における文化遺産の保護」(近日発表) によって、世界銀行は考古学的価値を有する地域、史跡、歴史的集落を保護する、という公約が確認されている。
- (e) **地球規模外部効果**．案件が、地球環境に関する潜在的な外部効果 (温室効果ガスやオゾン層を破壊する物質の排出、公海の汚染、生態系への悪影響等) をもつ場合、EA は外部効果を認知し、その影響を分析し、適切な緩和策を提供する。
- (f) **有害物質および毒性物質**．有害物質および毒性物質の安全な生産・使用・輸送・保管・廃棄に関するガイドラインは、環境セクター評議会 (ENV) より入手可能である。
- (g) **先住民族**．OP 4.20「先住民族」(OP/BP 4.10 として再発行予定) は、伝統的地権および水利権をはじめとする、先住民族の権利の扱いに関する具体的な指導を提供

している。

- (h) **派生的開発およびその他の社会経済的側面**．しばしば「派生的開発」または「ブームタウン」効果と呼ばれる、集落やインフラストラクチャーの二次発展は、環境に対して、間接的に大きな影響を与え得る。これらの影響を地方自治体が扱うことは、困難な場合がある。
- (i) **産業有害性物質**．エネルギーおよび産業に関する全ての案件は、産業有害性物質の生産を予防し管理するための、正式な計画を含むべきである。(技術論文 No.55「産業有害性物質の評価技術：手引き」[Washington, D.C. テクニカルリミテッド・世界銀行発行 1988]参照。)
- (j) **産業汚染**．世界銀行は、汚染の予防政策の方が、排水口における汚染規制のみに依存する政策よりも、一般的には好ましい、という見地の下、汚染規制への統合的アプローチを支援している。「クリーナープロダクション」の適用が推奨され、優れた管理・運営技量の必要性が強調されている。産業に関する案件の指針は、「汚染防止・削減ハンドブック」に示されている。
- (k) **環境・天然資源・文化遺産に関する国際条約および協定**．EA はその様な条約および協定（現存するもの、および協議中のもの）の現況と適用に関して、それらが定める通知要件を含め、見直すべきである。法律部は、国際条約の一覧を保持し、またそれぞれの国で適用されている法律についての必要な情報を入手することが出来る。
- (l) **国際水路**．OP/BP/GP 7.50「国際水路に関する案件」に指導が示されている。
- (m) **強制移住**．OP/BP/GP 4.12「強制移住」(近日発表)に指導が示されている。
- (n) **地盤沈下**．地盤沈下は、複雑な物理的、生物学的、社会経済的、文化的影響を与える得るので、一般に、注意深く見直されるべきである。
- (o) **自然生息地**．世界銀行は、自然生息地を保護することを公約し、貸付が悪影響を引き起こした場合には、補償策を提供する。(OP/BP/GP 4.04「自然生息地」参照。)
- (p) **自然災害**．EA は、案件が自然災害（地震、洪水、火山活動等）による影響を受ける可能性があるかどうか、見直すべきである。影響を受ける可能性がある場合には、その問題に対する具体的な方策を提案すべきである。(OP/BP/GP 8.50「非常事態復興援助」参照。)
- (q) **産業衛生と安全性**．産業とエネルギーに関する全ての案件、および他セクターの関連する案件は、産業衛生と安全性を推進するための、正式な計画を含むべきである。

(「産業衛生と安全性に関するガイドライン」[Washington, D.C. 世界銀行発行 1988]参照。)

- (r) **オゾン層破壊物質** . 冷却剤、起泡性物質、溶剤、フミゲーション(燻蒸消毒)等の応用に広く普及している、オゾン層破壊物質(クロロフルオロカーボン[またはフロンガス]、メチルブロマイド等)の使用は、モントリオール議定書およびウィーン条約によって規定されている。オゾン層に安全な代替物質に関する指導は、世界銀行地球環境調整部(ENV)モントリオール議定書課より入手可能である。
- (s) **港湾** . 港湾開発に伴う一般的な環境問題を扱うための指導は、輸送・水・都市開発部より入手可能である。(技術論文 No.126「港湾開発における環境配慮」[Washington, D.C. 世界銀行発行 1990]参照。)
- (t) **熱帯林** 熱帯林に関する指導は、1991年7月世界銀行発行の論文「森林政策」, OP/GP 4.36「山林管理」、および OP/BP/GP 4.04「自然生息地」に示されている。
- (u) **流域** . 世界銀行政策は、流域の保全・管理を、ダム・貯水池・灌漑システムに対する貸付業務の一環として推進している。(OP 4.07「水資源管理」参照。)
- (v) **湿地** . 世界銀行は、湿地(河口域、湖沼、マングローブ、湿原、沼地等)の保護・管理を推進している。(OP/BP/GP 4.04「自然生息地」参照。)

模範例声明 (GP s) は勧告的性格を持つものである。このGPには世界銀行職員が世界銀行の政策や手順を実行する際に有益な情報が含まれている。主題の完全な扱いとは限らない。

案件の種類と典型的環境分類

世界銀行および国々の実績によると、ある特定セクターの案件または特定種の案件に対する最適な環境分類は、通常下記の通りである。しかし、これらはいくつでも例として挙げられたのみで、実際に環境アセスメントの範囲、延いては環境分類を決定するのは、セクターではなく影響の範囲である。

カテゴリーA 案件 / 項目

- (a) ダムおよび貯水池。
- (b) 林業生産案件。
- (c) 工場施設 (大規模) および工場用地。大規模な拡張、復興、改造も含む。
- (d) 灌漑、排水、および治水 (大規模)。
- (e) 水産および海産業 (大規模)。
- (f) 土地の開拓および整地。
- (g) 鉱物開発。(石油およびガスを含む。)
- (h) 港湾開発。
- (i) 埋め立ておよび新規土地開発。
- (j) 移住。
- (k) 河川流域開発。
- (l) 火力および水力発電開発または拡張。
- (m) 殺虫剤その他有害性/毒性物質の生産・輸送・使用。
- (n) 幹線道路・農村部道路の新規建設または大規模な改良。
- (o) 有害廃棄物の管理と廃棄。

カテゴリーB 案件 / 項目

- (a) 農産工業 (小規模)。
- (b) 送電。
- (c) 灌漑および排水 (小規模)。

- (d) 再生可能エネルギー（水力発電ダムは除く）。
- (e) 農村部の電化。
- (f) 観光。
- (g) 農村部の上水道および衛生。
- (h) 流域案件（管理または復興）。
- (i) 保護地域と生態系の保全。
- (j) 幹線道路・農村部道路の維持・再建。
- (k) 既存工業施設の再建・修復（小規模）。
- (l) エネルギー効率および省エネルギー。

カテゴリーC 案件 / 項目

- (a) 教育。
- (b) 家族計画。
- (c) 健康。
- (d) 栄養。
- (e) 制度開発。
- (f) ほとんどの人的資源開発案件。

環境に関する見直し

OD 4.01「環境アセスメント」(1991年10月発行)と OP 4.01「環境アセスメント」(1999年1月発行)間の相違点

項目	OD 4.01	新 OP/BP/GP 4.01(1999年3月1日施行)
用語	環境アセスメント(EA)とは、カテゴリ-A 案件のために行われた EA 処理または報告書を意味する。 カテゴリ-B のためのそれらは、環境分析と呼ばれる。	EA とは、カテゴリ-A および B 両案件について、それぞれの特定業務に対して特定されている処理である。 この処理に起因する報告書は全て、EA 報告書である。
対象範囲	他の出資者によって共同出資された案件項目は、EA の対象ではない。 影響範囲の定義は、OD 4.00 付則 B「ダム・貯水池に関する案件のための環境政策」の脚注を参照する。	案件項目が IBRD/IDA によって融資されているかどうかに関わらず、関連する貸付/信用協定の付則 2 に記載されている案件は、EA の対象である。 影響範囲の定義は、OP 付則 A 第 5 パラグラフに明記されている。
環境分類審査	A、B、C の 3 分類を規定している。 金融仲介貸付(FILs)/セクター投資貸付(SILs)については、世界銀行は案件の認可以前に確認されている案件の EA を見直す。また、実施機関の EA 見直し能力の審査も行う。	第 4 番目のカテゴリ-FI を金融仲介案件のために追加する。 実施機関または金融仲介者が、全てのサブプロジェクトについて責任を持って適切な EA を実行し、世界銀行は、それらの手順と実行能力についての審査を行う。
代替案分析	付則 B に、案件固有の EA 報告書概要の一部として含まれる。	OP 第 2 パラグラフに次のように明記されている。EA は案件が環境に与え得る影響並びにリスクを評価し、 <u>案件代替案を検討する。</u>
新項目	記載なし。	融通計画貸付(APLs) および学習と革新のための貸付(LILs)が、脚注に含まれている。
セクター調整貸付(SECAL)	記載なし。	SECAL は、環境アセスメントの対象である。
構造調整貸付(SAL)	記載なし。	EA 対象外。
セクターEA および	定義されていない。	セクターEA および地域的 EA の定義が、付則 A に記載されてい

項目	OD 4.01	新 OP/BP/GP 4.01(1999年3月1日施行)
地域的 EA	セクターEAまたは地域的EAが効果的または有益かもしれない場合、検討する。	る。案件に累積影響または地域的影響が伴う可能性がある場合、セクターEAおよび地域的EAが要求される。
緊急復興案件	完全なEAは通常、必要でない。	OP 8.50「費用事態復興援助」の下で処理される案件に適用する。しかし、例外は認められる。
環境緩和または環境管理計画 (EMP)	付則 C として含まれている。	OP 中で具体的に要求されており、また付則 C にも含まれている。OP は、カテゴリ-A 案件 EA 報告書の一項目として、具体的に EMP を取り上げ、EA 実行に関係する EMP の規定を具体的に引用することにより、EMP の役割を強化、明確化している。
汚染防止・削減ハンドブックの使用	記載なし。	指導書として使用可能。EA は、案件の排出水準や汚染防止・削減へのアプローチとして(ハンドブックが勧告するものに)代わるものを勧告してもよい。例外は稀である。
国際条約の遵守	明確な特定なし。	特定されている。世界銀行は、国際環境条約・協定が定める一国の義務に對立する案件活動には、融資しない。
公開協議	世界銀行は、借入人が被影響団体や地域の NGO の見解を考慮している、と期待している。 カテゴリ-A 案件については、協議は次のタイミングで 2 度催される。 EA カテゴリが決定した直後。 EA 報告書が作成された時点。	全てのカテゴリ-A および B 案件について、借入人は被影響団体・地域の NGO と協議する。 カテゴリ-A 案件については、協議は次のタイミングで 2 度催される。 審査直後で、EA 実施要領の最終決定(対象範囲の設定)がなされる前。 EA 報告書草稿が作成された時点。
独立した EA 専門家および委員会	環境に悪影響を与え得る案件(ダム、移住等)については、借入人は、独立した EA 専門家を雇用すべきである。 リスクの高いカテゴリ-A 案件については、借入人は、国際的に認められている独立した環境専門家によって構成される諮問委員会を設置すべきである。 上記 2 要件の繋がりが、明確でない。	全てのカテゴリ-A 案件について、借入人は、独立した EA 専門家を雇用する。 リスクの高い、または議論を呼ぶ案件については、借入人は、独立した諮問委員会も設置すべきである。

項目	OD 4.01	新 OP/BP/GP 4.01(1999年3月1日施行)
情報の公開と配布	<p>カテゴリーA 案件に対してのみ、義務付けられている。情報は、協議を行った団体にとって有意義かつ入手可能な形式で、借入人によって提供されるべきである。</p> <p>情報の公開は、以下に規定する2段階において行われる。(1)案件の範囲設定段階。(2)EA 報告書(カテゴリーA 案件の)が作成された段階。</p> <p>借入人は、正式な団体が使用可能な公共の場所において、EA 報告書が入手可能となるようにする。</p> <p>世界銀行は、原則として、理事宛ての EA 報告書を公開する許可を得る。</p>	<p>カテゴリーA および B 案件に対して、義務付けられている。借入人は、関連資料を理解可能な形式および言語で提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) カテゴリーA 案件について：<u>審査の前</u>： OD の規定と同様。 EA は、世界銀行 InfoShop において入手可能。 2) IDA の融資を受けるカテゴリーB 案件について：<u>審査の前</u>： カテゴリーA 案件と同様。 3) IBRD の融資を受け、独立した EA 報告書が要求されているカテゴリーB 案件について(EA 報告書提出に対して時間制限は課されていない)： EA 報告書は、借入国内の適切な公共の場所で入手可能。 世界銀行が報告書を受領後は、InfoShop でも入手可能。 4) 保証業務： A または B 報告書は、審査終了以前に提出されなければならない。 IBRD 保証について：A 報告書は、理事会発表の 60 日前までに InfoShop にて入手可能となっていること。B 報告書は、30 日前までに。 IDA 保証について：貸付と同様に扱われる。 <p>EA 報告書公開に関する借入人の許可は、依然要求されている。</p>
環境監査	言及なし。	一種の EA 報告書として含まれている。
環境専門家による現地視察	カテゴリーA 案件には必要。	カテゴリーA 案件には必要。 カテゴリーB 案件にも望ましい(BP の脚注)。

資料4 . JICA における環境影響評価

国際協力事業団（JICA）の環境配慮概要

1. はじめに

国際協力事業団が実施している援助事業の一部として、各種の開発調査（社会開発、鉱工業開発、農業開発など）が発展途上国で実施されている。近年途上国においても、大規模なインフラ整備に関わるマスタープランやフィージビリティの実施に当たっては特に社会環境を含めた環境配慮のあり方が、住民移転問題の解決も含めて人々の関心を集めるようになってきた。

2. ODA 事業における環境配慮の考え方

2.1 環境配慮強化の経緯

近年、環境問題に対して人々の関心が急速に高まる中で、大規模な開発プロジェクトを実施するには環境アセスメントを開発事業の計画段階で行うことの重要性が広く認識されるようになってきた。ODA 事業についても、1985 年には OECD において「開発援助プロジェクトおよびプログラムに係る環境アセスメントに関する理事会勧告」が採択されて以来、世界銀行をはじめとするマルチや主要なパイの援助機関が環境アセスメントのガイドライン作成に努力を払っている。

環境アセスメントは、一般に Environmental Impact Assessment EIA と呼ばれており環境影響について詳細な検討が必要と判断される開発プロジェクトに対して環境影響の調査、予測および評価を行い、環境保全目標の設定や環境影響を回避軽減するための対策の提示を行うためのものである。また、EIA の実施に際しては開発地域の関係住民が参加できるようにすることが重要であり、その主旨からも公開すべきものである。

表 1

年	月	活動
1988	12	分野別(環境)援助研究会報告書により環境配慮の強化が提言される
1989	8	企画部に環境室を設置
1989	9	各事業部に環境担当を配置
1990	2	<u>ダム建設計画に係る環境インパクト調査に関するガイドライン作成</u>
1990	4	環境配慮プロジェクト形成調査新規予算化
1991	5	環境室を環境 WID 室に改組
1992	3	<u>農業開発調査に係る環境配慮ガイドライン作成</u>
1992	7	事前調査用及び本格調査用環境配慮手引書作成
1992	9	<u>社会・経済インフラ整備計画に係る環境配慮ガイドライン作成(港湾、空港、道路、鉄道、河川、砂防、廃棄物処理、下水道、地下水開発、上水道、地域総合開発、観光、運輸交通一般、都市交通の 13 分野)</u>
1993	3	<u>林業開発調査に係る環境配慮ガイドライン作成</u>
1993	4	環境 WID 室を課に昇格し、環境・女性課を設置
1993	4	環境影響評価調査(開発調査)新規予算化
1993	7	鉱工業開発調査に係る環境配慮ガイドライン(執務マニュアル)作成(工業開発、鉱業開発、火力発電の 3 分野)
1994	3	水産開発調査に係る環境配慮ガイドライン作成
1994	3	開発調査環境配慮 Q&A 作成
1994	3	砂漠化対策援助研究実施(報告書作成)
1994	4	無償資金協力(事前、本格調査)に係る環境配慮団員の予算増
1995	3	生物多様性保全援助研究実施(報告書作成)
1996	1	JICA 環境協力拡充基礎調査実施(報告書作成)

注)20 分野について環境配慮ガイドラインが作成済みである。(アンダーライン部分)

2-2 基本的考え方

1988年に報告された国際協力事業団の「分野別（環境）援助研究会 報告書」においては、環境配慮とは「開発プロジェクトにより著しい環境インパクトが生じるか否かを調査し、その結果を評価し、必要に応じ、環境インパクトを回避または軽減するような対策を講じることである。」と定義している。この定義の前提となっているのは、開発援助は一時的な対応で終わらせてしまうものではなく、持続可能なものでなくてはならないという認識である。すなわち、環境配慮は開発の持続可能性を確保するために必須の要件と考えられる。したがって開発途上国において我国が協力する開発プロジェクトの実施にあたっては、バランスのとれた開発がすすめられるよう、長期的視野を持って開発計画のできるだけ早い段階から十分な環境配慮の検討が行われなければならない。

環境配慮が十分になされず、たとえば開発プロジェクトを実施する際に、周辺の自然資源の管理に注意を払わなかった場合には、開発そのものの基盤が損なわれ、開発が持続できなくなるというケースが起こり得る。また、そのために住民の生活、生存の基盤が不当に脅かされるという事態を招く恐れも考えられる。したがって、開発プロジェクトと周辺の自然資源、住民生活・生存基盤とのバランスを考え、開発が持続可能となるように配慮することが必要である。

3. 望ましい環境配慮のあり方

これまで、開発途上国での大規模開発事業の中で計画段階の環境アセスメントを社会環境にも焦点を当てて実施してきた事例はまだ少ない。事例を分析することによって得られた結論は、計画のできるだけ早い段階で、従来から不備が指摘されてきた社会環境に特に焦点を当てた環境影響評価が実施されることこそがプロジェクトの正否を分けることになるということである。プロジェクトの予定地域に住む人々に対して、実施主体が粘り強く、その計画の概要を示しつつ必要性、妥当性ならびに環境影響の緩和策を説明するプロセスが不可欠となっている。

自然環境分野の調査・予測・評価を実施することはもちろん重要であるが、今後は社会環境分野の取組みを充実させるための仕組みを堅固にすることが大切であり、JICAの開発調査事業においても、社会環境配慮団員の参加を促進しつつ社会環境配慮に関する研修をさらに強化する必要がある。

表： 社会・経済インフラ整備計画 13 セクターの総合マトリックス【道路】

調査の種類	環境項目 セクター	社会環境									自然環境							公害						
		1 住民移転	2 経済活動	3 交通・生活施設	4 地域分断	5 遺跡・文化財	6 水利権・入会権	7 保健衛生	8 廃棄物	9 災害 (リスク)	10 地形・地質	11 土壌浸食	12 地下水	13 湖沼 河川流況	14 海外・海域	15 動植物	16 気象	17 景観	18 大気汚染	19 水質汚濁	20 土壌汚染	21 騒音・振動	22 地盤沈下	23 悪臭
個別開発	1 港湾																							
	2 空港																							
	3 道路																							
	4 鉄道																							
	5 河川・砂防																							
	6 廃棄物処理																							
	7 下水道																							
	8 地下水開発																							
	9 上水道																							
総合開発	10 地域総合開発																							
	11 観光																							
	12 運輸																							
	13 都市交通																							

注) : 影響の大きさと対策の可否によっては、事業の存立に係ると思われる環境項目であり、特に注意を払う必要がある。

: 事業の規模と経過口の状況によっては、影響が大きくなりうる環境項目である。

無印：影響が小さいため、通常詳細な調査・検討を必要とされない環境項目である。

ただし、総合開発調査については、その多くはマスタープラン調査の段階であり、詳細の影響については不明であるため、全て とした。

資料5. JBIC(ODA 関連)における環境影響評価

本章における内容は、JBICにおける業務のうち、海外経済協力業務(前 OECF)に係るもののみを対象としている。

1. JBIC 環境ガイドライン（円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン、以下単に「ガイドライン」と略記）

1.1 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は次の通りである。

- I. 本ガイドラインの目的
 - 1) 本ガイドラインの性格
 - 2) プロジェクトの分類
 - 3) 環境アセスメント報告書
 - 4) 環境配慮に関する基本的事項
- II. チェック項目と解説

1.2 本ガイドラインの概要

1.2.1. プロジェクトの分類

本ガイドラインでは、予測される潜在的環境影響の程度の観点から、プロジェクトの分類（スクリーニング）手続が規定されており、別表 1 に示すような分類基準に従って A 種、B 種、C 種に分類される。

別表1 プロジェクトの分類基準

各分類の内容は以下のとおりであるが、具体的な各項目は例示であり網羅的なものではない。

1. A種：以下の少なくとも一つに該当するプロジェクト

(1) 以下の大規模な新規及び改修等のプロジェクト

道路・鉄道

空港

港湾

発電

工業一般

鉱山開発

林業

灌漑

廃棄物処理

広範囲の地域の水没を伴う開発

河川の集水域の開発

大量の有害化学物質・農薬の製造もしくは利用を伴う開発

水面埋立を伴う開発

(2) 以下の地域で実施されるもしくは以下の地域に影響を及ぼすおそれのあるもの

塩類集積あるいは土壌浸食の発生するおそれのある地域

半乾燥地帯

熱帯の自然林

水源

魚及び野生生物資源の保護・保全もしくは持続的利用にとって貴重な生息地（珊瑚礁、マングローブの生態系を含む）

歴史的、文化的、科学的に固有の価値を有する地域

人口または産業活動が集中して、大気、水質環境の更なる悪化が懸念される地域

特定の脆弱な人口集団（伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々等）にとって特別な社会的価値のある地域

(3) 以下の性格を有するもの

広範囲、多様かつ不可逆的な環境影響を生じるもの

多くの住民に影響が及ぶもの（住民移転の影響を除く）

再生不可能な自然資源を大量に消費するもの

土地利用あるいは社会的、物理的、生態的環境の著しい変化が発生する原因となるもの

大量の有害廃棄物の発生あるいは処理を伴うもの

2. B種事業

(1) 以下のセクターに属するプロジェクトでA種に属さないもの

道路・鉄道

空港

港湾

上水道

下水道

発電

送変電・配電

工業一般

鉱山開発

石油・ガスパイプライン

放水路

林業

灌漑

廃棄物処理

(2) 上記の(1)以外のプロジェクトで、A種ほど著しい環境影響が予見されないもの

(3) A種に属するプロジェクトのエンジニアリングサービス借款

3. C種

(1) 環境影響が通常、予見されないプロジェクト

(2) 通信、教育、人材開発等が含まれる。

1.2.2. 環境アセスメント報告書

(1) A種プロジェクトについては、借入国内での所要の手続きを終了した環境アセスメント報告書が借入国政府からJBICに対して提出されなければならない。

(2) 上記(1)で提出される環境アセスメント報告書は、借入国内において公開されたものであることが望ましい。

1.3 環境配慮に関する基本的事項

(1) プロジェクトは、借入国の環境保全にかかる法律、借入国が加入している国際条約等に定められた規定を遵守したものでなければならない。

1.3.1 公害

(2) 公害

プロジェクトは、原則として借入国の排出基準等の規制基準を遵守したものでなければならない。また、借入国はプロジェクトが実施される地域において適用される環境基準等の環境保全のための行政目標値の達成に努めなければならない。

プロジェクトにおいて、借入国に排出基準が設定されていない場合には、必要に応じて JBIC は借入国が国際機関、日本、その他の国が設定した排出基準を参考にしつつまた費用効果等も勘案して、当該プロジェクトに係る暫定排出目標値を設定することを促すものとする。

1.3.2 自然環境

(3) 自然環境

プロジェクトは、原則として借入国の国内法等に基づき指定された自然保護地区の外で実施されなければならない。また、同地区に重大な影響を及ぼすものであってはならない。

プロジェクトは、希少な野生生物の生息及び生物の多様性の保全に著しい影響を及ぼさないよう必要な措置がとられたものでなければならない。

1.3.3 住民移転

(4) 住民移転

プロジェクト計画と実施に当たっては、非自発的な立ち退きと再定住が求められる住民及び主たる収入源を喪失する住民（以下「移転住民」という）への配慮が必要である。

プロジェクトは、その計画策定段階で移転住民数が必要最小限になるように代替案の慎重な検討がなされたものでなければならない。

住民移転が発生するプロジェクトにおいては、影響を軽減するための計画が予め策定されていなければならない。その計画は、借入国によって移転住民の意向が十分聴取されたものでなければならない。

住民移転に伴う影響を低減するための計画は、移転住民の移転後の生活、所得の回復を目的としたものでなければならない。

1.3.4 環境保全対策

(5) 環境保全対策

環境保全対策(住民移転他社会環境を含む)に必要な費用はプロジェクトコストに含まれていなければならない。特に、公害防止機器等による環境保全対策及びモニタリングが必要なプロジェクトにおいては、その運転及び維持管理に必要なコストが適切に手当されなければならない。借入国の事業実施機関は、必要に応じプロジェクトの環境対策を客観的に評価し監視することのできる第三者機関を活用することが望ましい。

1.4 チェック項目と解説

ガイドラインの第II章には、綿密な注意が必要な環境チェック項目及び関連する解説が示してある。この章では借入れに際して特別な環境配慮が要求される主なセクターを網羅するものである。各々のセクターが考慮しなければならない環境項目は個別にリスト化している。なお、ガイドラインがカバーするセクターは17となっている。

別表2 セクター毎のチェック項目及び解説

- 1) 道路・鉄道
- 2) 空港
- 3) 港湾
- 4) 上水道
- 5) 下水道
- 6) 火力発電
- 7) 水力発電
- 8) 送変電・配電
- 9) 工業一般
- 10) 鉱山開発
- 11) 石油・ガスパイプライン
- 12) セメントプラント
- 13) 肥料プラント
- 14) 放水路
- 15) 林業
- 16) 灌漑
- 17) 廃棄物処理

各セクターのチェック項目及び解説は、1)大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等の公害、2)動植物、生態系等の自然環境、3)住民移転、歴史的文化遺産等の社会環境問題が含まれている。社会環境問題に関しては、日本の環境影響評価制度では評価されないが、開発途上国におけるこの問題の重要性を鑑み、本ガイドラインには含まれている。

環境チェックリスト [灌漑]

チェック項目	大	小	無	不明	問題点	講じられる予定の対策及び対処方針	備考
公害 1. 農薬散布等による大気汚染 2. 施設の設置に起因する水系変化による水生生物、漁業、その他の水利用等への影響 3. 灌漑排水による水質汚濁							
自然環境問題 1. 施設の設置及び利用による生態系への影響 2. 景観への影響							
社会環境問題 1. 施設の設置による歴史的・文化的遺産への影響 2. 既設インフラストラクチャ一への影響 3. 住民移転、土地利用への影響等 4. 他の水利用への影響							
その他 1. 建設工事中の環境影響 2. 環境モニタリング 〔計画が充実している場合は「大」、不十分な場合は「小」、存在しない場合は「無」〕							

(注) ダム建設を伴う場合は、水力発電のチェックリストも利用されたい。

2. プロジェクトサイクルとガイドライン

開発計画のあらゆる段階では、事業の環境への悪影響を最小限にするための適切な対策を見極めるために、環境影響の入念な調査を実施する必要がある。改訂された本ガイドラインは、借入国とJBIC職員の双方との間で利用されることを旨とする。本ガイドラインを利用することにより、開発計画のあらゆる段階で総合的かつ系統的な環境保全上の見直しが可能となる。

2.1 計画と準備の段階

JBICは、プロジェクトサイクルのできるだけ早い段階で環境配慮を検討し、ある事業の環境の側面が適切に盛り込まれるようにするために、借入国に本ガイドラインを配布している。本ガイドラインでは、借入国が準備段階において踏まえるべき幾つかの事項が記載されており、プロジェクトの分類に応じて借入国はJBICによる審査前にEIA報告書または環境関連報告書を提出することを要する。このことは、環境配慮に関する十分な理解と事業準備が、融資を受けるために不可欠であることを意味する。借入国、融資申請を行う以前に、本ガイドラインに記載されたすべての項目を十分に検討し、プロジェクトサイクルの最も早い段階から環境要因を総合的に調査し、環境保全対策を実施することが望まれる。

2.2 事前審査と審査の段階

本ガイドラインでは、あるプロジェクトの審査における環境配慮に関連するJBICの指導原則が示されている。開発部におけるJBIC職員は、EIA報告書および個別事業に関するEIS報告書やF/S報告書のような関連文書に盛り込まれている借入国における環境調査結果や環境保全対策について審査する。重要な要素の見落としがないようにするために、借入国において環境ガイドラインや環境プロフィールが参照される。JBICは必要に応じて借入国に対して追加の質問を行う。借入国において規制基準が存在しない場合は、日本または国際機関の基準が参照されることとなる。この場合、借入国とJBICの間では綿密な協議が必要になる。EIAには通常借入国における影響についてのみ記述されることとなるが、他の事業による影響や生物多様性、気候変動及び酸性雨などのように地球的規模の影響についても懸念される場合にあっては、JBICはその視点について審査に追加する。

JBIC審査ミッションは環境問題と実行可能な環境保全対策について借入国と協議する。JBIC審査ミッションは、各事業の環境影響が本ガイドラインに適合するものであることを確認する。JBICは審査ミッションにより把握された事実関係を再確認する。その後、JBICは、必要に応じて、環境保全を確実にするための適切な対策について、さらに借入国と交渉を重ねる。JBICは交渉の途中で日本政府と協議する。交渉はL/Aが締結される前に完了しなければならない。本ガイドラインに基づく審査の結果、環境保全対策に関する環境調査がさらに必要であると判明した場合、JBICは借入国に適切な対策を講ずるように要請する。この場合、エンジニアリングサービス(E/S)借款を適切な環境保全対策を実施するために活用することができる。

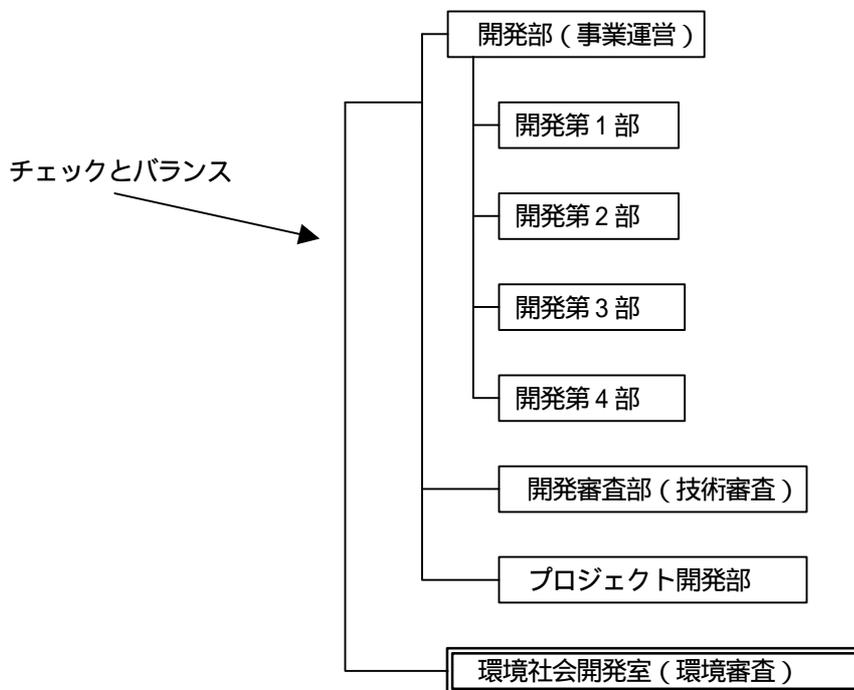
2.3 実施と監視の段階

事業は、実施段階と完了段階において、環境に多大な悪影響を与えないように実施されなければならない。改訂(1995年)された本ガイドラインでは、事業の実施と完了の段階での総合的な環境配慮方針を一段と強化している。

本ガイドラインでは、多大な環境影響が予測される場合、十分な対策と監視が実施されることが要求される。その上、本ガイドラインでは、公害防止設備や住民移転など、環境を保全するための対策費用と監視のための費用が、事業費の総額に含まれることが要求される。借入国の事業実施機関は、必要に応じ、環境担当行政機関の設置やプロジェクトの環境保全対策を客観的に評価し監視することができる第三者機関を活用することが望ましい。

3. JBIC の環境審査手続

審査手続では、主に三つの部が関与する。「開発部」は借入国に対する借款を担当する部で構成される。開発部は開発事業の必要性を見極めて、借入国が事業を準備する際に支援し、要請事業を審査する。また「開発審査部」は三つの班に分かれており、技術的な審査と管理を担当する。「プロジェクト開発部」は、事業の形成及び企画立案に係る横断的な事項を取り扱う。「環境社会開発室」は環境・社会開発に関連する事項を担当する。



審査段階では、開発部と開発審査部は、対象事業の必要性、経済的な実行可能性、技術的な実行可能性、環境側面の観点から、提出された要請案件と関連情報を共同で主に審査し、環境チェックリストなどの幾つかの文書様式およびガイドラインなどの幾つかの指針を用いて必要な事項をまとめる。

適切な環境審査が担当課で実施されることを確保するために、まとめられた事項は、環境社会開発室で再検討される。こうした手続は準備段階から審査段階まで相互に情報・意見交換をしながら実施される。環境社会開発室は、更に詳細な検討を要すると判断した場合、環境の専門家を雇用し、EIA 報告書などの資料の詳しいレビューを依頼したり、補足調査のために現地に派遣する。

重大な環境影響が審査過程で判明した場合、JBIC は事業の範囲や内容を変更するか、または影響に対する適切な対策を策定させるために借入国と交渉する。そのような調整が尽くされたにもかかわらず、重大な影響が回避できないと判明した場合、要請は拒絶されることとなる。

JBIC は、環境影響を緩和するための適切な対策が借入国で実施されるようにするために、必要に応じて、借款契約またはその他方法で事業に条件を付けることができる。

4. 事業の監視と評価

ある事業は、実施段階と完了段階において、環境に重大な悪影響を与えないように実施されなければならない。本ガイドラインでは、事業の実施と完了の段階における総合的な環境配慮に係る方針を一段と強化している。本ガイドラインでは、重大な環境影響が予測される場合、十分な対策とモニタリングが実施されることが要求される。その上、本ガイドラインでは、公害防止設備や住民移転など、環境保全対策のためのコストとモニタリングコストが開発事業コストの総額に含まれることが要求される。借入国の事業実施機関が環境担当行政機関に環境保全対策を監視・評価することのできる第三者を活用することも必要になる。

事業の適切な実施を監視するために、JBIC は借入国に中間報告書を提出するように要請するか、または必要に応じて、監視のために調査団を派遣することができる。二種類の SAF、すなわち SAPI¹⁾ (案件実施支援調査) と SAPS²⁾ (援助効果促進調査) は、問題を確認して是正措置を提案することにより、実施中の事業または完了済み事業の環境配慮をより確実なものにすることができる。

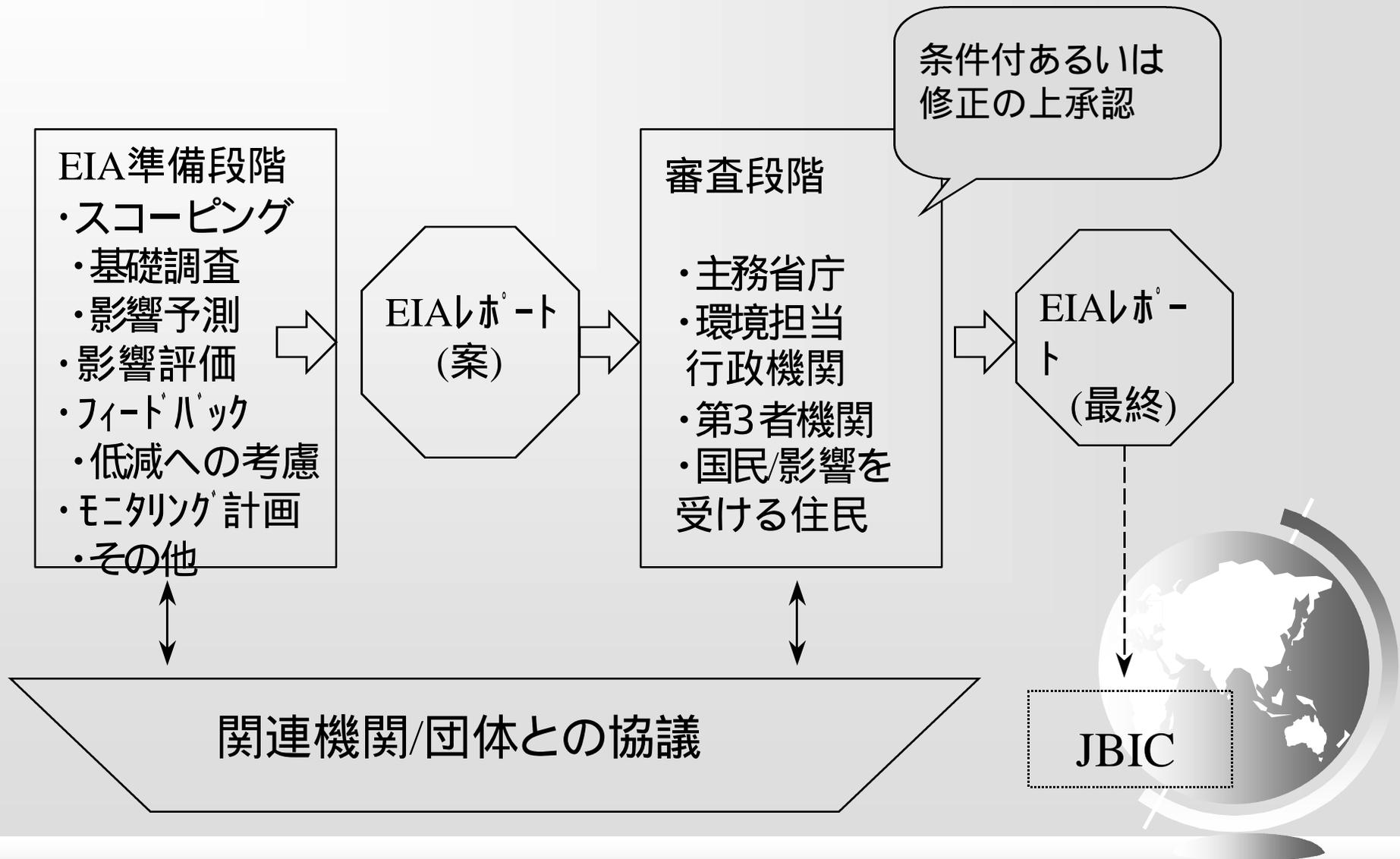
事業の事後評価は、JBIC の「プロジェクト開発部」の一部である「開発事業評価室」によって実施される。事後評価は、JBIC から資金援助された事業がその当初の計画に沿って実施・管理されたことを検証するために、また当該事業が期待された結果を達成したことを検証するために行われる。事後評価の主な目的は、完了した事業から得られた教訓を活用することにある。

注釈)

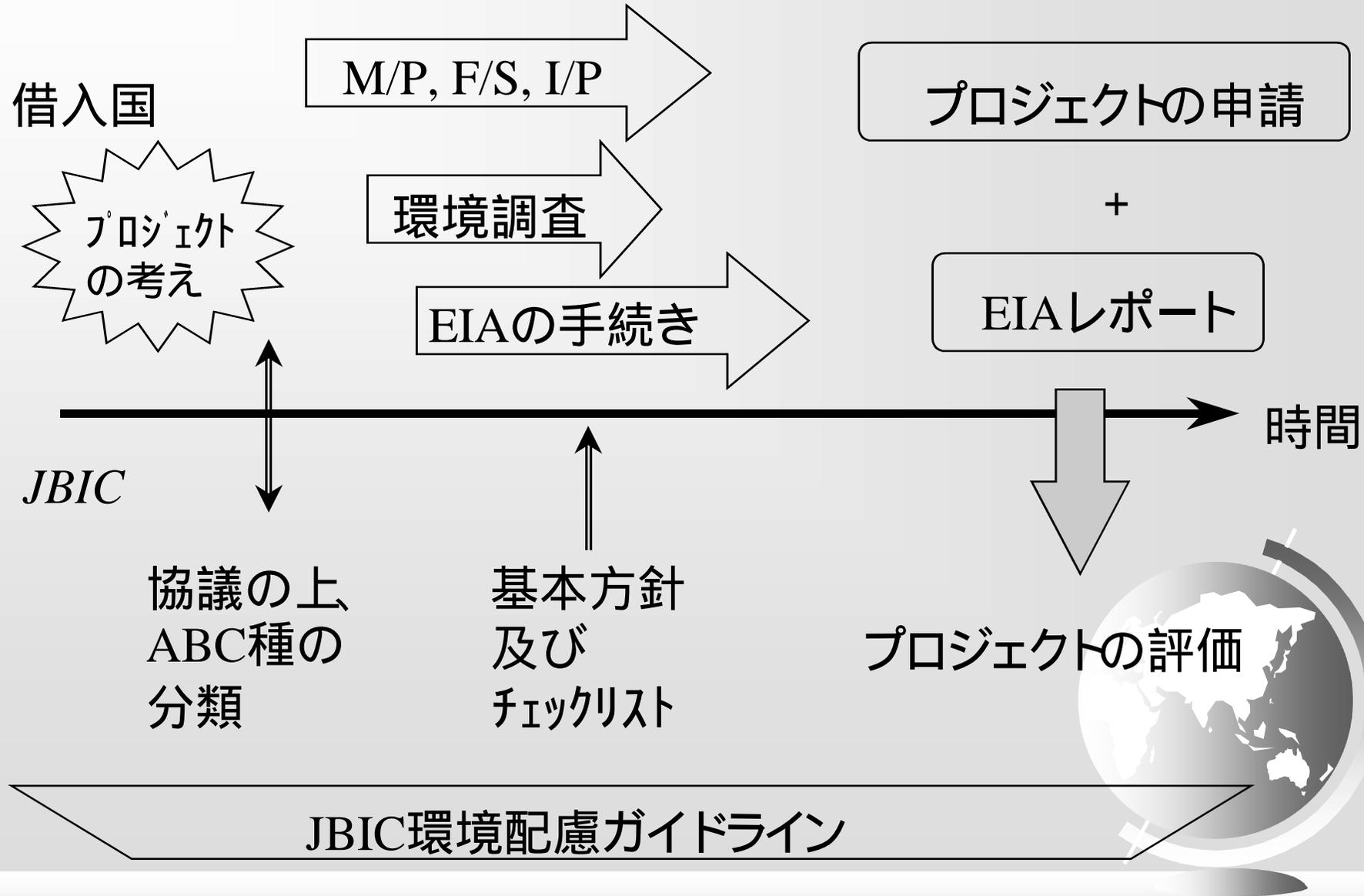
- 1) SAPI は SAF の一つであり、主な目的は、特定の事業の効果的な実施を妨げるおそれのある問題点を調査・確認し、その問題点を適切な方法で解決するための是正措置を提案することである。

- 2) SAFS も SAF の一つであり、主な目的は、事業効果を維持または高めていく上で支障となる問題点を調査・確認し、是正措置を提案することである。

環境影響評価の手続き(概要)



分類の方法



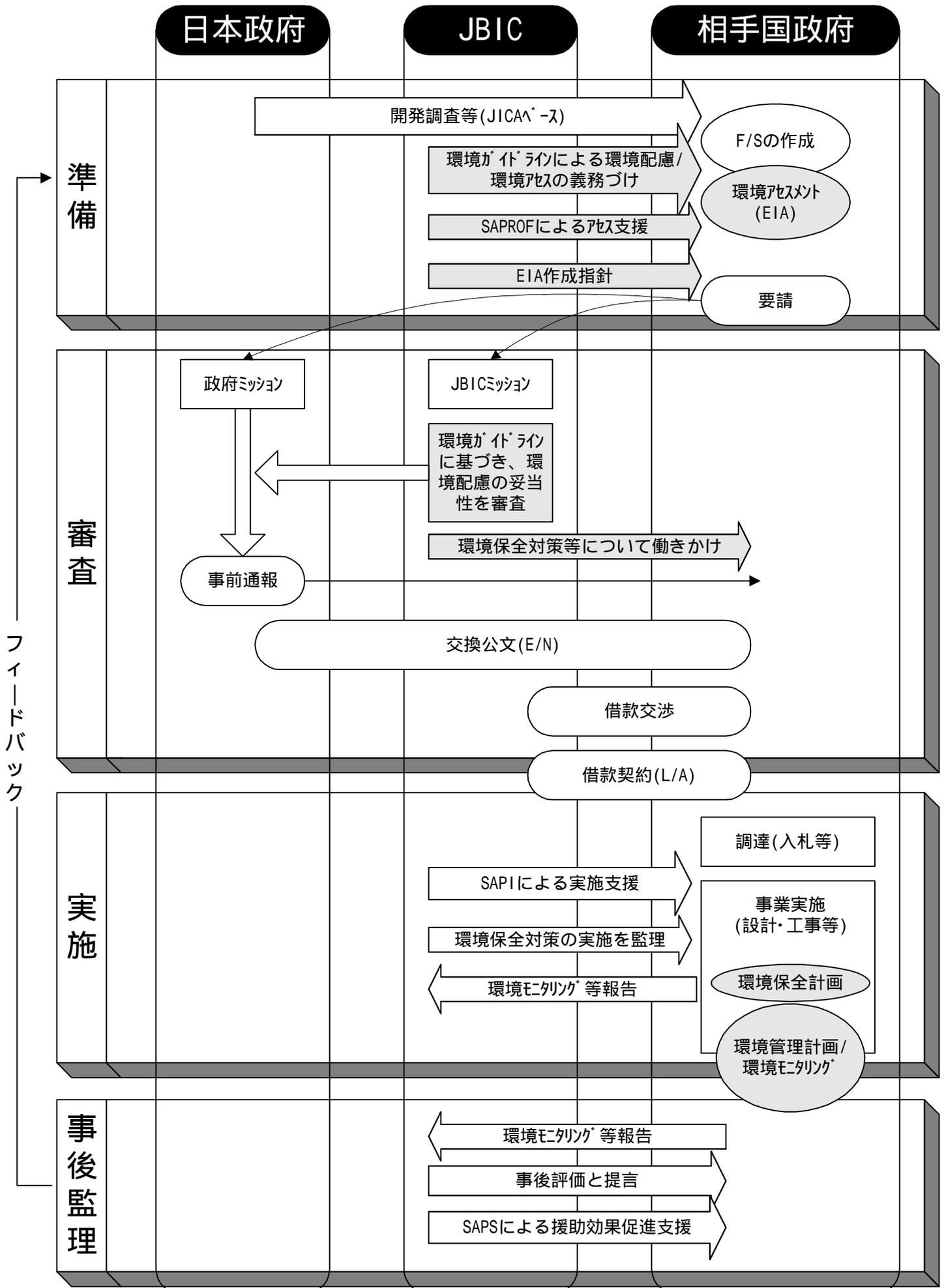
環境配慮への可能な援助

- ◆ SAPROF(案件形成促進調査)
 - ー 追加の環境調査実施
- ◆ エンジニアリングサービス借款(E/S Loan)
 - ー A種事業につき、影響調査を通してEIA活動を支援

-
- ◆ JICA開発調査(M/P,F/S)
 - JBIC環境ガイドラインを考慮した環境配慮を調査に含む



円借款プロジェクトサイクルにおける環境配慮



資料6. 日本の環境アセスメント法

1. 我が国における環境影響評価の経緯

環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものである。

我が国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解を行い、国の行政機関はその所掌する公共事業について、事業実施主体に対し「あらかじめ、必要に応じ、その環境に及ぼす影響の内容及び程度、環境破壊の防止策、代替案の比較検討等を含む調査検討」を行わせ、その結果に基づいて「所要の措置」を取るよう指導することとし、これにより本格的な環境影響評価に関する取組みが始まった。

その後、港湾法や公有水面埋立法の改正（48年）等により、港湾計画の策定や公有水面埋立の免許等に際し、環境に与える影響について事前に評価することとされた。また、瀬戸内海環境保全臨時措置法（48年制定、53年に瀬戸内海環境保全特別措置法と改正）にも環境影響評価に関する規定が設けられた。さらに、自然環境保全基本方針（48年）が定められ、この中でも環境影響評価に関する方針が示された。また、発電所の立地（52年、通産省省議決定）、整備5新幹線（54年、運輸省通達）等、行政指導等の形でも環境影響評価が行われることとなった。

一方、地方公共団体においても、条例については川崎市（51年）、要綱については福岡県（48年）を始めとして環境影響評価の制度化が進められた。

こうした中で、昭和40年代以降に計画が具体化した苫小牧東部、むつ小川原等の大規模工業開発を中心とする地域開発計画については、その実施が環境に重大な支障を及ぼさないよう環境影響評価が実施されてきた。

また、大規模な国家プロジェクトに関しては環境影響評価を実施すべきとする観点から、閣議で決定された本州四国連絡橋児島・坂出ルート建設事業について環境影響評価が実施された。

このように、個別法、事業官庁による行政指導等の形で具体的な環境影響評価事例が積み重ねられる中で、統一的な手続等による環境影響評価の適切かつ円滑な実施が重要な政策課題となってきた。このため、環境庁においては、54年に出された「速やかに環境影響評価の法制度化を図られたい」旨の中央公害対策審議会の答申を踏まえ、環境影響評価の法制化を図るため、所要の調整を進めた。調整は難航したものの、政府・与党の調整の結果、56年4月、環境影響評価法案（以下「法案」という。）が国会に提出された。

しかし、法案については、衆議院環境委員会で審議が行われたものの採決には至らず、

その後継続審査を繰り返した後、昭和 58 年 11 月の衆議院の解散に伴い、審議未了・廃案となった。また、法案の国会再提出も見送られることとなったため、当面の事態に対応するため行政ベースで実効ある措置を早急に講ずるべく、昭和 59 年 8 月、「環境影響評価の実施について」の閣議決定を行い、政府として法案の要綱を基本とした統一的なルールに基づく環境影響評価を実施することとなった。

その後、環境影響評価は、この閣議決定された「環境影響評価実施要綱」、公有水面埋立法等の個別法や個別行政指導、地方公共団体の条例や要綱等に基づき着実に実施され、社会に定着してきた。

平成 4 年に開催された国連環境開発会議では、地球環境問題の顕在化に伴い、いかにして持続可能な開発を実現するかという大きな課題が認識されるようになり、これを受け我が国では平成 5 年には環境基本法が制定された。同法において初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられた。

・環境基本法 第 20 条 (環境影響評価の推進)

「国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。」

この環境基本法の国会審議の過程で法制化も含め環境影響評価制度の所要の見直しを検討する旨、宮沢総理大臣が答弁し、これを受け関係省庁の参加の下に環境庁に「環境影響評価制度総合研究会」を設け、環境影響評価制度を巡る諸課題毎に横断的、総合的に分析する作業を実施した。

平成 8 年 6 月にはこの研究会の報告が取りまとめられ、更に中央環境審議会の答申を平成 9 年 2 月に得て、同年 3 月に環境影響評価法案の政府案の閣議決定を行い、国会に法案が提出された。この法案は、同年 5 月 6 日に衆議院、同年 6 月 9 日に参議院で全会一致をもって可決成立し、同年 6 月 13 日に公布された。

表1 我が国における環境影響評価の経緯

47. 6. 6	公共事業における環境影響評価の実施を閣議了解	「各種公共事業等に係る環境保全対策について」閣議了解
7. 24	四日市公害訴訟判決	開発事業者に環境影響評価を行う注意義務があることを指摘
47～48	個別法改正等による環境影響評価の導入	港湾法・公有水面埋立法、瀬戸内海環境保全臨時措置法の制定等
49. 7. 1	環境庁組織令の改正	環境庁の所掌事務に環境影響評価を明記
50. 12. 23	中央公害対策審議会へ諮問	環境庁長官から「環境影響評価制度のあり方について」諮問
51. 9	大規模工業開発に係る環境影響評価の実施の指針作成	環境庁「むつ小川原総合開発計画第二次基本計画に係る環境影響評価の実施についての指針」提示
10	初の環境影響評価条例の制定	「川崎市環境影響評価に関する条例」制定
52. 7. 4	通商産業省省議決定	通産省「発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の強化について」通達
53. 7. 1	建設事務次官通達	建設省「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」通達
54. 1. 23	運輸大臣通達	運輸省「整備5新幹線に関する環境影響評価の実施について」通達
4. 1	中央公害対策審議会答申	「環境影響評価制度のあり方について」答申
56. 4. 28	環境影響評価法案の閣議決定・国会提出（第94回国会）	
56～58	法案が国会で継続審議	
58. 11. 28	法案廃案となる（第100回国会）	衆議院の解散に伴い、審議未了・廃案
59. 8. 28	環境影響評価実施要綱を閣議決定	「環境影響評価の実施について」閣議決定
11. 21	手続きに関する共通的事項を決定	環境影響評価実施推進会議「環境影響評価実施要綱に基づく手続等に必要な共通的事項」決定
11. 27	調査等に関する基本的事項を決定	環境庁長官「環境影響評価に係る調査、予測及び評価のための基本的事項」決定
60. 1. 14	相当手続条例等の指定	環境庁長官「相当手続等（経過措置）に係

		る条例等」指定
3. 29～ 6. 5	対象事業の規模等の決定	主務大臣が環境庁長官に協議して対象事業の規模等を決定
4. 1～ 12. 12	基本通達等	国の行政機関が、環境影響評価実施要綱に基づき事業者に対して指導等を実施
12. 1～ 62. 12. 22	技術指針の策定	主務大臣が環境庁長官に協議して、対象事業の種類毎の技術指針を策定
5. 11. 19	環境基本法公布・施行	第 20 条環境影響評価の推進に関する規定を設ける
9. 6. 13	環境影響評価法公布	環境影響評価法が成立、公布

環境影響評価法の概要

(1) 法律の骨子

① 対象事業

道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所等規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、国が実施し、又は許認可等を行う事業を対象としている。更に、事業の規模に応じて以下の通り第1種事業、第2種事業を定めている。

「第一種事業」＝必ず環境影響評価を行わしめる一定規模以上の事業

「第二種事業」＝第一種事業に準ずる規模を有し、環境影響評価を行うかどうかを個別に判定する事業

② 環境影響評価の手続

a 第二種事業についての判定

第二種事業については、当該事業の許認可等を行う行政機関が、都道府県知事に意見を聴いて、事業内容、地域特性に応じて環境影響評価を行わしめるかどうかの判定を行う。

b 環境影響評価方法書の手続

対象事業を実施しようとする者（事業者）は、環境影響評価の項目及び調査等の手法について環境影響評価方法書を作成して、都道府県知事・市町村長・住民等の意見を聴き、具体的な環境影響評価の方法を定める。

c 環境影響評価準備書の手続

事業者は、事業の実施前に、環境影響の調査、予測及び評価並びに環境保全対策の検討を行って環境影響評価準備書を作成し、都道府県知事・市町村長・住民等の環境保全上の意見を聴く。

d 環境影響評価書の手続

事業者は、cを踏まえて、環境影響評価書を作成する。

環境影響評価書について、環境庁長官は、必要に応じ許認可等を行う行政機関に対し環境の保全上の意見を提出し、許認可等を行う行政機関は、当該意見を踏まえて、事業者に環境保全上の意見を提出する。

事業者は、これらの意見を踏まえて、環境影響評価書を補正する。

③ 準備書・評価書等の内容（閣議決定要綱と比較した主たる改善点）

調査等の対象となる環境は、環境基本法の環境全般である（公害の防止等に限定しない）。

環境保全対策の検討経過、及び当該措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、事業着手後の調査等を準備書等の記載事項とする。

④ 許認可等における環境保全の審査

許認可等を行う行政機関は、対象事業の許認可等の審査に当たり、環境影響評価書に基づき、対象事業が環境保全に適正に配慮されているかどうかの審査を行う。

⑤ 施行期日

本法は、平成11年6月12日に施行される。

ただし、目的、定義（第一種事業、第二種事業等の規模要件を定める政令を含む。）、環境庁長官が定める基本的事項は、平成9年12月12日に、主務官庁が定める各種指針（第二種事業の判定基準・環境影響評価の項目の選定・環境の保全のための措置）、方法書の手続に係る総理府令・主務省令、経過措置に係る相当書類の指定・公表の規定、法律の施行前に方法書の手続を行うことができる旨の規定は、平成10年6月12日に施行された。

(2) 閣議決定要綱から環境影響評価法への主要な改善点

環境影響評価法では、従来の閣議決定要綱をベースとしつつ、新たな要素を導入している、具体的には、以下の点が挙げられる。

- 評価の項目が環境基本法で対象とする環境領域全般に拡大。
- 発電所、在来線鉄道、大規模林道などについて新たに対象事業とし、対象事業を拡大。
ダムの規模要件の裾下げ(200ha→100ha)。
- 必ず環境影響評価を行う事業規模に満たない事業であっても一定規模以上のもの(第2種事業)については、環境影響評価の実施の必要性を個別に判定する仕組み(スクリーニング)の導入。
- 調査予測等の方法について意見を求める仕組み(スコーピング)の導入。
- 意見提出者の地域限定の撤廃。
- 意見提出の機会を方法書と準備書の段階の2回とし、住民参加の機会を拡大。
- 環境保全のための措置の検討の経緯の記述、委託先名称の記述、事後調査に係る記述など、準備書の記載事項の充実。
- すべての対象事業についての環境庁長官の意見を提出。
- 環境庁長官の意見、免許権者の意見を受けて、事業者が評価書を再検討・修正。必要に応じて環境影響評価を再実施。
- 評価書が公告された事業や法律施行前に免許等を受けた事業でも、事業者は環境影響評価の再実施が可能。
- 手続の各段階で地方公共団体の意見提出の機会を設けるとともに、対象事業・第2種事業以外はもとより、対象事業・第2種事業についても地方公共団体における手続きについては、法律の規定に反しない限りで、条例で必要な規定を定めることができる。

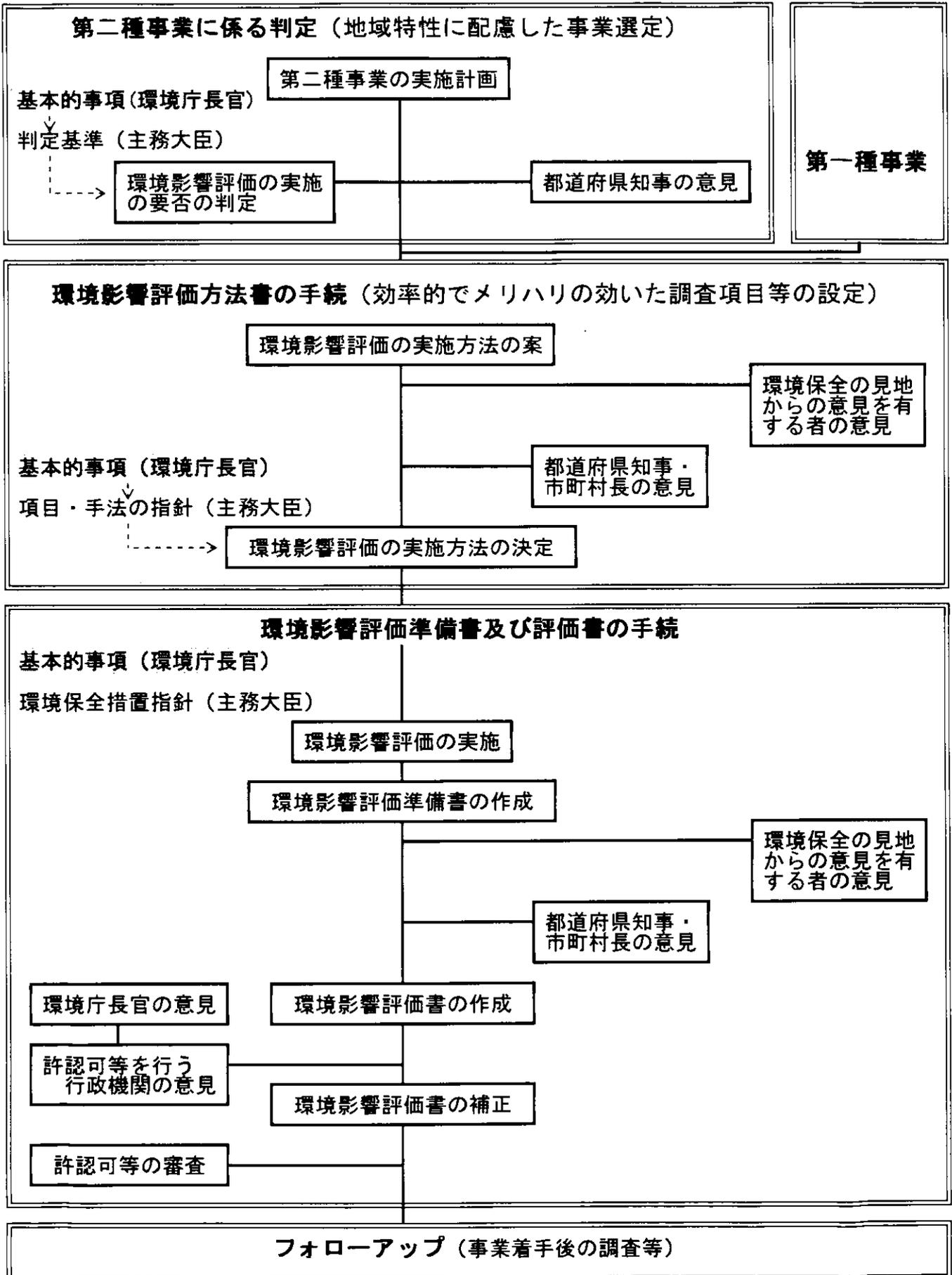
環境影響評価法の手続の流れ

国

事業者

地方公共団体

国民

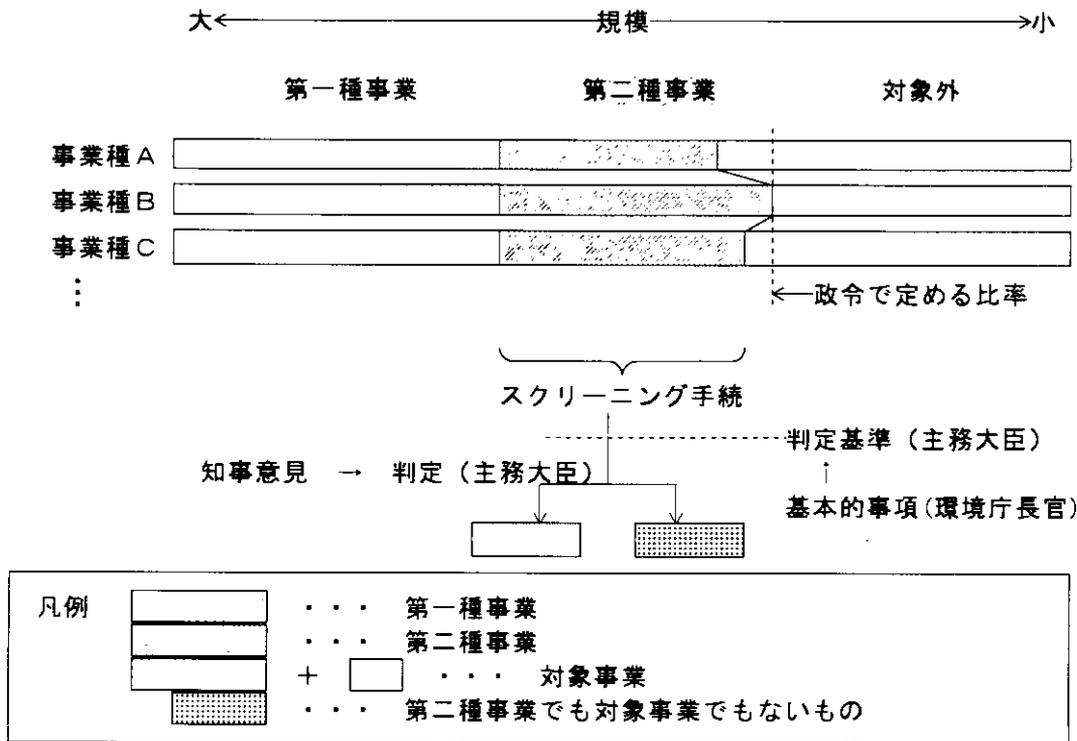


(3) 第二種事業の判定

第二種事業の判定（スクリーニング）とは、必ず環境影響評価を行わしめる一定規模以上の事業（第一種事業）に準ずる規模を有する事業（第二種事業）について、個別の事業や地域の違いを踏まえ環境影響評価の実施の必要性を個別に判定する仕組みである。

第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の許認可等を行う行政機関（許認可等権者）に、事業の実施区域や概要を届け出る必要がある。

当該行政機関は、都道府県知事に意見を聴いて、事業内容、地域特性に応じて環境影響評価を行わしめるかどうかを判定することとなる（下図参照）。



◎環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

第四条（略）

2（略）

3 第一項各号に定める者は、前項の規定による都道府県知事の意見が述べられたときはこれを勸案して、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、届出の日から起算して六十日以内に、届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第一号の措置を、おそれがないと認めるときは第二号の措置をとらなければならない。

一 この法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事）に通知すること。

二 この法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事）に通知すること。

4～8（略）

9 第三項の主務省令は、第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域及びその周辺の区域の環境の状況その他の事情を勸案して判定が適切に行われることを確保するため、判定の基準につき主務大臣（主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環

環境庁長官に協議して定めるものとする。

- 10 環境庁長官は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣（主務大臣が総理府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき基準に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

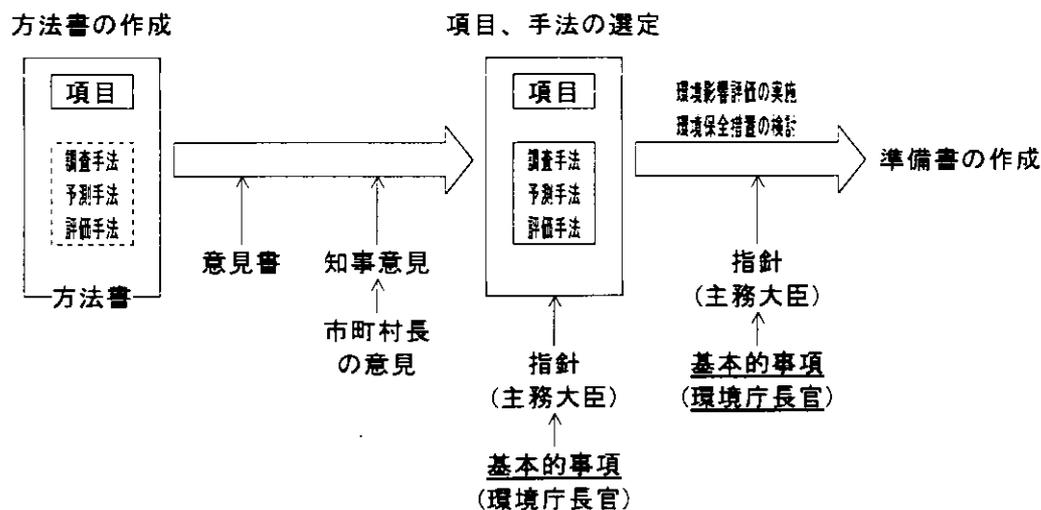
(4) 環境影響評価項目等の選定の指針及び環境保全のための措置

事業者は、環境影響評価手続に係る調査を開始するに当たって事業に関する情報や実施しようとする調査等に関する情報を地方公共団体や住民・専門家等に提供し、意見を幅広く聴いて、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の設定を個別に判断するというスコーピングの手続を行う。

事業者は、スコーピング手続において提出された、都道府県知事の意見や環境の保全の見地から意見を有する者の意見を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、これに基づいて環境影響評価（調査、予測、評価、環境保全措置の検討等の実施）を実施する。

事業者は、調査、予測、評価を行いつつ、環境保全のための措置を検討し、講ずることとした措置とそこに至った検討の状況を準備書に記載する。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するための指針、環境保全のための措置に関する指針については、環境庁長官が基本的事項を定め、これに基づき、主務大臣が環境庁長官に協議して省令で定める。



◎環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（環境影響評価の項目等の選定）

第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勸案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 （略）

3 第一項の主務省令は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣（主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境庁長官に協議して定めるものとする。

（環境影響評価の実施）

第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の主務省令について準用する。この場合において、同条第三項中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」とあるのは、「環境の保全のための措置に関する指針」と読み替えるものとする。

（基本的事項の公表）

第十三条 環境庁長官は、関係する行政機関の長に協議して、第十一条第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣（主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

（準備書の作成）

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

一～六 （略）

七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ （略）

ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

ニ （略）

八 （略）

2 （略）

（評価書の作成）

第二十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勸案するとともに、第十八条第一項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一・二 （略）

三 前二号に掲げるもの以外のもの 第十一条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 （略）

(評価書の再検討及び補正)

第二十五条 事業者は、前条の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもの以外のもの 第十一条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2・3 (略)

◎環境基本法(平成五年法律第九十一号)(抄)

第十四条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(5) 環境影響評価法の対象事業

環境影響評価の対象となる第1種事業、第2種事業は、政令で下表のとおり定められている。在来線鉄道には、旧国鉄以外のいわゆる「民間鉄道」が含まれること、発電所には電力会社以外のものが設置する自家発電も含まれることに留意する必要がある。

表1-2 環境影響評価法の対象事業

事業の種類	第1種事業の規模	第2種事業の規模
1 道路（大規模林道を新規追加。）		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路等	4車線以上のもの全て	—
一般国道	4車線10km以上	7.5km以上10km未満
大規模林道	2車線20km以上	15km以上20km未満
2 河川（二級河川に係るダム、工業用水堰、灌漑用水堰、上水道用堰を追加、規模の引き下げ）		
ダム	湛水面積100ha以上	75ha以上100ha未満
堰		
湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満
放水路		
3 鉄道（普通鉄道、軌道（普通鉄道相当）を新規追加。）		
新幹線鉄道（規格新線を含む）	すべて	
普通鉄道（地下化、高架化を含む）	10km以上	7.5km以上10km未満
軌道（普通鉄道相当）		
4 飛行場	滑走路長2500m以上	1875m以上2500m未満
5 発電所（新規追加、自家発電、卸供給を含む。）		
水力発電所	出力3万kw以上	2.25万kw以上3万kw未満
火力発電所（地熱以外）	出力15万kw以上	11.25万kw以上15万kw未満
火力発電所（地熱）	出力1万kw以上	7500kw以上1万kw未満
原子力発電所	すべて	—
6 廃棄物最終処分場	30ha以上	25ha以上30ha未満
7 公有水面埋立及び干拓	50ha超	40ha以上50ha以下
8 土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業		
10 工業団地造成事業		
11 新都市基盤整備事業		
12 流通業務団地造成事業		
13 宅地の造成の事業（工業団地を含む。）		
環境事業団		
住宅都市整備公団		
地域振興整備公団		
港湾計画	埋立・掘込み300ha以上	—

(6) 基本的事項の骨子

基本的事項は、環境影響評価法（以下「法」という。）第四条第九項の規定により主務大臣が定めるべき「第二種事業の判定の基準」（以下「判定基準」という。）、法第十一条第三項の規定により主務大臣が定めるべき「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」（以下「環境影響評価項目等選定指針」という。）並びに法第十二条第二項の規定により主務大臣が定めるべき「環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）に関する指針」（以下「環境保全措置指針」という。）に関する基本となるべき事項について定めるものである。

基本的事項の基本的な考え方は、次の3点である。

- ・どのような項目・手法で行うかはメリハリを付け個別に判断する。

- ・スクリーニング、スコーピング、準備書等と段階を踏みながら事業計画の熟度を高めていく。
- ・データや根拠を明示し誰でもチェックできるようにする。

基本的事項において、以前の閣議決定要綱の基本的事項と比較し、新たに盛り込まれた主要な事項は以下の通りとなっている。

①スクリーニング

a. 第2種事業の判定基準として、事業内容に基づく判定基準及び環境の状況等に基づく判定基準が定められた。前者については、規模が小さい事業であっても個別の事業の特性から判断し環境影響の著しい事業、単独では規模が小さいが一体的に行われることにより全体として環境影響の程度の著しくなるおそれのある関連事業がある場合等を環境影響評価の対象となるよう判定基準を定めることとした。後者については、規模が小さい事業であっても、汚染物質が滞留しやすい地域・住居専用地域・干潟等の環境影響を受けやすい地域、自然公園等の環境法令に指定された地域、環境が現に悪化しているか悪化のおそれが高い地域に立地する事業であるかどうかにより環境影響評価の対象に取り込むことが明らかにされた。

②対象範囲

a. 環境影響評価の対象項目が環境基本法の規定に対応して広がり、温室効果ガス、廃棄物、生態系、人と自然との豊かな触れ合いの場（日常的なものも含む。）といった新たな項目が追加されるとともに、大気、水、土壌等の環境媒体別の環境項目の各々に「その他」の区分が設けられ、典型7公害を列挙していた従来の基本的事項ではカバーされなかった、種々の環境項目を対象とし得るようになった。

b. 生態系の調査・予測・評価は、生態系の特性に応じ上位性、典型性、特殊性の視点から注目種を複数選択し、これらの生態、他の生物との相互関係、生息・生育環境の状態等を把握することにより新たに行うこととした。

c. 環境項目間の相互影響についても検討することとした。

d. 「環境への負荷」に区分される項目を設け、廃棄物等、温室効果ガス等については環境への負荷の程度（発生量等）を把握することにより調査・予測・評価を行うこととした。

③実施方法

a. 主務大臣は、一般的な事業の内容を踏まえつつ標準項目を技術指針に示し、これを参考に個別の事業の環境影響評価の項目は事業特性、地域特性に関する情報等により適切に追加、削除できることとしたこと。また、事業特性、地域特性に応じて調査、予測、評価の手法についても重点化、簡略化を図ることとした。

b. 調査については、調査の地点、時期は特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえること、適切な調査期間を設定すること、長期間の観測データのあるものについては異常年検定を行うこと、調査の前提条件、地域設定の妥当性等を明らかにすることとした。

c. 予測に当たっては、特に影響を受けるおそれがある地点、影響を的確に把握できる時期を対象に予測を行い、また、供用後予測時点までの間で状況の大きく変わるものについては中間的な時期での予測を行うこと、予測地域の設定、使用した原単位、パラメータ選定の妥当性を地域の状況に照らし明らかにすること、バックグラウンド設定の考え方を明らかにすること、予測の不確実性を整理するなど定めた。

d. 評価は、回避、低減の観点からの評価、環境保全施策との整合性の観点からの評価を行うこととし、回避、低減の観点からの評価は、複数案の比較検討、実行可能なよりよい技術の導入の観点等の

方法により行うこととした。

e. 調査、予測、評価を項目ごとに行うことにより、調査、予測、評価の間の連携を強化した。

f. 環境影響評価の実施中に新たな事実が判明した場合には、追加調査等を行うよう留意することとした。

④環境保全措置

a. 環境保全措置は、まず、環境影響の回避、低減を検討し、その結果に応じて代償措置を検討することとし、代償措置の検討は損なわれる環境と創出される環境の種類、内容を比較して行うこととした。

b. 予測・評価の不確実性に依り事後調査の必要性を検討するとともに、事後調査の項目、手法、結果に応じた対応の方針、事後調査の公表等を明らかにすることとした。

⑤その他

a. 基本的事項及び技術指針は科学的知見を踏まえ、随時改訂し、また、基本的事項は5年程度ごとに見直しを検討することとした。

(7) 基本的事項・主務省令の概要

① 判定基準

環境影響評価法で新たに導入されたスクリーニングの手続を適切に実施するために、主務大臣がスクリーニングにおける判定基準を定めるに当たっての基本的事項を定めている。判定基準は、事業の概要、判定者が入手可能な自然的社会的情報に基づき客観的に判定できるものとされ、事業特性、地域特性の二つの観点から事業種ごとに判定基準を定めることとしている。具体的には、主務省令において事業種ごとに以下の通り定められている。

表 1-3 事業種別判定基準一覧表

※ ○が判定基準として採用

内容	事業種	道	林	ダ	湖	放	鉄	飛	水	火	地	処	埋	面	事
		路	道	ム	沼	水路	道	行	力	力	熱	分	立	整	業
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業特性	環境に及ぼす影響が大きい技術、工法等を用いること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われること	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
弱い地域	大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域							○		○	○				○
	閉鎖性の高い水域			○	○	○			○	○	○				○
	人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な施設又は地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生息地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他環境要素に係る影響を受けやすい対象	○	○	○	○	○	○	○	◇	◇	◇	○	○	○	○
守るべき地域	大気汚染防止法の指定地域	○						○		○		○			○
	自動車NOx法の特定地域	○						○		○					○
	幹線道路の沿道の整備に関する法律の沿道整備道路	○						○	○	○	○				○
	水質汚濁防止法の指定水域又は指定地域			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼又は指定地域			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	瀬戸内法の瀬戸内海又は関係府県の区域			○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
	自然公園法の国定公園又は都道府県立自然公園の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自然環境保全法の原生自然環境保全地域、自然環境保全地域又は都道府県自然環境保全地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の自然遺産の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	首都圏近郊緑地保全法の近郊緑地保全区域	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律の近郊緑地保全区域	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	森林法の保安林の区域		○												
	都市緑地保全法の緑地保全区の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	種の保存法の生息地等保護区の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の鳥獣保護区の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ラムサール条約の湿地の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水産資源保護法の保護水面の区域		○							○	○	○			○
	文化財保護法の名勝又は天然記念物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
古都法の歴史的風土保存区域	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
都市計画法の風致地区の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他環境保全を目的とした法令等の指定地域等	○	○	○	○	○	○	○	○	◇	◇	◇	○	○	○	
悪い地域	環境基準（S02）未達成地域									○					*1
	環境基準（NO2）未達成地域	○						○		○		○			○
	環境基準（SPM）未達成地域	○								○					○
	環境基準（BOD、COD、T-N、T-P）未達成地域			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	環境基準（騒音）未達成地域	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	騒音規制法の要請限度超過地域	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	振動規制法の要請限度超過地域	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地盤沈下発生地域					○	○	○				○			○
その他環境が既に著しく悪化している地域等	○	○	○	○	○	○	○	○	◇	◇	◇	○	○	○	

(注) *1 (面整備事業におけるS02の環境基準未達成地域) : 工業団地造成事業のみ○

◇ : 地方公共団体の調査・条例等に基づき同趣旨の判定を行うもの。

②環境影響評価項目等選定

環境影響評価法で新たに導入された、スコーピング手続及び調査・予測・評価の適切な実施のために、主務大臣は基本的事項に沿って環境影響評価項目等選定指針を定める。

主務大臣は、対象事業の種類ごとに、一般的な事業の内容を念頭において調査・予測・評価の標準的な項目及び標準的な手法を定めることができるとされており、事業者は個別の事業の事業特性、地域特性及び方法書手続により得られた情報等を考慮して標準手法、標準項目に検討を加え、環境影響評価を実施することとなる。

各事業の具体的な標準項目は、次表のとおりである。

②環境影響評価項目等選定

環境影響評価法で新たに導入された、スコーピング手続及び調査・予測・評価の適切な実施のために、主務大臣は基本的事項に沿って環境影響評価項目等選定指針を定める。

従来の環境影響評価書では、調査・予測・評価は、調査結果をまず各項目ごとに示し、章を改め予測を各項目ごとに示し、最後にまとめて評価を各項目ごとに行っているが、基本的事項では、各項目ごとに調査・予測・評価を一体的に整理することで、調査、予測、評価の間での連携・対応関係をわかりやすく示すこととしている。

主務大臣は、対象事業の種類ごとに、一般的な事業の内容を念頭において調査・予測・評価の標準的な項目及び標準的な手法を定めることができることとされており、事業者は個別の事業の事業特性、地域特性及び方法書手続により得られた情報等を考慮して標準手法、標準項目に検討を加え、環境影響評価を実施することとなる。

a. 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の範囲基本的事項で、下表の通りさだめられている。

環境要素の区分	影響要因の区分		工事	存在・供用
	細区分			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質		
		騒音		
		振動		
		悪臭		
		その他		
	水環境	水質		
		底質		
		地下水		
		その他		
	土壌環境 その他	地形・地質		
		地盤		
		土壌		
		その他		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物			
	動物			
	生態系			
人と自然との豊かな触れ合い	景観			
	触れ合い活動の場			
環境への負荷	廃棄物等			
	温室効果ガス等			

環境影響評価の項目は、環境基本法14条に規定される環境保全施策の範囲のものであり、従来は典型7公害及び貴重な自然等を限定列挙していたものに比較し、広く環境事象を対象としている。具体的には、大気環境では、大気質、騒音、振動、悪臭の他に「その他」の項目を設け、風害、低周波空気振動等の大気や空間に係る環境項目が広く読みとれるようにされている。水環境についても同様に、「その他」の項目で温排水や河川流量等が、「その他」の「その他」としては、日照阻害、光害等が含まれることとなる。

自然環境についても、「生態系」が新たな項目として追加されるとともに、動植物についても従来の「貴重な」ものだけではなく自然環境の体系的保全や生物多様性の保全の観点から評価していくこととなる。また、従来の「野外レクリエーション地」が「触れ合い活動の場」に変更され、里山等の身近な自然も評価項目として含まれることとなった。

また、廃棄物、温室効果ガスの発生等の環境の状態の予測・評価になじまない項目についても負荷段階で評価する項目として評価対象項目に新たに加えている。

更に、主務大臣は、事業種ごとに一般的な事業の形態を踏まえ、環境要素の細区分、影響要因の細区分を定める。具体的には、工事資材の運搬、地盤工事等の「工事」、埋立地等の「存在」、高速道路の供用後の自動車交通等の「供用」に各々に係る影響要因の細区分を定め、当該影響要因の細区分を念頭に置きつつ法令等における基準・目標の設定状況、環境影響の重大性等を考慮して、NO_x、SO_x等の表の環境要素の細区分を定めることとなる。また、影響要因の細区分ごとに調査・予測・評価の対象とする環境要素の細区分のどれが該当するかも欄に○印を付けるなどにより示すこととなる。

各事業種ごとの具体的な標準項目は、次表のとおりである。

b. 重点化・簡略化

事業者は主務大臣が事業種ごとに示す標準的な調査・予測・評価の項目・手法を出発点として、事業特性、地域特性等を考慮して、調査・予測・評価の重点化、簡略化を行い、メリハリが効いた、ポイントのわかりやすい環境影響評価を設計することが必要である。

簡略化とは、調査・予測・評価の項目を一部省略すること、調査・予測・評価の手法を簡易な方法にすることである。環境影響評価の準備書等において事業特性、地域特性から考えて重要な評価に費用や時間を十分かけるとともに、評価のポイントを一般に理解しやすくするためには、環境影響要因としての重要性の小さい項目については簡略にまとめ、メリハリを付けることが重要である。

このような観点から、事業特性、地域特性から考えて環境への影響が極めて小さいことが明らかな項目や手法は、簡略化することができる。

重点化には、調査・予測・評価の項目の拡充に加え、事業による特に重要な環境影響項目については標準手法に比較し更に充実した調査、予測、評価を実施することが含まれる。例えば、汚染物質の滞留しやすい地形条件のところで大きな環境負荷を持つ事業を立地する計画の場合には、こうした条件を考慮し得る予測手法を用いるなど、第2種事業の判定条件で示されたような条件のところで、当該、該当項目について、より詳細な手法により調査・予測・評価の重点化を行う必要がある。

なお、環境影響評価の実施中に環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等には、必要に応じて柔軟に調査・予測・評価の項目及び手法を見直し、又は追加的に調査・予測・評価を行うよう留意すべきことが定められている。

また、対象とする項目別に調査・予測・評価の結果を一貫して整理するとともに、項目別に実施された調査・予測・評価の結果の概要を一覧できるように取りまとめ、例えば、遮音壁の設置による景観や日照に対する影響、水質保全と水生生物の関係等の項目間の相互関係についても検討を加え、総合的に環境影響を評価すべきことが定められている。

調査・予測・評価に最新の知見を導入し、また、調査・予測・評価の客観性、科学性を向上させるためにも、環境影響評価の項目・手法を検討し、また、更に調査等を実施する段階においても、必要に応じて専門家等の助言が得られるような体制を作ることが望ましい。環境影響評価の作業の早い段階から客観性、科学性の観点からのチェックを行うことにより、より円滑な環境影響評価の手続の実施を期することができよう。